

官報号外

平成三年三月十二日

○第一百二十九回 衆議院会議録 第十八号

平成三年三月十二日(火曜日)

議事日程 第十一号

平成三年三月十二日

第一 運輸省設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第二 地方税法及び国有資産等所在市町村交付
金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 産業地域振興臨時措置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

第四 オゾン層を破壊する物質に関するモント
リオール議定書の改正の受諾について承
認を求めるの件

第五 都市公園等整備緊急措置法の一部を改正
する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

北海道開発審議会委員の選挙

日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

日程第一 運輸省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

日程第二 地方税法及び国有資産等所在市町村
交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 産業地域振興臨時措置法の一部を改
正する法律案(内閣提出)

日程第四 オゾン層を破壊する物質に関するモント
リオール議定書の改正の受諾について承
認を求めるの件

日程第五 都市公園等整備緊急措置法の一部を改
正する法律案(内閣提出)

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改
正する法律案(内閣提出)

地価税法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

正午開議

平成三年三月十二日

第一 運輸省設置法の一部を改正する法律案

第二 地方税法及び国有資産等所在市町村交付
金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 産業地域振興臨時措置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

第四 オゾン層を破壊する物質に関するモント
リオール議定書の改正の受諾について承
認を求めるの件

第五 都市公園等整備緊急措置法の一部を改正
する法律案(内閣提出)

午後零時十二分開議
○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

[近岡理一郎君登壇]

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

○日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

○議長(櫻内義雄君) 北海道開発審議会委員及び
日本ユネスコ国内委員会委員の選挙を行います。

○北村直人君 北海道開発審議会委員及び日本ユ
ネスコ国内委員会委員の選挙は、いずれもその手
続を省略して、議長において指名されることを望
みます。

○議長(櫻内義雄君) 北村直人君の動議に御異議
ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

○議長(櫻内義雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり
よって、動議のとおり決しました。

〔森田一君登壇〕

○森田一君 ただいま議題となりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、住民負担の軽減及び合理化等を図るために、個人住民税の税率の適用区分の見直し及び基礎控除額等の引き上げ、土地の評価がえに伴う固定資産税及び都市計画税の負担の調整並びに特別地方消費税の免税点の引き上げ等を行うとともに、土地に関する税負担の公平適正化を図りつつ、土地政策に資するため、市街化区域農地に対する固定資産税等の課税の適正化、特別土地保有税の全般的見直し及び遊休土地に対する課税の強化並びに住民税の土地譲渡益課税の見直しを行うこととし、あわせて、国有資産等所在市町村交付金等について所要の措置を講じることとしたしております。

本案は、三月五日本委員会に付託され、去る七日吹田自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、審査を行い、固定資産税を中心とした、土地に係る評価の適正化、税負担の激変緩和、路線価の公開方法等について質疑が行われました。同日質疑終了後、討論を行いましたところ、日本社会党・護憲共同から賛成、日本共産党から反対の意見がそれぞれ述べられ、次いで、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本委員会において、固定資産税に係る評価等の適正化について決議が行わたることを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

改訂する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第三、産業地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

改訂する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

改訂する法律案(内閣提出)

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

改訂する法律案(内閣提出)

国となつております。

しかしながら、その後の調査研究の結果、同議定書の定める措置のみではオゾン層の破壊の進行を阻止することは困難であり、オゾン層の保護のためには一層強化された措置を早急に実施することが必要であることが国際的に認識されるに至りました。

かかる認識のもとに、平成二年六月二十九日ロンドンで開催された締約国の会合において同議定書の改正が採択されました。

本改正は、オゾン層の保護のために規制すべき物質の範囲を拡大し、その生産及び消費を段階的に削減して今世紀中または二〇〇五年までに全廃すること、開発途上国が規制措置を実施するに当たり生じる困難に対応するための措置を整備するとともに、多国間基金を含む資金供与の制度の設立及び技術移転の促進等について規定しております。

本件は、去る二月十八日外務委員会に付託され、同月二十二日中山外務大臣から提案理由の説明を聴取し、三月六日及び八日質疑を行い、引き続き採決を行った結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

改訂する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

改訂する法律案(内閣提出)

国

官 報 (号外)

委員長の報告を求めます。建設委員長桜井新君。

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔桜井新君登壇〕

○桜井新君　ただいま議題となりました都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、都市公園等の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、都市環境の改善を図るため、建設大臣は、現行の都市公園等整備五カ年計画に引き続き、新たに平成三年度を初年度とする五カ年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならぬものとするところ、国は、平成三年度以降五カ年間は、特定地区公園事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることがであります。

本案は、去る二月十二日本委員会に付託され、三月六日大塚建設大臣から提案理由の説明を聴取し、三月八日質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対して、三項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○北村直人君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 北村直人君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

○議長(櫻内義雄君) 北村直人君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

て勾留及び逮捕が制限される罪の基準となる罰金の額の限度額等を二・五倍に改定すること、

第三に、罰金等臨時措置法を改正して、刑法外二法の罪以外の罪で罰金の多額が二万円に満たないものについては一律にこれを二万円に、罰金の

寡額が一万円に満たないものについては一律にこれを一万円に引き上げるほか、命令への罰金の委任の限度額についても二万円に引き上げること、

第四に、地方自治法を改正して、条例に罰則を設ける際に定め得る罰金の最高限度を百万円に引き上げること

等であります。

委員会においては、去る二月二十二日提案理由の説明を聴取した後、慎重審査を行い、本日質疑を終了し、直ちに採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○伊藤公介君登壇

地基本法に定められた土地についての基本理念にのつとり、土地に対する適正公平な税負担を確保しつつ、土地の資産としての有利性を縮減し土地政策に資するため、土地の資産価値に応じて負担を求める地価税を創設するものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、地価税の納稅義務者は、国内にある土地及び借地権等を有する個人または法人としております。

第二に、課税の対象は、個人または法人がその年一月一日の課税時期において有する土地等としております。

第三に、非課税とされる土地等については、国地方公共団体その他の公共法人が有する土地等及び公益法人等がその業務目的に関し有する土地等のほか、自然・国土保全・医療・社会福祉・文化・教育・交通・通信・水道・エネルギー等に開発する一定の公益的な用途に供されている土地等を非課税としております。

また、みずから所有し居住している住宅や他人に貸し付けられている住宅の用に供されている千平方メートル以下以下の部分の土地等を非課税とすることとしております。

以上のほか、一平方メートル当たりの更地の価額が三万円以下である土地等について非課税とすることとしております。

第四に、課税価格は、個人または法人が課税時期において有する土地等の価額の合計額としております。

なお、優良住宅分譲予定地等については、課税価格に算入する金額を土地等の価額の五分の一とし、また、協同組合等の有する土地等その他一定の土地等については、二分の一に軽減する特例措置を講ずることとしております。

第五に、課税価格から控除する基礎控除は、資本の金額が一億円を超える法人にあっては十億円とし、個人及び中小法人等にあっては十五億円としております。なお、非課税とされるもの以外の

保有土地の面積に三万円を乗じて計算した金額が十億円または十五億円を上回る場合には、この計算した金額によることとしております。

第六に、税率は、千分の三としております。なお、平成四年については、千分の二としております。

第七に、土地等の価額の評価については、相続税と同様に、課税時期における時価によることとしております。

第八に、地価税の申告・納付については、その年十月一日から同月三十一日までの間に申告し、地価税の額の二分の一に相当する金額を申告書の提出期限までに、その残額を翌年三月三十一日までに納付することとしております。なお、平成四年の申告書の提出期限については、平成四年十一月十六日から十二月十五日までとしております。

その他、税務署長等に対する固定資産課税台帳等の供質規定など所要の規定を設けることとしております。

さらに、地価税の負担のあり方については、少なくとも五年ごとに、固定資産税の土地の評価の適正化等を勘案しつつ土地の保有に対する税負担全体の状況等を踏まえて検討するものとし、必要があると認めるときは、地価税の課税対象及び税率等について所要の措置を講ずるものとすることとしております。

なお、この法律は平成四年以降の課税時期において個人または法人が有する土地等に係る地価税について適用することとし、施行に当たり所要の経過規定を設けております。

以上、地価税法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げました次第であります。(拍手)

地価税法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(櫻内義雄君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。仙谷由人君。

〔仙谷由人君登壇〕

○仙谷由人君 私は、日本社会党・護憲共同代表として、ただいま議題となりました地価税法案に

つきまして、この法案が不十分な改革にとどまっているものの、各党の意見に配慮しつつ、一定の修正を経た上、速やかに成立をさせるべきであるとの立場に立って、総理並びに関係各大臣に質問いたします。(拍手)

まず最初に、総理にお尋ねをしておかなければならぬ点は、地価税法案が必要となつた地価高騰の原因についての総理の認識についてであります。

私は、戦後三度目の一昨・昨年をピークとする今回の地価高騰は、一九八五年のプラザ合意以降の金融緩和が直接のきっかけとなり、これを日本

の制度的欠陥すなわち、現行土地税制が土地の資産としての有利性とりわけ金融的資産価値を極端に高めているという欠陥にその構造的要因がある、少なくとも地価高騰を助長、増幅させたと認識をしているところであります。この点につきまして総理の御見解を伺いたいのでござります。

そして、今回の地価高騰のもたらした社会的經濟的影響は極めて大きく、資産格差を拡大し、額に汗して働く普通の市民の持ち家願望を打ち砕くとともに、その勤労意欲をそぎ、大都市における遠距離通勤の苦痛を強い、都市部における福祉施設の建設をほとんど不可能とし、企業におきましても、研究技術部門に投資をして創意と工夫を重ねて商品開発を行つて利潤を上げるという堅実な企業経営が、あたかも恩恵らしい経営であるかのような風潮を生み出し、加えて社会資本の整備さえ困難となるなど、総理が常々主張される消費者中心社会、公正で公平な社会とは全く逆の経済社会構造、すなわち、投機経済社会、不公正で不公平な格差拡大の社会をつくってしまったのではないか。税制のみならず、土地政策、都市政策に関する政治の無策が引き起こしたこのような結果に対する政府の責任は重大であると考えます。この

点につきまして、総理の真摯な反省と御認識を伺いたいのあります。(拍手)

今、平成元年十二月十四日に成立をいたしました土地基本法に基づき、土地の保有コストを高め、土地の資産としての有利性を縮減し、投機的

土地取引を抑制し、もって土地神話を打破し土地の有効利用を促進するといったしまして本法案が提案されているのですが、より質の高い生活を求めるという国民の立場から検討いたしますと、この法案は不十分であると言わなければなりません。

一部に、こんな不十分な法制では土地の有効利用が図れないし、土地供給促進にも無益であるとの論や、地価税の導入がマクロ経済に悪影響を与える、増税分が価格に転嫁されインフレを招くと

いった主張は、はたまた土地税制改革が済岸戦争による経済成長の鈍化を加速するとの牽制、あるいは、土地は信用創造の基礎であつて日本経済に深くビルトインされており、土地税制改革は金融恐慌につながり、国際経済の不況を生む、あるいは高金利政策のもとで地価は下落して、地価税は必要ないといった消極論が聞こえてまいります。

しかし、これらの論理は、経済理論としても誤つておると考えられますし、一部業界や、土地投機の中で甘い汁を吸つた者たちの個別利益を代理する、ためにする主張でしかないのです。日本経済を健康体に回復させ、まじめに働く國民が勤労意欲を持続し、良質の住宅を保証され、ゆとりのある生活を実現するという政治課題からほど遠いところにあると言つべきであります。

地価が下がれば、値上がりを見込んで土地投機を行つた者が打撃を受けたとしても当然でござります。土地投機をした者の救済のために、地価を引き下げる政策努力をせずに、投機に関係のない消費者に住宅価格の上昇やインフレとしてツケを負ふことは許されないと考えますが、これら消極

論並びに先ほど申し上げました転嫁論につきまして、大蔵大臣の御意見を伺いたいと思います。

理論上、地価が地代収益と期待値上がり益と節税益を加えたものを利子率で割ったもの、除した

ものとの数式であらわされるといいたしますと、地価税を課すことによって地代収益を縮小し、地価税及び譲渡益課税を適正化して期待値上がり益を圧縮し、さらには節税効果を失わせれば、地価は低下するのであります。協調、共存が要求される国際経済のもとでは、日本の経済政策、とりわけ金利政策は、日本の国内的要因によつてのみ決定することは困難でございます。また、民間の設備投資

資金の必要性は、金利政策を専ら土地投機対策として使用することに限界があることを明らかにしております。

この前提を承認いただけるならば、現下の高騰した地価を引き下げ、次の金融緩和時に四度目の地価高騰を引きさせないために、今こそ制度改革、すなわち適切な土地税制改革が必要であることは疑ひを入れません。

この点につき、総理並びに大蔵大臣の本法案成

立に向けての真意をお伺いしたいのであります。

資産としての有利性減殺のためには、民間研究機関の研究結果や漏れ聞こえてきました政府税調の意向でございます地価税の税率一%、この一%の税率が必要ではなかつたかというふうに私は考えます。税率〇・三%では理論上の地価は六倍程度しか下がらないという試算もございます。また、一%の税率は地代収益が年五%の割合で得られる

という前提に立ちますと、他のもろもろの資産の保有コストと土地資産からの収益率を均等にする

いう公平の観点からも首肯し得るのではないで

しょうか。

資産の規模が大きくなればなるほど、保有コストは安くなり、相続のコストも低くなり、逆に収益性は高くなるという、まさに持てる者と持たざる者の格差拡大の制度からこれを是正する必要があることは明らかであります。地価税の税率の修

正、例えは〇・五%、法人の短期譲渡益課税も超短期のそれと同様の分離課税とすべきではないかと考えております。大蔵大臣の御意見を伺います。

さらに、本地価税法案は、税率を〇・三%とするほか、自己居住用の住宅敷地については千平方メートル以下の部分を非課税とし、所有土地面積すべてに一平方メートル当たり三万円を乗じた額が十億円（個人、中小法人にあっては十五億円）の多い金額を基礎控除とする。加えてこの税の納付は、事業者にあっては損金算入を認めるとしております。

私は、この非課税措置と基礎控除はいささか過大に過ぎ、庶民感覚とはずれていると考えます。百万社の法人のうちの一万社で五〇%の土地を、百社で三〇%の土地を有しているとの現実、日本一千社で三〇%の土地を有しているとの現実、日本国内の一九九〇年度土地価格総額がGNPの五倍強となる二千百二十八兆円という額に達しているとの事実を前にして、地価の低下、資産格差是正、土地供給の促進という要請に誠実に対処する所、住宅用敷地の非課税範囲を五百平方メートル以下とし、基礎控除を一平方メートル当たり一万円として、面積を無制限とするのではなくてかかるべき範囲、例えば三千三百平方メートルとする。加えて損金算入は認めるべきではない、そのような提案をいたしたいのであります。

総理及び大蔵大臣は、非課税範囲、基礎控除、損金算入について、ただいま述べました提案につきいかがお考えなのか、所見をお伺いいたしました。

が増収を目的とするものではないとしまして、主として所得課税の減税財源とすべきだと指摘しております。私は、この税収こそ、自治体が公的土地を取得し、良質の公的賃貸住宅を建設することに優先して充当することが本税の目的によりかな

い、あわせて多極分散にも資することになると思料いたします。税収の使途につき、總理並びに大蔵大臣の答弁をお願いをいたします。

自治大臣に対するお尋ねをいたします。

地価税法案第三十八条による市町村の協力義務を土地基本法第十八条との関連でどのように解して、いかなる指導をされようとしておるのか、御意見を賜りたいのであります。

また、私は、固定資産税に係る土地評価につきまして、その均衡化、適正化を図るべきであつて、さらに土地評価を公開することが緊急に求められてゐるところと考へます。が、自治大臣はいかなる施策をとらうとなされておるのか、御所見をお伺いしたいのであります。

今政治に求められておりますのは、国民の前にどのような地価水準を持っていくかという政策の目標を提示することであります。そのためにはどのような税率や基礎控除を設定するのか、ということを訴えまして、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(海部俊樹君) 仙谷議員にお答えをいたします。

地価高騰の原因をどう思うかとのお尋ねでありましたが、大都市圏都心部を中心に業務用地需要の急激な増大があつたこと、それに端を発しました金余りの状況のもとで住宅地の買いかえ需要の増大、これらは主な原因でこのような事態になつたと私は

受けとめますが、また顧みて、土地を持つていればもうかるという土地神話があつたり、税制自体が土地の資産としての有利性を助長しているとの指摘があることも、これはそのまま受けとめておられます。

今回のこの高騰が資産格差の拡大による不公平感の増大をもたらすなど、我が国経済社会に深刻な影響を与えてることは、そのとおりと認識をいたしておりますし、このような事態に対処するため、これまで土地取引の規制、あるいは土地関連融資の規制、住宅地供給の促進、土地の有効高度利用の促進などの需給両面にわたる各般の施策を行ってきたところでございます。最近においては東京、大阪等で地価の鎮静化傾向が見られるなど、土地対策の成果の兆しが見えてきているところでござりますが、今後とも総合土地政策推進要綱に従つて政府一体となつた取り組みを開拓していく考えであります。

土地問題の解決には適切な土地税制改革が必要であるとの御認識は、まさに御指摘のとおりと私も受けとめております。地価税の創設は、固定資産税の評価の適正化と相まって、土地の保有コストを引き上げ、地価の抑制、低下、土地の有効利用促進など土地対策に資するものと考えております。

地価税は、公共的性格を有する土地という資産に対する適正公平な税負担を確保しつつ、土地の資産としての有利性を縮減する、その観点から、一定水準以上の資産価値を有する土地保有に対し、その資産価値に応じた負担を新たに求めるものであります。地価税の創設は、固定資産税の評価の適正化と相まって、土地の保有コストを引き上げ、地価の抑制、低下、土地の有効利用等土地対策に資するものであると考へておりますので、内容の変更は考へておりません。

地価税の税収の使途については、平成四年度の予算編成時までに検討すべき旨提言されておりま

処してまいりたいと考えております。残余の問題については、関係大臣から答弁いたしました。(拍手)

○國務大臣(橋本龍太郎君) 仙谷議員にお答えを申上げます。

まず第一点は、消極論、転嫁論といったものについてありました。

地価税の負担の転嫁によりまして一部の財サービスの価格が上がるかどうか、どの程度上昇するかといった点は、市場が競争的か否か、それが市場の状況に依存することではあります。

いずれにいたしましても、全体として見るなら一回限りの価格上昇ということでありまして、一般的なインフレに結びつくものとは考えておりません。

また、土地保有者に対してコストの増となる。しかし、新税は増収を目的とするものではあります。せんで、税収が何らかの形で国民に還元される。

となどを考へますと、地価税の導入が経済に悪影響を及ぼすという懸念は当たらないものと私は考へております。むしろ、地価税は、土地の収益性の低下や過大な値上がり期待の縮小、あるいは中長期的な土地の有効利用促進などを通じて地価の抑制、低下というものをもたらす効果があると考えられますので、経済に対しても好ましい影響を受けるものと期待をいたしております。

また、制度改革についての決意というお話をありました。

四度目の地価高騰を引きこさいたために適切な土地税制改革が必要という御指摘は、私もそのとおりだと思います。地価税は、土地基本法の理念を踏まえ、土地に対する適正公平な税負担といふものを確保しながら土地の資産としての有利性を縮減する観点から、その資産価値に応じた税負担を求めるものでありますから、地価が上昇すればそれに応じて土地保有コストが増加することか

ております。したがって、今回の土地税制改革の中では、地価税は極めて重要な柱をなすものと考えております。速やかな実現を図りたいと心から願っております。

また、税率についての御指摘がございましたが、地価税に係る税率につきましては、税制調査会土地税制の方針についての基本答申におきまして、土地保有そのものに担税力を認めながら毎年保有土地の資産価値に応じて負担を求める観点、土地の資産としての有利性を政策的に縮減する観点などを総合的に考え、適正な水準を設定すべきである。その際、税率は、事業経営の継続に配意すると同時に土地の資産としての有利性を縮減する程度であることが望ましいと指摘をされております。

政府といたしまして、税率を設定するに当たりましては、この指摘を踏まえながら、基礎控除の水準や今般の土地税制改革において固定資産税の評価の適正化も行われることなど、そうした要素も総合的に勘案し、〇・三三%とするに至りました。そこで、私どもとしては適切な水準とのと考えております。

また、短期譲渡課税についての御指摘がございました。今回の土地税制改革で、超短期所有土地等に係る譲渡益の重課制度につきまして、通常の法人税率に三〇%の税率を加算した税率による分離課税率方式に改めることにいたしましたのは、土地の投機的取引の抑制効果を高めると同時に、赤字法人を利用した税負担回避防止に資すること目的としたものであります。こうした分離課税制度は、赤字法人に極めて重い負担を求めるものであります。赤字法人大きくが困難でありますので、土地等の譲渡益一般について分離課税とすることには無理があるのであります。また、土地譲渡の個別事情のしんやくがどうか、そう考えております。

また、非課税範囲、基礎控除、損金不算入等について、議員のお考へを述べられた上でその感想

をただされました。私は、一つの御見識と承っております。

しかし、同時に、政府としては、居住用地については、国民生活の本拠として不可欠のものといたしまして、まずは第一点は、地価税法案の市町村に配慮をし、原則として非課税という方針をとりました。この場合、大規模な邸宅の敷地を除いてほとんどの居住用地の所有者が非課税になるような水準として千平米までの部分を非課税とすることにいたしました。

また、基礎控除につきましては、土地の資産価値に応じた税負担を求めるという地価税の趣旨に照らしまして、資産価値の小さな土地保有は課税対象から除外することが適切である、そう考えて設けたものであります。その水準については、土地の資産としての有利性を縮減するという観点とあわせ、個々の納税者に対する負担や我が国経済に与える影響を配慮するという視点にも十分考えながら設定をいたしました。

また、個人事業者や法人が保有する事業用地につき納付した地価税額につきましては、事業遂行上土地を保有し、その土地保有に伴つて生じたコストであり、収益に対応する費用であると見るべきものでありますので、固定資産税等の租税公課と同様、個人の事業所得等あるいは法人の所得の計算上、損金に算入することとしたものであります。

私どもは、以上申し述べたような理由から、今回御提案申し上げております地価税の具体的仕組みにつきましては適切なものと考えております。

また、この効果を見ながら、必ずしも五年といふ時間でなければ、住宅地の地価を引き下げ、また土地は、有限で公共性を有する貴重な資源であり、国民の活動に不可欠な基盤であります。土地問題の解決は、国民生活にとって最も重要な課題であります。資産格差の拡大をこのまま放置すれば、勤労意欲の減退にもつながりかねません。実効ある土地対策によって地価を引き下げ、また土地の有効利用を図らなければ、住宅、社会資本の充実などおぼつかず、豊かな国民生活の実現は全く不可能と言わねばなりません。

國土庁の土地白書によれば、昭和三十年から平成元年の三十年余りの間に地価は実に五十四倍、六大都市においては何と百二十倍にも上がっております。一方、この間の労働者の収入の伸びは七倍であります。大都市圏における労働者の収入

〔國務大臣吹田悦君登壇〕 仙谷議員のお尋ねが二点あります。まず第一点は、地価税法案の市町村の協力義務についてのお尋ねであります。これは、土地基本法第十八条の趣旨というより定めようとするものであります。自治省といたしましてもその趣旨に沿い、市町村に対し適切な指導をしてまいりたいと考えております。

次に、固定資産税に係る土地評価についてのお尋ねであります。平成六年度以降の評価がえに照らしまして、土地基本法の趣旨を踏まえて、地価公示制度の改善とも相まって、その一定割合を目標に評価の均衡化、適正化を推進すべきものと考えております。また、評価の均衡化、適正化に資するためには、路線価の公開を積極的に進めることといたしております。(拍手)

さて、地価対策を進めるに当たって、まず政府が地価引き下げの目標を明確にすることが重要であります。目標なき施策は無意味であります。政府が大都市における地価をどの程度まで引き下げようと考えておられるのか、その目標を具体的にお聞かせ願いたい。

総理土地政策推進要綱では、「土地政策の目標」として次のように述べられております。すなわち、「地価については、土地の利用価値に相応した適正な水準まで引き下げる」とされ、特に住宅地について、第一に「中堅労働者が」、第二に「相応の負担で」、第三に「一定水準の住宅を確保しうる地価水準の実現」と、目標を定めておりました。同じ趣旨を総理御自身今国会の施政方針演説で述べられておられます。

そこでお尋ねいたしますが、住宅地の地価引き下げの目標として掲げられている「中堅労働者」とは、どの程度の所得の人を指しているのか。「相応の負担」とは、年間所得の何倍を想定しているのか。「一定水準の住宅」とは、例えば四人家族での程度のスペースを考えているのか。さらに、都心からの通勤時間がどの程度かかる住宅地を想

定しているのか。そして、こうした大都市における地価引き下げの具体的目標をいつまでに達成しようとするのか。以上の五点、国民の最も関心のあるところだと思いますから、総理の明確かつ具体的な御答弁をお願いしたいと思います。(拍手)

次に、地価税法案の問題点について具体的にお伺いします。

まず第一に、今回の地価税法案を中心とした土地税改正案で地価対策の所期の目的は十分に達せられるのかということになります。すなわち、地価税創設の趣旨は、土地の保有コストを引き上げて、土地の資産としての有利性を縮減し、その結果地価を引き下げ、また土地の有効利用を促進させようというものです。国民も、土地問題に対処する切り札として、土地の保有課税の強化に大きな期待を寄せました。ところが、税制改革の舞台が政府税調から自民党政調へと移るにつれて、議論の中身は、土地対策としての税制のあるべき姿についての議論から、専ら負担する側へのまことにきめ細やかな配慮へと重心が大きくなり、相も変わらず生活者を軽視し企業を優遇する姿勢を如実に示したのであります。地価税の税率は、当初予想された一定程度から大きく引き下げられ、基礎控除もさらに引き上げられるなど、その内容は大幅に後退いたしました。これでは国民の期待からはほど遠いものと言わざるを得ません。総理はどうお考えでありますか。

自民党政調での議論の過程で、自民党的の塙川会長案として税率〇・五%、基礎控除五億円、単価控除一平米一万元という具体案が提示されました。が、せめてこの程度の案でないと土地の資産としての有利性の縮減という所期の目的は達せられないと考えますが、総理、いかがでありますか。

次に、地価税法案の単価控除制度につきお伺いをしたい。すなわち、一平米三万円以下の土地は非課税、さらに三万円以上の土地も三万円まで基礎控除されるとの制度であります。路線価一平米

三万円というのは、一坪当たりにしますと時価で二十万円以上する土地であります。坪二十万円の土地というのは、東京圏、大阪圏など大都市を除く地方都市では宅地の平均的な価格とも言われております。地方に大規模工場、大規模敷地を多く持つ企業やゴルフ場などは、どんなに広大な土地を持つていようと非課税となるわけですが、これで土地の有利性の減少や税負担の公平確保という地価税の目的が達せられるのでしょうか。また、地方での土地の買い占めを助長する結果となるのではないか。こうした疑問に対し、明確なる御答弁を求めるものであります。

以上のよう、税率の低さ、基礎控除の高さ、単価控除の高さ、さらには非課税とされる土地の範囲の広さなど、地価税が抜きにされたとの批判がなされていますが、こうした批判に対しどうしたことえられるのか。私は、地価税を実効性ある内容に改めるべきであると考えますが、その用意があるのかどうか、あわせてお伺いするものであります。

次に、地価税創設に当たっては、同じ土地保有税である固定資産税と地価税との関係を明確にするべきであると考えます。総理は、固定資産税と地価税との関係をどうお考えになっているのか、お伺いしたい。

固定資産税は、市町村の行政サービスの対価であって、資産格差の是正や地価対策というような政策税制にはなじまない、また土地の使用収益価値に応じた負担であるというのがこれまでの一貫した政府答弁であります。だからこそ、別途国税としての地価税を創設するということになつたはずでございます。ところが、このように地価税と固定資産税とでは課税の目的が全く違うにもかかわらず、本法案は、固定資産税評価の適正化との兼ね合いで、五年後に見直しを検討するとの規定がなされております。この規定をどう理解すべきでありますか。総理の明快なる答弁を求めるものであります。

本法案では、平年度三千億から四千億円の税収と言われておりますが、これは税の目的からしても土地問題の解決に利用されるべきではないか。例えば地方自治体の土地の先買い権行使のための財源や、我が党がかねてから主張しております家賃補助制度の財源にすることなどを検討すべきであると考えますが、総理の御見解をお伺いいたします。

以上、総理並びに大蔵大臣の明確な答弁を求め、私の質問といたします。(拍手)

〔内閣総理大臣海部俊樹君登壇〕

○内閣総理大臣(海部俊樹君) 北側議員にお答えをいたします。

今回の地価上昇の原因についてのお尋ねであります。が、大都市圏都心部等における業務用地需要が近年急激に増大してまいりました。同時に、金余り状況のことで、これが住宅地の買いかえ需要の増大、これらの需要増大を見込んだ投机的な取引を招いたことが主たる原因になつておると私は受けとめておりますが、このため、これまで需給両面にわたる各般の施策を実施してきたところであり、近年においては東京、大阪等で地価の鎮静化傾向が見られるなど、土地対策の成果の兆しが見えてきているところであります。

また、去る一月二十五日には、土地基本法を踏まえた今後の総合的な土地政策の基本的な指針として、総合土地政策推進要綱を閣議決定したところであり、今後は一層強力な展開を図つてしまつたと考えております。

土地政策へ取り組む基本姿勢は、これまで申しあげてきたように、土地取引の規制、土地関連融資の規制、住宅用地供給の促進、土地の有効高密度利用の促進などの需給両面にわたっての各般の施策を実施してまいりましたが、土地対策の成果の兆しが見え始めておるところでありますので、今後とも、総合土地政策推進要綱に従つて、政府一体となって取り組みを展開すべきものであると考えております。

また、地価水準の目標については、総合土地政策推進要綱、その中で土地の利用価値に相ふさわしい適正な水準にまで地価を引き上げるべきものと唱えておりますが、去る一月二十五日に閣議決定して、その後、平均的な給与水準の労働者の方が年収五倍程度で、規模の上でもあるいは御指摘になつた通勤時間の上でも快適な住生活を享受し得るよう、これからもこれを一つの目標として一層強力に推進を図つてまいりたいと考えております。

地価税は、公共的性質を有する土地という資産に対する適正公平な税負担を確保しつつ、土地の資産としての有利性を縮減する観点から、一定水準以上の資産価値を有する土地保有に対し、その価値に応じた負担を新たに求めるものであります。

地価税は、公共的性質を有する土地という資産としての有利性を縮減する観点から、一定水準以上の資産価値を有する土地保有に対し、その価値に応じた負担を新たに求めるものであります。

また、地価税の負担のあり方については、少なくとも五年ごとに検討を行ふという規定を設けておりますが、この検討の際には、土地に対する適正公平な税負担を確保しつつ、資産としての有利性を政策的に縮減するという地価税の趣旨を踏まえて、負担のあり方について考え方なければならないと思つております。こうした観点から、見直し規定においては、固定資産税評価の適正化の状況も考慮しつつ、土地の保有に対する税負担全体の状況等を踏まえてあり方を検討するということを

明らかにしたところであります。

なお、平成六年度以降の固定資産税評価がえにについてお尋ねがありましたが、土地基本法の趣旨を踏まえて、地価公示制度の改善とも相まって、速やかにその一定割合を目標に評価の均衡化、適正化を推進することとしておりますが、具体的な数値については今後検討を加えていくべきものと考えております。

また、税収の用途についてもお尋ねがありませんが、平成四年度の予算編成時までに検討すべき旨提言されておりました税制調査会の答申を踏まえて、政府としては適切に対処してまいりたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁を申し上げます。(拍手)

【国務大臣橋本龍太郎君登壇】

○國務大臣(橋本龍太郎君) 北側議員にお答えを申し上げます。

一点は、地価税法案の内容が骨抜きにされていないかという御指摘ありました。

地価税の税率、基礎控除などの具体的な仕組みにつきましては、土地の資産としての有利性を政策的に縮減するという観点と、我が国経済に与える影響や個々の納税者に対する負担に配慮するという観点とを総合的に勘案して適正に設定したものでありまして、この地価税の創設は、土地の保有コストを増加させ、保有コストに対する意識を高め、地価の低下、抑制、土地の有効利用の促進など土地対策に資するものであり、内容は十分実効があるものと考えております。

また、地価税と固定資産税の関係につきましてのお問い合わせがありました。

固定資産税が、土地保有と市町村の行政サービスの間の受益関係に着目をして、居住用地も含めて基本的にすべての土地を課税対象としているのに対し、地価税は、土地の公共性や資産としての有利性に着目をし、一定水準以上の資産価値を有する土地保有に対しても、その資産価値に応じた負

担を求めるものでありますこと、また、地価税は、居住用地の原則非課税、課税最低限の設定によりまして、広く土地保有全般に負担を求める固定資産税に比べて納税者数が非常に限定されたものになっていること、こうした点で地価税と固定資産税は基本的に趣旨、仕組みを異にする税であります。

むしろ私は、議員の御指摘には逆らうかもしませんけれども、地価税の創設は、固定資産税の評価の適正化と相まって、土地保有コストを高め、土地の有効利用の促進など土地政策に資するものと考えております。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 吉井英勝君。

【吉井英勝君登壇】

○吉井英勝君 私は、日本共産党を代表して、政府提出の地価税法案に対し、總理並びに関係大臣に質問いたします。

土地問題は、言うまでもなく、今日の政治に課せられた最重要課題の一つであります。海部首相は、さきの施政方針演説で、豊かな国民生活の実現をしていくと言わされました。そのためには、まず欧米先進国に比べて著しく立ちおくれている住宅、公園、下水道など生活基盤の整備充実を急ぐことであり、その根幹である土地問題を解決することが緊急の課題であります。

地価は鎮静化してきているとはいえ、超高層住宅、名古屋、千葉は約四倍、京都は五倍、全国平均で約二倍となっているのであります。一九八六年ごろ東京都心の商業地から始まつた戦後三番目の地価高騰は、東京周辺の住宅地に波及し、やがて地方都市、リゾート開発地までそれが及び、瞬間に全国に広がりました。この異常さは国土府

の土地白書でさえ認める異常なものであると言わざるを得ません。

この結果、どうなことが起こったか。大企業と大土地所有者への土地所有が集中した一方で、大都市に住む労働者は、一生かかる住宅を持てなくなつたではありませんか。都心部には地上げ屋がばっこし、お年寄りが、商店が住みなれた町を追い出され、古都京都でも高層マンションが次々と建ち、「伝統的な町並みや貴重な文化遺産にも少なからぬ影響が出てきています。

これらが異常であり、あってはならないことだという認識を持っておられるのかどうか、まず最初にお伺いいたしておきたい。

問題は、この異常な事態がだれによって引き起こされたかです。自然現象ではありません。中曾根内閣以来の民活路線による東京一極集中政策に基づく大企業中心の都市再開発と、その推進のための都市計画や建築の規制緩和政策等、大企業への手厚い優遇措置の推進、それに余り現象の中での超低金利政策のもとでの銀行、生命保険会社等による湯水のような不動産業向け過剰融資、そして大企業、大不動産会社等の土地投機、土地買い占めなどにあつたことは明白な事実であります。一般の庶民は、その一方的な被害者、犠牲者ではありませんか。さらに、土地基本法の強行と計画中の借地借家法の改悪により、住民が都市から追い出されようとしていることは重大であります。

今求められているのは、国民の立場に立った総合的な土地政策であり、それに役立つ土地税制度があります。そのためには、土地をばらもうけの種として買ひ占め、投機に狂奔した元凶である大企業、大不動産会社などの加害者と、マイホームの夢を無残に絶たれ、緑を奪われ、重税にあえぎ、住みなれた土地を追い出されている一方的な被害者である一般庶民とを明確に区別することが必要

的にか混同し、客觀的には加害者に加担してきたみずからの責任を放棄しているではありませんか。一体、總理は、地価高騰の根本原因とその責任についてどのように考えているのですか。土地神話といふことで、住む家さえ買えなくなった庶民にも責任をおつかぶせるつもりですか。責任ある答弁を求めます。(拍手)

この土地投機は、巨額の資金なしには不可能です。政府の総量規制等にもかかわらず、金融機関の不動産業向け融資残高は増大を続け、最近はノンバンクを経由して不動産業へ流れた融資額が問題になっています。ノンバンクに対する規制を直ちに検討すべきであります。答弁を求めます。

また、大手都銀の土地、株式への過剰融資をめぐる不祥事件の続発は、イトマン、光進関連などを題にしています。ノンバンクに対する規制を直ちに検討すべきであります。答弁を求めます。

この不祥事件の背景をもたらしたみずからの責任を庶民を犠牲にしたものであります。政府、大蔵省は、これら金融機関に対し厳しく対処するとともに、超低金利緩和を長期にわたって継続して、これら不祥事の背景をもたらしたみずからの責任を深く反省すべきであります。大蔵大臣の答弁を求めてます。

政府は、今后の中長期的な土地政策の指針としてこの一月に閣議決定した総合土地政策推進要綱で、地価を適正な水準まで引き下げる初めて地価引き下げをうたいましたが、肝心の裏づけがあいまいなまま、逆に固定資産税の評価額を地価公示価格の一割合に引き上げると明示していま

す。もしこの引き上げが行われるならば、都市部では現在の四倍から五倍の引き上げにもなり、庶民の負担の限界を超すことは明らかであり、撤回を求めるものであります。

次に、政府の地価税法案について具体的に質問いたします。

さきに述べた加害者、被害者の論理に立てば、加害者には強力な土地保有税を課し、被害者には固定資産税を含む保有税を軽減することこそ必要であると考えます。

ところが、政府提案の地価税法案は、これにどういう答えを出しているか。まず、加害者については、財界の圧力を背景にしてか、何重もの負担軽減措置がとられ、事実上、大企業、大土地所有者にとって骨抜きになっています。

第一に、税率の問題です。当初、政府税調の土地小委員会は、新土地保有税の税率は〇・五%から一%を想定していましたし、マスコミでもそのように広く報道されていました。ところが、政府の今回の地価税法案は、金融資産課税とのバランスで考へられていました〇・五%はおろか、地価引き下げ、資産格差是正の効果を実効たらしめる最低水準の税率とされた〇・五%さえ採用せず、〇・三%と大幅に引き下げられ、初年度はもつと低い〇・二%としたのであります。

このため、例えばこの間の地価暴騰で巨額の含み益と内部留保を得た鉄鋼業界を例にとりますと、その税負担は、税率が一%なら九百五十億円と試算されていたものが、〇・三%課税で約百九十九億円、初年度の〇・二%課税で約百九十九億円と、これだけで三分の一から五分の一に大きく軽減されたのであります。全く骨抜きではありますか。何ゆえに〇・五%以上一%の範囲で税率を決めなかつたのか、どういうべきでこのようになつたのか、明確にされたいと思ひます。

第二に、非課税の範囲に一平方メートル当たりの評価額が三万円以上の土地等の項目を入れ、大企業が地方に所有する膨大な土地等をほとんど非課税にしたことあります。

第三に、基礎控除に単価控除を加え、大規模な土地所有者ほど大幅な負担軽減にしたことあります。これによつて、一平方メートル当たり三万円を超える土地を約三万三千四百平方メートル以上所有する大企業は、その保有面積が大規模なほ

ど恩恵が巨大なものとなることは明らかであります。

第四に、こうして大企業、大土地所有者に対しても思つて切つて税額をまけてやつた上に、その地価税負担額を法人税の面で損金算入できることとしていることがあります。これにより、さらに地価の実質負担額は半分に減少してしまつのです。まさに三重、四重の負担軽減措置と言わなければなりません。

こうした幾重にもわたる大企業への手厚い負担軽減措置により、例えば七千四百万平方メートルもの膨大な土地を所有し、一平方メートル当たり四万円で相続税評価額約三兆円と言われる新日本製鉄の場合、一%の税率で地価税額三百億円だったものが、単価控除方式による基礎控除が約一兆五千億円に達し、その結果、課税対象額は半減します。初年度の〇・二%課税で何と税額は三千億円、さらにこれを損金算入できるため、法人税との差し引きで実際の税負担は半分の約十五億円に減つてしまつのであります。これでは、地価高騰の原因をつくり、かつ利益を得た大企業、大不動産会社にはほとんど痛みがなく、この地価税法では、買い占め地の吐き出しも、地価引き下げ、資産格差の縮小も期待できません。

政府は、税負担に応じて土地の収益性を低下させ、過大な値上がり期待を縮小させ、その分だけ地価の引き下げ効果を有するとしていますが、当の政府税調土地税制小委員長を務めた石弘光氏は、政府案について、骨抜きだ、失望した、〇・三%は期待外れなどと、実効性が乏しく期待できないことを明言しているではありませんか。どうですか。土地の資産としての有利性を減殺する効果も甚だ疑問であります。

このような措置ではなく、この間の地価暴騰で巨額の含み益を得た大企業、大土地所有者に対する真に実効ある課税を行つべきであると考えます。これがどのように課税を行つべきであると考えます。

以上、土地投機、地価高騰の加害者である大企業には大幅な負担軽減措置をとりながら、その一方、被害者、犠牲者である大都市圏の中小企業や農家などへの配慮が全く不徹底であります。

まず、中小企業には十五億円の基礎控除がありますが、現在の地価水準では東京二十三区、とりわけ山手線内の中小企業の場合、相当部分が課税対象となることは間違いくらい、さらに、政府によれば、三大都市圏、政令指定都市では中小企業の約二割弱が課税されるのであります。都心のしにせ、町工場は追い出されてしまうのでしょうか。少なくとも、このような中小零細企業の保有土地については非課税措置をとるべきではありませんか。

さらに、重大なのは農地の扱いであります。本法案によれば、農地一般は確かに非課税とされていますが、三大都市圏の市街化区域内農地や雑木林などは非課税範囲から除外され、五年後には確實に課税対象にされるのであります。これらの農家に対する新税課税は、嘗農意思を無視した宅地並み課税化と相続税の納稅猶予制度の廃止等の相続税強化とあわせ、文字どおりトリブルパンチとなり、貧農困難な状態に追いつめられることは必至になります。新たな農地破壊税、緑破壊税となる危険性が大と言わなければなりません。三大都市圏の市街化区域内農地も非課税とすべきではありませんか。明確な答弁を求めるものであります。

(拍手) 地価税に係る税率につきましては、土地の資産としての有利性を政策的に縮減するという観点においては、土地基本法の趣旨を踏まえて、地価公示制度の改善とも相まって、速やかにその一定割合を目指し評価の均衡化、適正化を推進することとし、この方針に沿つて取り組んでいくべきものと考えております。

また、平成六年度以降の固定資産税評価がえに於いては、土地基本法の趣旨を踏まえて、地価公示制度の改善とも相まって、速やかにその一定割合を目指し評価の均衡化、適正化を推進することとし、この方針に沿つて取り組んでいくべきものと考えております。

最後に、私は、国民本位の土地税制確立の見地に立ち、土地に寄生する大企業への真に実効ある課税の強化とともに、地価暴騰の犠牲者である労働者への増税の中止を目指し奮闘する決意を表明します。(拍手) 質問を終わります。

〔内閣総理大臣海部俊樹君登壇〕

○内閣総理大臣(海部俊樹君) 吉井議員にお答えをいたします。

地価高騰が我が国経済社会にさまざまな深刻な影響を与えることは、私もよく認識をしております。今回の地価上昇は、特に大都市圏都心部

等における業務用地需要の増大、金余り状況、これらを受けての需要の増大を見込んだ投機的取引を招いたことが主たる原因であったと受けとめています。

このため、顧みて政府は、土地取引の規制、土地開発融資の規制、住宅宅地供給の促進、土地の有効高度利用の促進などの需給両面にわたる施策を実施してきたところであり、近年においては東京、大阪等で地価の鎮静化傾向が見られるなど、土地対策の成果の兆しも見えてきておるところであります。今後は、税制、金融、土地利用計画等の一層強力な展開を図つてまいりたいと考えております。

また、平成六年度以降の固定資産税評価がえに於いては、土地基本法の趣旨を踏まえて、地価公示制度の改善とも相まって、速やかにその一定割合を目指し評価の均衡化、適正化を推進することとし、この方針に沿つて取り組んでいくべきものと考えております。

また、地価税に係る基礎控除等の具体的仕組みについても、土地の資産としての有利性を縮減するという観点と、我が国経済に与える影響や個々の納稅者に対する負担に配慮するという観点とをあわせて考えて適正に設定したものであり、結果的には、地価税の納稅義務者は主として大規模に土地を有している法人が中心となつてゐるものと思われます。また、資産価値の小さな土地保有に対して、基礎控除により配慮するとともに、資産価

値が基礎控除を超える土地保有に対しても、大企業であるか中小企業であるかを問わず負担を求めることが適当であろうと考えますが、中小企業や個人については、基礎控除を十五億円と、すなわち一般法人よりも割り増しすることによって特別な配慮をしておることも御理解をいただきたいと思うわけであります。

三大都市圏の市街化区域農地については、農地を原則非課税とするとともに、森林法上の森林についても非課税としておることであります。三大都市圏の特定市の市街化区域農地については、保全すべき農地を除き五年後の平成九年から課税することになりますが、都市計画上いわば宅地化すべき農地として明確に位置づけられていること等にかんがみ、一般の宅地と同様に取り扱うことが負担の公平の観点からいって適当であると受けとめて、このような処置になったものでございま

た。残余の質問については、関係大臣から答弁をいたさせます。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇〕

○国務大臣(橋本龍太郎君) 吉井議員にお答えを

申し上げます。

まず第一点は、ノンバンクについてであります。が、ノンバンクが行う不動産向け融資につきまして規制することは、現行の貸金業規制法のもとで困難であります。

しかし、土地問題の重要性にかんがみ、資金の供給者であります金融機関を経由する間接的な方法で、可能な限りその適正化を図るべく努めているところであります。が、先般、開議で決定をいたしました総合土地政策推進要綱におきまして、いわゆるノンバンクたる貸金業者の土地関連融資についても、その実態を把握し、より実効ある指導が行えるような方策のあり方にについて検討すべきであるとされているところでありまして、ノンバンクに対し直接的に指導を行うため、貸金業規制等の法的整備を行うこととの適否についても検討

したいと考えております。

また、一連の金融機関の不祥事ということで御指摘がございました。

金融機関の基本的な業務運営のあり方や不祥事件の未然防止については、從来から數次にわたり通達等により指導してきたところであります。

御批判があることは、当局としても十分承知しております。遺憾に思つておることであります。

金融機関は、その業務の公共性にかんがみ、社会的責任を自覚した業務運営を求められております中で、第一主義的には必ずからが業務の健全かつ適正な運営のための努力をすべきものと考えておりますが、当局としても、公共性の適切な発揮の実を上げ、社会の期待にこたえるよう、引き続き厳正な指導並びに深度ある検査の実施に努めてまいりたいと考えております。

また、先般の金融緩和局面におきましては、内需主導型経済への転換が進む中で、金融自由化に伴う競争激化もありまして、金融機関の融資構造が大きく変化し、金融機関が安易に業容拡大、収益第一主義に向かいやすい状況にあったことも事実と思われます。しかしながら、金融機関はその公共性にかんがみ、金融の繁栄にかかわらず不祥事件の防止等に努めることは当然であると考えております。(拍手)

〔伊藤英成君登壇〕

○副議長(村山喜一君) 伊藤英成君。

私は、民社党を代表して、たゞいま提案のありました地価税法案について、總理及び関係大臣に質問を行うものであります。

我が国は、一人当たり国内総生産が世界の先進国の中でスイスに次いで第二位を占める経済大国でありながら、国民の日常生活には、それにふさわしい豊かさが全く感じられません。その最大の原因は、異常な地価高騰による劣悪な住宅事情に

あります。

戦後の我が国においては、これまで数回にわたって地価高騰の波が押し寄せていました。入〇年代の終わりから今日に至る狂乱地価に先立つて、高度成長や列島改造を契機とした地価の異常な上昇もありました。これは、過去の教訓を生かさず、国民の利益を後回しにし、利益誇張と官庁の縦張り優先の行政を許してきた結果であります。

物づくりよりも投機やマネーラムを助長するバル型経済財政運営を展開してきた歴代自民党政府による哲学、理念なき土地政策が残した禍根は、極めて大きなものと断ぜざるを得ません。今になってようやく土地税制改革に海部内閣が本腰を入れ始めていますが、遅きに失した感は免れません。今回のチャンスを逃せば、二度と地価引き下げはできないかもしれません。失敗は絶対に許されないことを強調しておきたいと思います。

我が党は、都市計画の再構築、土地本位の金融構造の見直し及び土地税制改革の三つを有機的に結びつけ、これらを三位一体として土地神話崩壊させ、地価を半分に引き下げるよう提言しております。

土地税制については、とりわけ手ぬるくなつている保有課税を強化することが求められています。ある試算によれば、土地総額に占める資産保有税の割合は、米国の三・七%に比較して日本はわずか〇・三%となつており、我が国は土地保有課税がいかに低いかを如実に示しております。その意味で、政府が今回、地価税の創設、固定資産税、特別土地保有税の適正化など土地保有課税の強化を打ち出した方向は妥当と考えますが、その内容について問題があることもあります。

まず第一に、既存の土地保有税の中心である固定資産税についてお尋ねいたします。昨年十月の政府税制調査会の答申は、固定資産税について、「土地の収益価格を目標として評価の均衡化・適正化を行はる」とあります。評価水準を収益価格のレベルに引き上げることと

し、「段階的に引き上げ、中長期的にその強化を図っていくべき」との方向を示しました。これを受けて、自民党税制調査会は、平成三年度の評価がえは激変緩和措置を講じながら予定どおり行うが、增收分は住民税減税に充てるとの方針を決定しました。

この方向は間違つてないと考えますが、しかし、平成六年度以降の固定資産税の評価がえについて、相続税評価額との均衡を図るために、土地公示価格の一一定割合を目標に評価の均衡化・適正化をするとの方針は本当に実行されるのか、懸念を抱いております。

地価公示価格の七〇%程度を目標に評価額を引き上げる予定だと伺っております。しかし、地価公示価格に対する平成三年度の固定資産税の基準宅地評価額はわずか三六・三%となっており、これを七〇%に引き上げることは容易ではないと考えます。固定資産税の評価がえは各市町村が行うものであり、自治省の思いどおりになるのか疑問があります。本当に地価公示価格の七〇%程度まで地価が引き上げられるのか、例えば地価が高く、また財政力のある富裕自治体などはあえて評価を高く引き上げることに汗をかかないのではないかあります。本当に地価公示価格の七〇%程度までの引き上げが行われるのか、例えば地価が高く、

さらに、急激な負担上昇を防ぐ緩和措置や追出しを求められるおそれもある小規模宅地、事業用地の負担軽減措置が必要になるとを考えますが、具体的にどのような措置をとるのか。しかし逆に、これらの措置を拡充しあれば固定資産税の適正化が骨抜きになつてしまふとの批判もあります。以上の諸点について、自治大臣の明確なる答弁

号外 報

第二に、地価税についてお尋ねいたします。政府税制調査会は当初、土地保有に対する負担の公平を確保し、土地の有利性を縮減するため、基本的に土地の利用状況を区別せず、地域を限定せずに、時価に相当する資産価値に応じて負担を求める国税としての保有税を想定していました。したがって、当初は、広く薄く土地保有に課税する税として位置づけられておりました。しかし、既に申し上げたように、その後、固定資産税をより重要視する方向が固まり、固定資産税評価額を公示価格の七割に相当する評価額にまで引き上げることとなりました。したがって、地価税については、固定資産税分を除いた資産価値に課税するとの目的から、当初の広く薄くという課税のあり方が見直され、課税ベースの狭い、限定された土地を対象とする税に改められました。このこと自体は論理的に一応整合性がとれているとも考えられます。

しかしながら、固定資産税がきちんと見直しされるのは平成六年度からであり、しかも本当に実現されるのかどうか、さまざまな障害が予想されます。

このように不確定な固定資産税の引き上げ

を前提として、初めから地価税の課税ベースを狭くすることは本末転倒であり、問題だと考えます。

固定資産税の評価が適正に行われていない段階

で、課税ベースの狭い地価税を導入しても、資産価値はおろか、利用価値に対する課税さえも不十分になってしまいます。したがって、当初

は地価税の課税ベースを広げ、政府が広く薄く課

税したいとする固定資産税が適正化された時点

で課税ベースを見直すのが正しい道ではありませんか。

この見地から、例えば、十億円または一平方メートル三万円に面積を掛けた額の大きい方との基礎控除を一億円または一平方メートル一万円に面積を掛けた額の大きい方に改めるなどして地価を強化すべきとの主張もあります。また、二十

八項目にまで広げられた非課税範囲を、国、地方公共団体、公益法人、病院、社会福祉施設、居住用土地など政府税制調査会が当初示した程度にまで圧縮すべきだとの意見もあります。また、地価基本法による用途規制の範囲を改め、先進国にふさわしい美しい都市づくりを進め、先進国にふさわしい美しい都市づくりをめざすべきであります。

八項目にまで広げられた非課税範囲を、国、地方

公共団体、公益法人、病院、社会福祉施設、居住

用土地など政府税制調査会が当初示した程度にま

で圧縮すべきだとの意見もあります。また、地価

税の見直しも、五年ごとに改め

て、例えれば、平成六年度の固定資産税の評価がえ

を見て直ちに行うべきではないのか。地価税の課

税評価額を公示価格の課税評価額を採用することとなつております。し

かし、現行の相続税評価水準は国税局によつても

ばらつきがあり、地価公示価格に対する比率は、

全国平均で六五・三%となつております。札幌国税局

六四・六%，熊本、高松局六三・四%，大阪局五

四・九%，東京局五六・二%となつています。国

税局は、平成四年度を日付に相続税の評価水準

を、平成三年度ではとりあえず地価公示価格の七

〇%程度とし、地価税が適用される平成四年まで

に入〇%程度にすることも検討していると伺つて

おります。この問題についても、固定資産税の適

正化と同様、本気でやるのか疑問を持つております。

さて〇・三%の地価税率が妥当と考えているの

か、大蔵大臣の見解を求めるものであります。

さらに、地価税は、異常に高い地価を引き下げ

ことだと追加するかもしれません。(拍手)国民が

額に汗して稼いだお金は、社会全体の利益のため

に使われるよう、抜本的な金融政策を講じるべき

あります。銀行はもちろんのこと、ノンバンク

も含めた金融機関の不動産向け融資の規制を恒久

措置として厳正に行なうべきと考えますが、今後の

計画も含め、橋本大蔵大臣の御所見を伺いたい。

最後に、地価引き下げにかける海部内閣の政策

姿勢についてお尋ねをいたします。

いずれにせよ、異常な地価を引き下げ、サラ

リーマンが年収の四倍程度で快適なマイホームが

取得できる社会をつくらなければなりません。今

日、土地問題は国内最大の課題であります。この

解決のいかんによって、国民のまじめに働く労働

意欲も左右をされます。海部総理が後世に名を残

すかどうかは、この土地問題を解決ができるかど

うかにかかると言つても過言ではないと考

えますが、総理のこの問題に対する取り組み姿勢

並びに決意をお伺いをして、質問を終わります。

(拍手)

【内閣総理大臣海部俊樹君登壇】

○内閣総理大臣(海部俊樹君) 伊藤議員にお答えを申し上げます。

地価税は、公共的性格を有する土地という資産に対する適正公平な税負担を確保しつつ、土地の資産としての有利性を縮減する観点から、一定水準以上の資産価値を有する土地保有に対しても、価値ということあります。

値に応じた負担を新たに求めようとしたものであ

ります。都市計画法の改正による用途地域の細分化、建築基準法の改正による用途規制の範囲を改め、先進国にふさわしい美しい都市づくりを進めます。

また、地価税の税収の使途につきましては、平成四年度の税制改正・予算編成時までに検討すべき旨提

出しました。土地取引の規制、土地開発融資の規制、住宅地供給の促進、土地の有効高度利用の促進などの需給両面にわたる各般の施策を実施していくところであります。近年においては東京、大阪等で地価の鎮静化傾向が見られるなど、土地対策の成果の兆しが見え始めているところと

思っております。

去る一月二十五日には、土地基本法を踏まえた

今後の総合的な土地政策の基本指針として、総合

土地政策推進要綱を閣議決定したところであります。

が、この要綱においては、御指摘のように土地

神話の打破を土地政策の目標の一つに掲げている

ところであり、今後はこれに従つて、御指摘のよ

うに税制、金融、土地利用計画などの三位一体と

なった総合的な対策の展開を図り、土地神話打交

破し、二度と地価高騰を生じさせないためにも、政

府一体となつた取り組みを展開してまいる決意で

ございます。

残余の質問については、関係大臣から答弁いた

させます。(拍手)

○國務大臣(橋本龍太郎君) 伊藤議員にお答えを申します。

まず第一に、今回の地価税についての政府の姿

勢ということありました。

（特別委員辞任及び補欠選任）
 一、去る七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 石炭対策特別委員

（辞任） 渡部 行雄君 中西 繢介君 極

（譲案提出） 渡部 行雄君 中西 繢介君
 中西 繢介君 渡部 行雄君

一、去る八日、内閣から提出した譲案は次のとおりである。

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案
 （内閣提出第六五号） 内閣委員会 付託

学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出第六七号） 文教委員会 付託
 戰傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第六九号） 社会労働委員会 付託
 産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第七〇号） 邮便貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出第六一號） 参議院送付
 郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案（内閣提出第六二號） 商工委員会 付託

（譲案受領） 以上二件 通信委員会 付託
 一、去る八日、内閣から次の答弁書を受領した。
 衆議院議員草川昭三君提出いわゆる「米金融報復法案」に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書

（譲案受領） いわゆる「米金融報復法案」に対する政府の認識に関する質問主意書
 一、去る八日、予備審査のため内閣から送付された譲案は次のとおりである。
 土地改良法等の一部を改正する法律案（内閣提出第七一號）農林水産委員会 付託
 （譲案送付） 以上二件 通信委員会 付託
 一、去る八日、内閣から提出案は次のとおりである。
 一、去る八日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。
 電気通信基盤充実臨時措置法案
 国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案
 簡易生命保険法の一部を改正する法律案
 証券取引法の一部を改正する法律案
 郵政省署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案
 郵便貯金法の一部を改正する法律案
 一、去る八日、予備審査のため内閣から送付された次の法律案
 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案
 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案
 欧州復興開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件
 一、去る八日、委員会に付託された譲案は次のとおりである。
 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第三一号） 地方行政委員会 付託
 一、去る八日、委員会に付託された譲案は次のとおりである。

（譲案通知書受領）
 一、去る八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
 内閣提出案を改正する法律案（内閣提出第六七号）
 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案
 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案
 （答弁書受領）
 一、去る八日、内閣から次の答弁書を受領した。
 衆議院議員草川昭三君提出いわゆる「米金融報復法案」に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書
 右の質問主意書を提出する。
 平成三年二月二十八日 提出者 草川 昭三
 衆議院議長 櫻内 義雄殿
 いわゆる「米金融報復法案」に対する政府の認識に関する質問主意書
 私は去る二月二十六日衆議院予算委員会において、いわゆる「米金融報復法案」について政府の見解をただしたが、その後の経過を見ると政府の認識が不十分だと考えざるを得ない。
 よつて以下の質問を行う。

（別紙）
 いわゆる「米金融報復法案」とは、米国の国際生産法改正法案に含まれるいわゆるリーグル・ガーン条項のことと理解するが、同条項に対する米国政府の公式の立場については、平成三年二月二十一日付けの米国大統領府の声明において述べられているとおり、これに反対であると承知している。
 同条項に関して、ブレイディ財務長官が、同年二月二十六日の上院銀行住宅都市委員会において財務省の金融制度改革案が審議された際に支持の姿勢を明確にしたとの報道があつたことは承知しているが、同長官の証言の趣旨は、同条項について、平成二年以来行われた修正によつて改善されたことを評価するが、支持を表明したものではないと理解している。

（別紙）
 いわゆるリーグル・ガーン条項に関する米議会の動きは流動的であり、確たることは申上げられない。
 政府としては、從来から、同条項について有している懸念を米国財務省をはじめとする関係者に伝え、理解を求めてきたところであるが、

（別紙）
 一、去る七日、委員会に付託された譲案は次のとおりである。
 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第三一号）
 一、去る八日、委員会に付託された譲案は次のとおりである。

今後とも米国議会の動きを注視しつゝ、この努力を続けてまいりたい。

**右
運輸省設置法の一部を改正する法律案**

國会に提出する。

平成三年二月五日

内閣総理大臣 海部 俊樹

運輸省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 本案の目的及び要旨
2 本案の主な内容は、次のとおりである。
3 本案の施行日は、平成三年七月一日から施行すること。

2 この法律は、平成三年七月一日から施行すること。

3 この法律は、平成三年七月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における我が国の運輸行政をめぐる国際的な諸情勢の推移等にかんがみ、運輸行政の強力な推進を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

本案施行に要する経費として、平成二年度一般会計予算に約千五百万円が計上されている。

右報告する。

平成三年三月七日

内閣委員長 近國理一郎
衆議院議長 横内 義雄

第三十四条第一項第五号の四中「に限る。」の額下に「又は日本赤十字社を加え、「の額(その額)」を「日本赤十字社に対する寄附金にあつては、当該所得割の納稅義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する同社の支部において収納されたものに限る。」の額の合計額(当該合計額)に改め、同項第六号中「第七項」を「第八項」に改め、同項第十号中「三十万円」を「三十二万円」に「第七項」を「第八項」に「三十五万円」を「三十六万円」に改め、同項第十号の二イ及びロを次のように改める。

イ 削除対象配偶者 次に掲げる者の区分に応じ次に定める金額に改め、同項第十一号を同条第十一号中「三十万円」を「三十一万円」に、「第七項」を「第八項」に、「三十五万円」を「三十六万円」に改め、同条第五項中「三十万円」を「三十二万円」に改め、同条第四項中「五十万円」を「五十二万円」に、「五十六万円」を「五十七万円」に改め、同条第六項中「四十万円」を「四十三万円」に、「六十三万円」を「六十四万円」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第七項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の「一項」を加える。

6 租税特別措置法第四条の四第一項に規定する労働者財産形成貯蓄保険契約等に係る生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、第一項第五号から第五号の三までの規定は適用しない。

第三十五条第一項及び第五十条の四の表中の「五百円」を「五百五十円」に改める。

第五十三条第三項中「第四十二条の七第六項」の下に「第六十二条の三第一項」を加える。

第七十二条の十四第一項ただし書中「及び第五十八条」を「第五十八条及び第六十三条の二第五項」に改める。

2 運輸審議官は、命を受けた運輸省の所管行政に関する重要な政策の企画立案及び実施に関する事務を総括整理する。

この法律は、平成三年七月一日から施行する。

附 則

この法律は、平成三年七月一日から施行する。

理 由

最近における我が国の運輸行政をめぐる国際的な諸情勢の推移等にかんがみ、運輸行政の強力な推進を図るため、運輸省の所掌事務の一部を総括整理する運輸審議官を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改訂する。

目次中「第四款」を「第四款」に改め、同款

第五款 交付(第百四十四条)を「第五款 交付(第百四十四条)」に改め、同款

第六款 交付(第百四十四条)を「第六款 交付(第百四十四条)」に改め、同款

(1) 前年の合計所得金額が五十万円以上である者 三十万円

である者 三十万円

(2) 前年の合計所得金額が五十万円未満である者 三十万円

である者 三十万円

(3) 前年の合計所得金額が四十万円以上である者 四十万円

である者 四十万円

万円未満である者 三十万円

である者 三十万円

第七十三条の四第一項第十一号中「及び日本芸術文化振興会」を削り、同項第十一号の二を同項第十一号の三とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 日本芸術文化振興会が日本芸術文化振興会法(昭和四十一年法律第八十八号)第十九条第一項に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三条の七に次の一号を加える。

十五 漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会が水産業協同組合法第九十一条の三第一項(同法第百条第五項において準用する場合を含む。)の規定により権利を承継する場合における不動産の取得

第七十三条の十四第十一項中「に係る不動産」

の下に「(政令で定めるものを除く。)」を加える。
第七十三条の十四第十一項中「修学旅行の場合における特別地方消費税の非課税」に改める。
第一百四条の四第一項中「一万円」を「一万五千円」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「前条」に改め、同条を第一百十四条の五とする。

第一百四条の三第一項中「五千円」を「七千五百円」に改め、同条第二項を削り、同条を第一百十四条の四第一項に次の一項を加える。
(外国の大天使等に対する特別地方消費税の非課税)

第一百四条の三 道府県は、本邦に派遣された外國の大天使、公使、領事その他これらに準ずる者(以下この条において「大使等」という。)が、外交、領事その他の任務を遂行するため必要なものとして、政令で定める方法により行う第一百十三条第一項の場所における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為

(第一百十四条第一項の規定により第一百十三条第一項の飲食店における飲食とみなされる飲

食を含む。以下この条において同じ。)に対しても、特別地方消費税を課すことができない。ただし、外國に派遣された本邦の大天使等が行う同項の場所における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為について特別地方消費税に類似する租税の免除に制限を付する国の大天使等については、相互条件による。

第二章第六節に次の二款を加える。

第五款 交付

(特別地方消費税の旅館等所在の市町村に対する交付)

(1) 前年の合計所得金額が五万円未満である者三十万円
(2) 前年の合計所得金額が五万円以上十万円未満である者三十万円

(3) 前年の合計所得金額が十万円以上である者三十万円からその者の前の年の合計所得金額のうち五万円を超える部分の金額(当該超える部分の金額が五万円の整数倍でないときは、当該超える部分の金額に満たない五万円の整数倍である金額のうち最も多い金額とする。)を控除した金額

控除対象配偶者以外の配偶者 次に掲げる者の区分に応じ次に定める金額

(1) 前年の合計所得金額が四十万円未満である者三十万円

(2) 前年の合計所得金額が四十万円以上四十五万円未満である者三十万円

(3) 前年の合計所得金額が四十五万円以上一百六十万円未満である者三十万円

一百六十万円に、「五百万元」を「五百五十万円に改める。

第三百一十八条の八第三項中「第四十二条の六号中「第七項」を「第八項」に改め、同項第十六号中「第七項」を「第八項」に改め、同項第十七号の二を削る。

第三百一十八条の三の表中「百二十万円」を「百六十万円」に、「五百万元」を「五百五十万円」に改める。

第三百一十八条の三第一項第十七号中「及び日本芸術文化振興会」を削り、同項第十七号の二を削る。

第三百一十八条の三第二項第十八号の二を削る。

第三百一十八条の三第二項第十九号の二を削る。

6 租税特別措置法第四条の四第一項に規定する労働者財産形成貯蓄保険契約等に係る生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、第一項第五号から第五号の三までの規定は、適用しない。

第三百一十四条の三第一項の表中「百二十万円」を「百六十万円」に、「五百万元」を「五百五十万円に改める。

第三百一十四条の三第一項の表中「百二十万円」を「五百六十万円」に、「五百万元」を「五百五十万円」に改める。

一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日」に改める。

第五百八十六条第二項第一号ロ中「特定施設」を「特定施設若しくは同条第三項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第十二条の二又は）に、「水質汚濁防止法第二条第三項に規定する指定地域特定施設」を「当該指定地域特定施設」に改め、同項第五号の六中「簡易保険郵便年金福祉事業団が簡易保険郵便年金福祉事業団法」を「簡易保険福祉事業団が簡易保険福祉事業団法」と改め、同項第十三号の三を削り、同項第十三号の四を同項第十二号の三とする。

第六百二十二条から第六百六十八号までを削る。

第三章第八節に次の二款を加える。

第六款 遊休土地に係る特別土地保有税

**有税
(遊休土地に對して課する特別土地保有税の納稅義務者等)**

第六百二十一条 都市計画法第十条の三第一項に規定する遊休土地転換利用促進地区（第六百二十九条第一項において「遊休土地転換利用促進地区」という。）の区域内に所在する土地で同一の者が第六百二十五条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日に所有する一箇の土地の面積が千平方メートル以上であるもの（以下本款において「遊休土地」という。）に対しては、土地に對して課する特別土地保有税のほか、当該遊休土地所在の市町村において、当該遊休土地の所有者に特別土地保有税を課する。

（遊休土地に對して課する特別土地保有税の課稅標準）

第六百二十二条 遊休土地に對して課する特別土地保有税の課稅標準は、次条第二項の課稅標準額に前条の税率を乗じて得た額から、同項の遊休土地である土地に對して第三百四十二条及び第三百四十三条の規定により市町村が課すべき当該年度分の固定資産税の課稅標準となるべき価格に百分の一・四を乗じて得た額の合計額（当該遊休土地である土地のうちに他の同一の者が第六百二十五条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日に所有する一箇の土地の面積が千平方メートル以上であるもの（以下本款において「遊休土地」という。）に對しては、当該合計額に第六百二十九条第一項において「遊休土地転換利用促進地区」とあるのは「第六百二十二条の三までの規定を除く。」を準用する。この場合において、第六百八十五条第二項中「前項の土地」とあるのは「第六百二十二条の三までの規定を除く。」とされる。第六条に規定する第五百九十九条第一項第一号の特別土地保有税の税額の合計額をえた額を控除した額とする。（遊休土地に對して課する特別土地保有税の申告納付）

第六百二十四条 遊休土地に對して課する特別土地保有税の税額は、次条第二項の課稅標準額に前条の税率を乗じて得た額から、同項の遊休土地である土地に對して第三百四十二条及び第三百四十三条の規定により市町村が課すべき当該年度分の固定資産税の課稅標準となるべき価格に百分の一・四を乗じて得た額の合計額（当該遊休土地である土地のうちに他の同一の者が第六百二十五条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日に所有する一箇の土地の面積が千平方メートル以上であるもの（以下本款において「遊休土地」という。）に對しては、当該合計額に第六百二十九条第一項において「遊休土地転換利用促進地区」とあるのは「第六百二十二条の三までの規定を除く。」を準用する。この場合において、第六百八十五条第二項中「前項の土地」とあるのは「第六百二十二条の三までの規定を除く。」とされる。第六条に規定する第五百九十九条第一項第一号の特別土地保有税の税額の合計額をえた額を控除した額とする。（遊休土地に對して課する特別土地保有税の申告納付）

第六百二十五条 遊休土地に對して課する特別土地保有税の納稅義務者（次項において「納稅義務者」という。）は、その年の五月三十一日までに、当該特別土地保有税の課稅標準額及び税額その他の自治省令で定める事項を記載された納期限」と、第六百八条第一項中「第

価等」という。とする。

2 前項に規定する遊休土地の時価及び遊休土地である土地の取得価額は、政令で定めるところにより算定した金額とする。

3 遊休土地である土地の取得のうち無償又は著しく低い価額による土地の取得その他特別の事情がある場合における土地の取得で政令で定めるものについては、当該土地の取得価額として政令で定めることにより算定した金額を当該土地の取得価額とみなす。

（遊休土地に對して課する特別土地保有税の税額）

第六百二十六条 遊休土地に對して課する特別土地保有税の納稅義務の免除等の特例

第六百二十七条 遊休土地に對して課する特別土地保有税に課される土地（第六百二十九条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に對して課する特別土地保有税については、第六百二十九条から第六百二十二条の二までの規定は、適用しない。

（土地に對して課する特別土地保有税に関する規定の準用）

第六百二十七条 第六百二十二条の規定により特別土地保有税を課する場合には、本節第一款から前款までの規定中土地に對して課する特別土地保有税に関する規定（第五百八十五条第一項及び第三項、第五百八十六条第二項から第四項まで、第五百八十七条第一項、第五百九十三条から第五百九十七条まで、第五百九十九条並びに第六百二十二条から第六百三十三条までの規定を除く。）を準用する。この場合において、第六百八十五条第二項中「前項の土地」とあるのは「第六百二十二条の三までの規定を除く。」とされる。第六条に規定する第五百九十九条第一項第一号の特別土地保有税の税額の合計額をえた額を控除した額とする。（遊休土地に對して課する特別土地保有税の納稅義務の免除等）

第六百二十八条 第六百二十二条の規定に定めるもののほか、共有者等に係る第六百二十九条の規定の適用その他の規定を適用しない。（政令への委任）

第六百二十九条 市町村は、遊休土地について

次に各号のいずれかに掲げる事情があること

につき市町村長が認定した場合は、当該遊休土地に對して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金に係る納稅義務を免除するものとする。

一 当該遊休土地に關於する都市計画についてその目的が達成されたと認められる場合に

おいて、遊休土地転換利用促進地区に於する

都市計画の変更により当該遊休土地を遊休土地転換利用促進地区的区域外としたな

らば変更後の遊休土地転換利用促進地区が

都市計画法第十条の三第一項第一号から第四号までの規定に該当しなくなることが明ら

かであること。

二 当該遊休土地を遊休土地転換利用促進地区的区域外とすることについて、都市計画法第十七条第四項の規定により意見を聴取したこと。

（遊休土地の所有者は、前項の規定の適用を受けようとする場合においては、第六百二十

五条第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第五項において同じ。）までに市町村長に対して当該遊休土地に対して課する特別土地保有税について前項の規定の適用があるべき旨の申請をしなければならない。ただし、既に同項の認定を受けた遊休土地について、当該認定に係る事情に変更がなく、かつ、当該遊休土地の所有者に変更のないときは、この限りでない。

3 第一項の認定は、前項本文の申請があつた場合又は同項ただし書の規定に該当する場合に限り、するものとする。

4 市町村長は、第一項の認定をしたときは、又は当該認定をしない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を当該遊休土地の所有者に通知しなければならない。ただし、第二項ただし書の規定に該当する遊休土地について、第一項の認定をするときは、この限りでない。

5 市町村長は、第二項本文の申請があつた場合又は既に第一項の認定を受けた遊休土地について当該認定に係る事情に変更がなく、かつ、当該遊休土地の所有者に変更のない場合には、第六百二十五条第一項の納期限から第一項の認定をする日（同項の認定をしない旨の決定をしたときは、前項の通知をする日）までの期間、当該第二項本文の申請に係る遊休土地又は既に第一項の認定を受けた遊休土地に対して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。ただし、当該遊休土地について同項各号に掲げるいずれの事情もないことが明らかである場合は、この限りでない。

6 前項の規定により徴収金の徴収を猶予した場合における第六百二十七条において準用する第六百七条第二項及び第六百八条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第六百一条第三項若しくは第四項（これら

場合を含む。）第六百三条第三項又は第六百三條の「第六項」とあるのは、「第六百二十九条第五項」とする。

8 第六百一条第七項から第九項までの規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日の現況によるものとする。

7 第一項の認定は、第六百二十五条第一項の規定により申告納付すべき年の第一項の申請の手続その他第一項から第五項まで及び第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第六百三十三条から第六百六十八条まで削除

第七百一一条の三十四第三項第一号中「又は商品取引所」を「商品取引所又は金融先物取引所」に改める。

第七百三十三条の四第十七項中「四十二万円」を「四十四万円」に改める。

附則第三条の三中「九万円」を「十五万円」に改める。

第八条の二 税特措法の一部を改正する法律（平成三年法律第一号）附則第十四条第一項及び第五項中「平成三年度」を「平成八年度」に改める。

附則第八条の二を次のように改める。

第八条の二 税特措法の一部を改正する法律（平成三年法律第一号）附則第十四条第一項及び第五項の規定によりその例によることとされるべき事項を同条第一項に規定する改正前の税特措法第六十一条第一項に規定する被合併法人に改める。

附則第九条の二第一項中「附則第十五条第二项」を「附則第十五条第二十項」に改める。

附則第十条第一項中「昭和六十二年四月一日から平成三年三月三十一日まで」を「平成三年四月一日から平成五年三月三十一日まで」に改め、「限り」の下に「第七十三条の二第一項の規定にかかるわらづ」を加え、同条第四項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条次の二項を同条第十一項として、同条第十二項を同条第十一項として、同条の次に

により取得したときは、第七十三条の二第一項の規定にかかるわらづ、当該土地の取得に対する不動産取得税を課すことができる。

附則第十一条第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条第十二項を削り、同条第十三項及び第十四項を次に改め、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十七項を同条第十五項とし、同条第十八項を同条第十六項とし、同条第十九項を同条第十七項とし、同条第二十項を同条第十八項とし、同条第二十一項を同条第十九項とし、同条第二十二項を同条第二十項とし、同条第二十三項を同条第二十一項とし、同条第二十四項を同条第二十二項とし、同条第二十五項を同条第二十三項とし、同条第二十六項を同条第二十四項とし、同条第二十七項を同条第二十五項とし、同条第二十八項を同条第二十六項とし、同条第二十九項を同条第二十七項とし、同条第三十項を同条第二十八項とし、同条第三十一項を同条第二十九項とし、同条第三十二項を同条第三十項とし、同条第三十三項を同条第三十一項とし、同条第三十四項を同条第三十二項とし、同条第三十五項を同条第三十三項とし、同条第三十六項を同条第三十四項とし、同条第三十七項を同条第三十五項とし、同条第三十八項を同条第三十六項とし、同条第三十九項を同条第三十七項とし、同条第四十項を同条第三十八項とし、同条第四十一項を同条第三十九項とし、同条第四十二項を同条第四十項とし、同条第四十三項を同条第四十一項とし、同条第四十四項を同条第四十二項とし、同条第四十五項を同条第四十三項とし、同条第四十六項を同条第四十四項とし、同条第四十七項を同条第四十五項とし、同条第四十八項を同条第四十六項とし、同条第四十九項を同条第四十七項とし、同条第五十項を同条第四八項とし、同条第五十一項を同条第五十項とし、同条第五十二項を同条第五十一項とし、同条第五十三項を同条第五十二項とし、同条第五十四項を同条第五十三項とし、同条第五十五項を同条第五十四項とし、同条第五十六項を同条第五十五項とし、同条第五十七項を同条第五十六項とし、同条第五十八項を同条第五十七項とし、同条第五十九項を同条第五十八項とし、同条第六十項を同条第五十九項とし、同条第六十一項を同条第六十項とし、同条第六十二項を同条第六十一項とし、同条第六十三項を同条第六十二項とし、同条第六十四項を同条第六十三項とし、同条第六十五項を同条第六十四項とし、同条第六十六項を同条第六十五項とし、同条第六十七項を同条第六十六項とし、同条第六十八項を同条第六十七項とし、同条第六十九項を同条第六十八項とし、同条第七十項を同条第六十九項とし、同条第七十一項を同条第七十項とし、同条第七十二項を同条第七十一項とし、同条第七十三項を同条第七十二項とし、同条第七十四項を同条第七十三項とし、同条第七十五項を同条第七十四項とし、同条第七十六項を同条第七十五項とし、同条第七十七項を同条第七十六項とし、同条第七十八項を同条第七十七項とし、同条第七十九項を同条第七十八項とし、同条第八十項を同条第七十九項とし、同条第八十一項を同条第八十項とし、同条第八十二項を同条第八十一項とし、同条第八十三項を同条第八十二項とし、同条第八十四項を同条第八十三項とし、同条第八十五項を同条第八十四項とし、同条第八十六項を同条第八十五項とし、同条第八十七項を同条第八十六項とし、同条第八十八項を同条第八十七項とし、同条第八十九項を同条第八十八項とし、同条第九十項を同条第八十九項とし、同条第九十一項を同条第九十項とし、同条第九十二項を同条第九十一項とし、同条第九十三項を同条第九十二項とし、同条第九十四項を同条第九十三項とし、同条第九十五項を同条第九十四項とし、同条第九十六項を同条第九十五項とし、同条第九十七項を同条第九十六項とし、同条第九十八項を同条第九十七項とし、同条第九十九項を同条第九十八項とし、同条第二百二十一条の八第三項の規定の適用について、これらの規定中「第六十三条第一項又は第六十三条の二第一項」とあるのは、「第六十三条第一項（税特措法の一部を改正する法律（平成三年法律第一号）附則第十四条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の税特措法第六十三条第一項又は第六十三条の二第一項」とあるの

により取得したときは、第七十三条の二第一項の規定にかかるわらづ、当該土地の取得に対する不動産取得税を課すことができる。

附則第十一条第一項中「平成四年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条第十二項を削り、同条第十三項及び第十四項を次に改め、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十七項を同条第十五項とし、同条第十八項を同条第十六項とし、同条第十九項を同条第十七項とし、同条第二十項を同条第十八項とし、同条第二十一項を同条第十九項とし、同条第二十二項を同条第二十項とし、同条第二十三項を同条第二十一項とし、同条第二十四項を同条第二十二項とし、同条第二十五項を同条第二十三項とし、同条第二十六項を同条第二十四項とし、同条第二十七項を同条第二十五項とし、同条第二十八項を同条第二十六項とし、同条第二十九項を同条第二十七項とし、同条第三十項を同条第二十八項とし、同条第三十一項を同条第二十九項とし、同条第三十二項を同条第三十項とし、同条第三十三項を同条第三十一項とし、同条第三十四項を同条第三十二項とし、同条第三十五項を同条第三十三項とし、同条第三十六項を同条第三十四項とし、同条第三十七項を同条第三十五項とし、同条第三十八項を同条第三十六項とし、同条第三十九項を同条第三十七項とし、同条第四十項を同条第三十八項とし、同条第四十一項を同条第三十九項とし、同条第四十二項を同条第三十八項とし、同条第四十三項を同条第三十項とし、同条第四十四項を同条第三十一項とし、同条第四十五項を同条第三十二項とし、同条第四十六項を同条第三十三項とし、同条第四十七項を同条第三十四項とし、同条第四十八項を同条第三十五項とし、同条第四十九項を同条第三十六項とし、同条第五十項を同条第三十七項とし、同条第五十一項を同条第三十八項とし、同条第五十二項を同条第三十九項とし、同条第五十三項を同条第四十項とし、同条第五十四項を同条第四十一項とし、同条第五十五項を同条第四十二項とし、同条第五十六項を同条第四十三項とし、同条第五十七項を同条第四十四項とし、同条第五十八項を同条第四十五項とし、同条第五十九項を同条第四十六項とし、同条第六十項を同条第四十七項とし、同条第六十一項を同条第四十八項とし、同条第六十二項を同条第四十九項とし、同条第六十三項を同条第五十項とし、同条第六十四項を同条第五十一項とし、同条第六十五項を同条第五十二項とし、同条第六十六項を同条第五十三項とし、同条第六十七項を同条第五十四項とし、同条第六十八項を同条第五十五項とし、同条第六十九項を同条第五十六項とし、同条第七十項を同条第五十七項とし、同条第七十一項を同条第五十八項とし、同条第七十二項を同条第五十九項とし、同条第七十三項を同条第六十項とし、同条第七十四項を同条第六十一項とし、同条第七十五項を同条第六十二項とし、同条第七十六項を同条第六十三項とし、同条第七十七項を同条第六十四項とし、同条第七十八項を同条第六十五項とし、同条第七十九項を同条第六十六項とし、同条第八十項を同条第六十七項とし、同条第八十一項を同条第六十八項とし、同条第八十二項を同条第六十九項とし、同条第八十三項を同条第七十項とし、同条第八十四項を同条第七十一項とし、同条第八十五項を同条第七十二項とし、同条第八十六項を同条第七十三項とし、同条第八十七項を同条第七十四項とし、同条第八十八項を同条第七十五項とし、同条第八十九項を同条第七十六項とし、同条第九十項を同条第七十七項とし、同条第九十一項を同条第七十八項とし、同条第九十二項を同条第七十九項とし、同条第九十三項を同条第八十項とし、同条第九十四項を同条第八十一項とし、同条第九十五項を同条第八十二項とし、同条第九十六項を同条第八十三項とし、同条第九十七項を同条第八十四項とし、同条第九十八項を同条第八十五項とし、同条第九十九項を同条第八十六項とし、同条第二百二十一条の八第三項の規定の適用について、これらの規定中「第六十三条第一項又は第六十三条の二第一項」とあるのは、「第六十三条第一項（税特措法の一部を改正する法律（平成三年法律第一号）附則第十四条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の税特措法第六十三条第一項又は第六十三条の二第一項」とあるの

「日まで」に、「住宅で政令で定めるもの以外の」を「住宅以外の」に改め、同条第六項中「昭和六十一年一月一日から平成二年一月一日まで」を「平成二年一月一日から平成四年一月一日まで」に改め、「当該住宅が政令で定める住宅以外の住宅である場合には、四分の一」を削る。

附則第十七条の見出し中「昭和六十三年度か
ら平成二年度まで」を「平成二年度から平成五年度まで」に改め、同条第四号中「昭和六十二年度課税標準額」を「平成二年度課税標準額」に、「昭和六十三年度」を「平成三年度」に、「平成二年和六十二年度に係る」を「平成二年度に係る」を「平成二年度に係る」に改め、同号イの表を次のように改める。

附則第十七条第五号中「昭和六十二年度に」を「平成二年度に」に、「昭和六十二年度課税標準額」を「平成二年度課税標準額」に、「昭和六十三年度分」を「平成三年度分」に改め、同条第六号中「昭和六十二年度課税標準額」を「平成二年度課税標準額」に、「昭和六十三年度」を「平成三年度」に、「平成二年

度まで」に改め、同条第一項中「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成二年度から平成五年度まで」に改め、「上欄」を「上欄に掲げる用途等の区分及び同表の中欄」に改め、同項の表を次のように改める。

(1) (2)に掲げる土地以外の土地

(2) 方に平成二年度分の固定資産税の適用する場合を含む。(同条第十一項の規定による。)

附則第十七条第四号ロの表を次のように改める。

(1) (2)に掲げる土地以外の土地	平成二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となる価格
(2) 平成二年度分の固定資産税の適用する場合を含む。(同条第十一項の規定による。)	正規の地主が同一の地主であるときは、当該地主の課税標準額に相当する額を課税標準額とする。

用 途 等 の 区 分	上 升 率 の 区 分	負 担 調 整 率
一 住 宅 用 地 (第三百四十九条の三に規定する住宅用地をいう。以下同じ。)	一・二七倍以下のもの	一・〇五
	一・二七倍を超える、一・四三倍以下のもの	一・〇七五
	一・四三倍を超える、一・六倍以下のもの	一・一五
	一・六倍を超える、二・〇倍以下のもの	一・一
	二・〇倍を超える、二・四倍以下のもの	一・一
	二・四倍を超える、三・〇倍以下のもの	一・一五
三 ○倍を超えるもの	一・三	
一 法人非住宅用宅地 (住宅用地以外の宅地で法人の所有するものをいう。以下同じ。)	一・三倍以下のもの	一・一
	一・三倍を超える、一・七倍以下のもの	一・一
	一・七倍を超える、二・一倍以下のもの	一・一
	二・一倍を超えるもの	一・四
二 一個人非住宅用宅地等 (住宅用地以外の宅地で個人の所有するものをいう。以下同じ。)	一・一五倍以下のもの	一・〇五
	一・一五倍を超える、一・三倍以下のもの	一・一
	一・一五倍を超える、一・五倍以下のもの	一・一
	一・三倍を超える、一・五倍以下のもの	一・一
	一・五倍を超える、一・七倍以下のもの	一・一
	一・七倍を超える、一・九倍以下のもの	一・一五
三 一九倍を超えるもの	一・三	

三 一個人非住宅用宅地等 (住宅用地以外の宅地で個人の所有するものをいう。以下同じ。)	一 法人非住宅用宅地 (住宅用地以外の宅地で法人の所有するものをいう。以下同じ。)	二 一個人非住宅用宅地等 (住宅用地以外の宅地で個人の所有するものをいう。以下同じ。)
四 一九倍を超えるもの	一・三	

「平成元年度」を「平成四年度」に、「平成二年度」を「平成五年度」に改め、同項第三号中「平成二年度」を「平成元年度」に改める。

附則第十八条の二第一項中「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に、「昭和六十二年度」を「平成二年度」に改め、同項の表を次のように改める。

用 途 等 の 区 分		上 升 率 の 区 分	負 担 調 整 率
一 住 宅 用 地			
小規模住宅用地(第三百四十九条の二第二項に規定する小規模住宅用地をいう。以下同じ。)	一般住宅用地(住宅用地で小規模住宅用地以外のものをいう。以下同じ。)	一般住宅用地以外の宅地等又は小規模住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等	一・二七倍以下のもの
法人非住宅用地	個人非住宅用地等	一般住宅用地以外の宅地等又は一般住宅用地以外では一般住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等	一・四三倍を超える、一・六倍以下のもの
		法人非住宅用地以外の宅地等又は法人非住宅用地部分を併せ有する宅地等	一・六倍を超える、二・〇倍以下のもの
		個人非住宅用地等以外の宅地等又は個人非住宅用地部分を併せ有する宅地等	二・〇倍を超える、二・四倍以下のもの
		個人非住宅用地等以外の宅地等又は個人非住宅用地部分を併せ有する宅地等	二・四倍を超える、三・〇倍以下のもの
		個人非住宅用地等以外の宅地等又は個人非住宅用地部分を併せ有する宅地等	三・〇倍を超えるもの

附則第十八条の二第一項中「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に、「昭和六十二年度」を「平成二年度」に改め、同項第三項中「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に、「法人非住宅用地」を「法人非住宅用地等」に、「個人非住宅用地」を「個人非住宅用地等」に改める。

附則第十九条の見出し及び同条第一項中「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に改める。

附則第十九条の二第一項中「第一種生産緑地地区及び第二種生産緑地地区」を「生産緑地地区」に、

三 個人非住宅用地等	二 法人非住宅用地	一 上昇率の区分
一・五倍以下のもの	一・三倍以下のもの	一・二
一・五倍を超えるもの	一・七倍を超える、一・七倍以下のもの	一・三
二・一五倍以下のもの	二・三倍を超え、二・一倍以下のもの	一・四
二・一五倍を超えるもの	二・七倍を超える、二・一倍以下のもの	一・四
二・一五倍を超えるもの	三・〇倍を超えるもの	一・三

附則第二十五条の次に次の二条を加える。

附則第十九条の四第一項中「昭和六十三年度から平成二年度までの各年度分」を「平成三年度分」に改め、同条第三項中「昭和六十二年度分」を「平成二年度分」に、「昭和六十三年改正前的地方税法」を

までに改め、同条第一項中「昭和六十二年度分」を「平成二年度分」に、「昭和六十三年改正前的地方税法」を

までに改め、同条第一項及び第二十四条中「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成二年度まで」に改め、同条第一項中「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成二年度まで」に、「上欄」を「上欄に掲げる用途等の区分及び同表の中欄」に改め、同項の表を次のように改め

る。

条」と、同条第二項中「前条第一項第一号、第二号又は第四号」とあるのは「附則第二十五条

第二項において読み替えた前条第二項第一号」とあるのは「附則第二十五条第一項に規定す

る」とあるのは「附則第二十五条第一項において読み替えた前条第二項第一号」と、
都市計画税の算定について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「附則第二十五条第一項第一号」とあるのは「附則第二十五条第一項において読み替えた前条第二項第一号」とあるのは「附則第二十五条第一項に規定す

る」とあるのは「附則第二十五条第一項において読み替えた前条第二項第一号」とあるのは「附則第二十五条第一項に規定す

る」とあるのは「附則第二十五条第一項において読み替えた前条第二項第一号」とあるのは「附則第二十五条第一項に規定す

る」とあるのは「附則第二十五条第一項において読み替えた前条第二項第一号」とあるのは「附則第二十五条第一項に規定す

官報 (号外)

同条第三項中「前二条及び」とあるのは「附則第十七条及び第二十五条並びに」と読み替えるものとする。

附則第二十六条の見出し及び同条第一項中「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に改める。

附則第二十七条の二第一項中「昭和六十三年度から平成二年度までの各年度分」を「平成三年度分」に改め、同条第三項中「昭和六十二年度分」を「平成二年度分」に、「昭和六十三年改正前の地方税法」を「平成三年改正前の地方税法」に改める。

附則第二十八条第一項中「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に改め、同条第二項第一号中「法人非住宅用地」を「法人非住宅用宅地」に、「個人非住宅用地」を「個人非住宅用宅地等」に改める。

附則第二十九条の五第一項中「昭和五十七年度以降」を「昭和五十七年度から平成二年度まで」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十四項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第十五項に次の一項を加える。

14 第一項、第三項及び第五項の規定にかかる

らず、平成三年度における前各項の規定の適用については、第一項中「起算して五年を経過する日」とあるのは「起算して五年を経過する日（平成三年十二月三十一日以後に当該五年を経過する日が到来する場合にあつては、平成三年十二月三十一日）」と、「起算して更に五年を経過する日」とあるのは「起算して更に五年を経過する日（平成三年十二月三十一日）」である。

附則第三十二条の三第一項中「第三百四十九条の二第一項に規定する住宅用地」を「第三百四十九条の三、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三まで、第三十八条规定の適用がある宅地等」に、「昭和六十三年度第五項若しくは第六項又は第三十九条第四項の規定の適用がある宅地等」に、「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に改め、「第五百九十六条第一号」の下に「及び第六百二十四条」を加える。

附則第三十二条の四を次のよう改める。
第三十二条の四 第三章第八節の規定中土地に對して課する特別土地保有税に関する規定の適用を受けて当該年度分の特別土地保有税の課される土地のほか、平成三年度から平成二年度までの各年度の末日の属する年の一月一日において、都の区域（特別区の存する区域に限る）、首都圈整備法第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法第二条第一項に規定する近畿圏若しくは中部圏開発整備法第二条第一項に規定する中部圏内にある地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域又はその他の市でその区域の全部若しくは一部が首都圈整備法第一条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定

する既成都区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域若しくは中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域（以下本条から附則第三十二条の五までにおいて「特定市の区域」という。）内に所在する土地で、当該土地の所在する一の市の区域（都の特別区の存する区域にあっては当該特別区の区域、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域にあつては当該百四十九条の三、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三まで、第三十八条规定の適用がある宅地等」に、「昭和六十三年度第五項若しくは第六項又は第三十九条第四項の規定の適用がある宅地等」に、「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に改め、「第五百九十六条第一号」の下に「及び第六百二十四条」を加える。

附則第三十二条の四を次のよう改める。
第三十二条の四 第三章第八節の規定中土地の取得に對して課する特別土地保有税に関する規定の適用を受けて当該年度分の特別土地保有税の課される土地の取得のほか、平成三年度から平成二年度までの各年度の初日の属する年の七月一日又は当該各年度の末日の属する年の一月一日において、都の区域（特別区の存する区域に限る）、首都圏整備法第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法第二条第一項に規定する近畿圏若しくは中部圏開発整備法第二条第一項に規定する中部圏内にある地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域又はその他の市でその区域の全部若しくは一部が首都圈整備法第一条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する近畿圏若しくは中部圏開發整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域（以下本条から附則第三十二条の五までにおいて「特定市の区域」という。）内において、特別土地保有税を課する。

附則第三十二条の二第一項を削り、同条第二項中「平成元年度分及び平成二年度分」を「平成三年度分及び平成四年度分」に改め、「及び前項」を削り、同項の表中前項の項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「前項」を「前項」に改め、「から第三项まで」を削り、同項を同条第二項とする。

附則第三十二条の二第四項中「産業構造転換円滑化臨時措置法」の下に「（昭和六十二年法律第二十四条）」を加え、「平成三年三月三十一日」

3 前二項の規定により特別土地保有税を課する場合には、第三章第八節の規定（第五百九十五条の規定を除く。）並びに第七百三十四条

別表第一 退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表(第五十条の六、第五十条の八、附則第七条関係)

退職所得控除後 の退職手当等の金額 以 上	退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		
	未 満	税 額 以 上	未 満	未 満	税 額 以 上	未 満	未 満	税 額 以 上	未 満
8,000円未満	12,000	0	100,000	104,000	900	200,000	204,000	1,800	348,000
8,000	12,000	0	104,000	108,000	900	204,000	208,000	1,800	356,000
12,000	16,000	100	108,000	112,000	900	208,000	212,000	1,800	364,000
16,000	20,000	100	112,000	116,000	1,000	212,000	216,000	1,800	372,000
20,000	24,000	100	116,000	120,000	1,000	216,000	220,000	1,800	380,000
24,000	28,000	200	120,000	124,000	1,000	220,000	224,000	1,900	388,000
28,000	32,000	200	124,000	128,000	1,100	224,000	228,000	2,000	396,000
32,000	36,000	200	128,000	132,000	1,100	228,000	232,000	2,000	404,000
36,000	40,000	300	132,000	136,000	1,100	232,000	236,000	2,000	412,000
40,000	44,000	300	136,000	140,000	1,200	236,000	240,000	2,100	420,000
44,000	48,000	300	140,000	144,000	1,200	240,000	244,000	2,100	428,000
48,000	52,000	400	144,000	148,000	1,200	244,000	248,000	2,100	436,000
52,000	56,000	400	148,000	152,000	1,300	248,000	252,000	2,200	444,000
56,000	60,000	500	152,000	156,000	1,300	252,000	256,000	2,200	452,000
60,000	64,000	500	156,000	160,000	1,400	256,000	260,000	2,300	460,000
64,000	68,000	500	160,000	164,000	1,400	260,000	268,000	2,300	468,000
68,000	72,000	600	164,000	168,000	1,400	268,000	276,000	2,400	476,000
72,000	76,000	600	168,000	172,000	1,500	276,000	284,000	2,400	484,000
76,000	80,000	600	172,000	176,000	1,500	284,000	292,000	2,500	492,000
80,000	84,000	700	176,000	180,000	1,500	292,000	300,000	2,600	500,000
84,000	88,000	700	180,000	184,000	1,600	300,000	308,000	2,700	508,000
88,000	92,000	700	184,000	188,000	1,600	308,000	316,000	2,700	516,000
92,000	96,000	800	188,000	192,000	1,600	316,000	324,000	2,800	524,000
96,000	100,000	800	192,000	196,000	1,700	324,000	332,000	2,900	532,000
			196,000	200,000	1,700	332,000	340,000	3,000	540,000
				200,000	340,000			540,000	548,000
									4,800

官(外)報

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
548,000	558,000	4,900	748,000	556,000	6,700	1,032,000	566,000
556,000	564,000	5,000	756,000	6,800	1,044,000	9,200	1,332,000
564,000	572,000	5,000	764,000	6,800	1,056,000	9,300	1,344,000
572,000	580,000	5,100	772,000	6,800	1,068,000	9,500	1,356,000
580,000	588,000	5,200	780,000	6,900	1,080,000	9,600	1,368,000
588,000	596,000	5,200	782,000	7,000	1,092,000	9,700	1,380,000
596,000	604,000	5,300	804,000	7,100	1,092,000	9,800	1,392,000
604,000	612,000	5,400	816,000	7,200	1,104,000	9,900	1,404,000
612,000	620,000	5,500	828,000	7,300	1,116,000	10,000	1,416,000
620,000	628,000	5,600	840,000	7,400	1,128,000	10,100	1,428,000
628,000	636,000	5,600	852,000	7,500	1,140,000	10,200	1,440,000
636,000	644,000	5,700	864,000	7,600	1,152,000	10,300	1,452,000
644,000	652,000	5,700	876,000	7,700	1,164,000	10,400	1,464,000
652,000	660,000	5,800	888,000	7,800	1,176,000	10,500	1,476,000
660,000	668,000	5,900	900,000	7,900	1,188,000	10,600	1,488,000
668,000	676,000	6,000	912,000	8,100	1,200,000	10,800	1,500,000
676,000	684,000	6,000	924,000	8,200	1,212,000	10,900	1,512,000
684,000	692,000	6,100	936,000	8,300	1,224,000	11,000	1,524,000
692,000	700,000	6,200	948,000	8,400	1,236,000	11,100	1,536,000
700,000	708,000	6,300	960,000	8,500	1,248,000	11,200	1,548,000
708,000	716,000	6,400	972,000	8,600	1,260,000	11,300	1,560,000
716,000	724,000	6,400	984,000	8,700	1,272,000	11,400	1,576,000
724,000	732,000	6,500	996,000	8,800	1,284,000	11,500	1,592,000
732,000	740,000	6,600	1,008,000	8,900	1,296,000	11,600	1,608,000
740,000	748,000	1,020,000	9,000	1,308,000	11,700	1,624,000	
		1,032,000	8,100	1,320,000	11,800	1,640,000	
						1,656,000	14,700

(外) 号 報 加

退職所得控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除後 の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額									
1,656,000	1,672,000	14,900	2,056,000	2,072,000	18,500	2,456,000	2,472,000	22,100	2,920,000	2,940,000	26,200
1,672,000	1,688,000	15,000	2,072,000	2,088,000	18,600	2,472,000	2,488,000	22,200	2,940,000	2,960,000	26,400
1,688,000	1,704,000	15,100	2,088,000	2,104,000	18,700	2,488,000	2,504,000	22,300	2,960,000	2,980,000	26,600
1,704,000	1,720,000	15,300	2,104,000	2,120,000	18,900	2,504,000	2,520,000	22,500	2,980,000	3,000,000	26,800
1,720,000	1,736,000	15,400	2,120,000	2,136,000	19,000	2,520,000	2,536,000	22,600	3,000,000	3,020,000	27,000
1,736,000	1,752,000	15,600	2,136,000	2,152,000	19,200	2,536,000	2,552,000	22,800	3,020,000	3,040,000	27,100
1,752,000	1,768,000	15,700	2,152,000	2,168,000	19,300	2,552,000	2,568,000	22,900	3,040,000	3,060,000	27,300
1,768,000	1,784,000	15,900	2,168,000	2,184,000	19,500	2,568,000	2,584,000	23,100	3,060,000	3,080,000	27,500
1,784,000	1,800,000	16,000	2,184,000	2,200,000	19,600	2,584,000	2,600,000	23,200	3,080,000	3,100,000	27,700
1,800,000	1,816,000	16,200	2,200,000	2,216,000	19,800	2,600,000	2,620,000	23,400	3,100,000	3,120,000	27,900
1,816,000	1,832,000	16,300	2,216,000	2,232,000	19,900	2,620,000	2,640,000	23,500	3,120,000	3,140,000	28,000
1,832,000	1,848,000	16,400	2,232,000	2,248,000	20,000	2,640,000	2,660,000	23,700	3,140,000	3,160,000	28,200
1,848,000	1,864,000	16,600	2,248,000	2,264,000	20,200	2,660,000	2,680,000	23,900	3,160,000	3,180,000	28,400
1,864,000	1,880,000	16,700	2,264,000	2,280,000	20,300	2,680,000	2,700,000	24,100	3,180,000	3,200,000	28,600
1,880,000	1,896,000	16,900	2,280,000	2,296,000	20,500	2,700,000	2,720,000	24,300	3,200,000	3,220,000	28,800
1,896,000	1,912,000	17,000	2,296,000	2,312,000	20,600	2,720,000	2,740,000	24,400	3,220,000	3,240,000	28,900
1,912,000	1,928,000	17,200	2,312,000	2,328,000	20,800	2,740,000	2,760,000	24,600	3,240,000	3,260,000	29,100
1,928,000	1,944,000	17,300	2,328,000	2,344,000	20,900	2,760,000	2,780,000	24,800	3,260,000	3,280,000	29,300
1,944,000	1,960,000	17,400	2,344,000	2,360,000	21,000	2,780,000	2,800,000	25,000	3,280,000	3,300,000	29,500
1,960,000	1,976,000	17,500	2,360,000	2,376,000	21,200	2,800,000	2,820,000	25,200	3,300,000	3,320,000	29,700
1,976,000	1,992,000	17,700	2,376,000	2,392,000	21,300	2,820,000	2,840,000	25,300	3,320,000	3,340,000	29,800
1,992,000	2,008,000	17,900	2,392,000	2,408,000	21,500	2,840,000	2,860,000	25,500	3,340,000	3,360,000	30,000
2,008,000	2,024,000	18,000	2,408,000	2,424,000	21,600	2,860,000	2,880,000	25,700	3,360,000	3,380,000	30,200
2,024,000	2,040,000	18,200	2,424,000	2,440,000	21,800	2,880,000	2,900,000	25,900	3,380,000	3,400,000	30,400
2,040,000	2,056,000	18,300	2,440,000	2,456,000	21,900	2,900,000	2,920,000	26,100	3,400,000	3,420,000	30,600

官報(号外)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
以 上	未	満									
3,420,000	3,440,000	30,700	3,820,000	3,840,000	35,200	4,420,000	4,440,000	38,700	4,920,000	4,940,000	44,200
3,440,000	3,460,000	30,900	3,840,000	3,860,000	35,400	4,440,000	4,460,000	39,900	4,940,000	4,960,000	44,400
3,460,000	3,480,000	31,100	3,860,000	3,880,000	35,600	4,460,000	4,480,000	40,100	4,960,000	4,980,000	44,600
3,480,000	3,500,000	31,300	3,880,000	4,000,000	35,800	4,480,000	4,500,000	40,300	4,980,000	5,000,000	44,800
3,500,000	3,520,000	31,500	4,000,000	4,020,000	36,000	4,500,000	4,520,000	40,500	5,000,000	5,020,000	45,000
3,520,000	3,540,000	31,600	4,020,000	4,040,000	36,100	4,520,000	4,540,000	40,600	5,020,000	5,040,000	45,100
3,540,000	3,560,000	31,800	4,040,000	4,060,000	36,300	4,540,000	4,560,000	40,800	5,040,000	5,060,000	45,300
3,560,000	3,580,000	32,000	4,060,000	4,080,000	36,500	4,560,000	4,580,000	41,000	5,060,000	5,080,000	45,500
3,580,000	3,600,000	32,200	4,080,000	4,100,000	36,700	4,580,000	4,600,000	41,200	5,080,000	5,100,000	45,700
3,600,000	3,620,000	32,400	4,100,000	4,120,000	36,900	4,600,000	4,620,000	41,400	5,100,000	5,120,000	45,900
3,620,000	3,640,000	32,500	4,120,000	4,140,000	37,000	4,620,000	4,640,000	41,500	5,120,000	5,140,000	46,000
3,640,000	3,660,000	32,700	4,140,000	4,160,000	37,200	4,640,000	4,660,000	41,700	5,140,000	5,160,000	46,200
3,660,000	3,680,000	32,800	4,160,000	4,180,000	37,400	4,660,000	4,680,000	41,900	5,160,000	5,180,000	46,400
3,680,000	3,700,000	33,100	4,180,000	4,200,000	37,600	4,680,000	4,700,000	42,100	5,180,000	5,200,000	46,600
3,700,000	3,720,000	33,300	4,200,000	4,220,000	37,800	4,700,000	4,720,000	42,300	5,200,000	5,220,000	46,800
3,720,000	3,740,000	33,400	4,220,000	4,240,000	37,900	4,720,000	4,740,000	42,400	5,220,000	5,240,000	46,900
3,740,000	3,760,000	33,600	4,240,000	4,260,000	38,100	4,740,000	4,760,000	42,600	5,240,000	5,260,000	47,100
3,760,000	3,780,000	33,800	4,260,000	4,280,000	38,300	4,760,000	4,780,000	42,800	5,260,000	5,280,000	47,300
3,780,000	3,800,000	34,000	4,280,000	4,300,000	38,500	4,780,000	4,800,000	43,000	5,280,000	5,300,000	47,500
3,800,000	3,820,000	34,200	4,300,000	4,320,000	38,700	4,800,000	4,820,000	43,200	5,300,000	5,320,000	47,700
3,820,000	3,840,000	34,300	4,320,000	4,340,000	38,900	4,820,000	4,840,000	43,300	5,320,000	5,340,000	47,800
3,840,000	3,860,000	34,500	4,340,000	4,360,000	39,100	4,840,000	4,860,000	43,500	5,340,000	5,360,000	48,000
3,860,000	3,880,000	34,700	4,360,000	4,380,000	39,200	4,860,000	4,880,000	43,700	5,360,000	5,380,000	48,200
3,880,000	3,900,000	34,900	4,380,000	4,400,000	39,400	4,880,000	4,900,000	43,900	5,380,000	5,400,000	48,400
3,900,000	3,920,000	35,100	4,400,000	4,420,000	39,600	4,900,000	4,920,000	44,100	5,400,000	5,420,000	48,600

外(号)報

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額
5,420,000	5,440,000	48,700	5,920,000	5,940,000	53,200	6,420,000	6,440,000	57,700	6,920,000	6,940,000	62,200
5,440,000	5,460,000	48,900	5,940,000	5,960,000	53,400	6,440,000	6,460,000	57,900	6,940,000	6,960,000	62,400
5,460,000	5,480,000	49,100	5,960,000	5,980,000	53,600	6,460,000	6,480,000	58,100	6,960,000	6,980,000	62,600
5,480,000	5,500,000	49,300	5,980,000	6,000,000	53,800	6,480,000	6,500,000	58,300	6,980,000	7,000,000	62,800
5,500,000	5,520,000	49,500	6,000,000	6,020,000	54,000	6,500,000	6,520,000	58,500	7,000,000	7,020,000	63,000
5,520,000	5,540,000	49,600	6,020,000	6,040,000	54,100	6,520,000	6,540,000	58,600	7,020,000	7,040,000	63,100
5,540,000	5,560,000	49,800	6,040,000	6,060,000	54,300	6,540,000	6,560,000	58,800	7,040,000	7,060,000	63,300
5,560,000	5,580,000	50,000	6,060,000	6,080,000	54,500	6,560,000	6,580,000	59,000	7,060,000	7,080,000	63,500
5,580,000	5,600,000	50,200	6,080,000	6,100,000	54,700	6,580,000	6,600,000	59,200	7,080,000	7,100,000	63,700
5,600,000	5,620,000	50,400	6,100,000	6,120,000	54,900	6,600,000	6,620,000	59,400	7,100,000	7,120,000	63,900
5,620,000	5,640,000	50,500	6,120,000	6,140,000	55,000	6,620,000	6,640,000	59,500	7,120,000	7,140,000	64,000
5,640,000	5,660,000	50,700	6,140,000	6,160,000	55,200	6,640,000	6,660,000	59,700	7,140,000	7,160,000	64,200
5,660,000	5,680,000	50,900	6,160,000	6,180,000	55,400	6,660,000	6,680,000	59,900	7,160,000	7,180,000	64,400
5,680,000	5,700,000	51,100	6,180,000	6,200,000	55,600	6,680,000	6,700,000	60,100	7,180,000	7,200,000	64,600
5,700,000	5,720,000	51,300	6,200,000	55,800	6,700,000	6,720,000	60,300	7,200,000	7,220,000	64,800	
5,720,000	5,740,000	51,400	6,220,000	6,240,000	55,900	6,720,000	6,740,000	60,400	7,220,000	7,240,000	64,900
5,740,000	5,760,000	51,600	6,240,000	6,260,000	56,100	6,740,000	6,760,000	60,600	7,240,000	7,260,000	65,100
5,760,000	5,780,000	51,800	6,260,000	6,280,000	56,300	6,760,000	6,780,000	60,800	7,260,000	7,280,000	65,300
5,780,000	5,800,000	52,000	6,280,000	6,300,000	56,500	6,780,000	6,800,000	61,000	7,280,000	7,300,000	65,500
5,800,000	5,820,000	52,200	6,300,000	6,320,000	56,700	6,800,000	6,820,000	61,200	7,300,000	7,320,000	65,700
5,820,000	5,840,000	52,300	6,320,000	6,340,000	56,800	6,820,000	6,840,000	61,300	7,320,000	7,340,000	65,800
5,840,000	5,860,000	52,500	6,340,000	6,360,000	57,000	6,840,000	6,860,000	61,500	7,340,000	7,360,000	66,000
5,860,000	5,880,000	52,700	6,360,000	6,380,000	57,200	6,860,000	6,880,000	61,700	7,360,000	7,380,000	66,200
5,880,000	5,900,000	52,900	6,380,000	6,400,000	57,400	6,880,000	6,900,000	61,900	7,380,000	7,400,000	66,400
5,900,000	5,920,000	53,100	6,400,000	6,420,000	57,600	6,900,000	6,920,000	62,100	7,400,000	7,420,000	66,600

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額
7,420,000	7,440,000	66,700	7,620,000	7,640,000	68,500	7,820,000	7,840,000	70,300	8,000,000	11,000,000	8,800,000
7,440,000	7,460,000	66,900	7,640,000	7,660,000	68,700	7,840,000	7,860,000	70,500	8,000,000	11,000,000	8,800,000
7,460,000	7,480,000	67,100	7,660,000	7,680,000	68,900	7,860,000	7,880,000	70,700	8,000,000	11,000,000	8,800,000
7,480,000	7,500,000	67,300	7,680,000	7,700,000	69,100	7,880,000	7,900,000	70,900	8,000,000	11,000,000	8,800,000
7,500,000	7,520,000	67,500	7,700,000	7,720,000	69,300	7,900,000	7,920,000	71,100	8,000,000	11,000,000	8,800,000
7,520,000	7,540,000	67,600	7,720,000	7,740,000	69,400	7,920,000	7,940,000	71,200	8,000,000	11,000,000	8,800,000
7,540,000	7,560,000	67,800	7,740,000	7,760,000	69,600	7,940,000	7,960,000	71,400	8,000,000	11,000,000	8,800,000
7,560,000	7,580,000	68,000	7,760,000	7,780,000	69,800	7,960,000	7,980,000	71,600	8,000,000	11,000,000	8,800,000
7,580,000	7,600,000	68,200	7,780,000	7,800,000	70,000	7,980,000	8,000,000	71,800	8,000,000	11,000,000	8,800,000
7,600,000	7,620,000	68,400	7,800,000	7,820,000	70,200	8,000,000	8,000,000				

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納稅義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納稅義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める税額とする。

別表第二 退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表(第三百二十八条の六、第三百二十八条の十三、附則第七条関係)

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額
8,000円未満	0	100,000	104,000	1,300	200,000	204,000	2,700	348,000	356,000	4,600	4,600
8,000	12,000	104,000	108,000	1,400	204,000	208,000	2,700	356,000	364,000	4,800	4,800
12,000	16,000	108,000	112,000	1,400	208,000	212,000	2,800	364,000	372,000	4,900	4,900
16,000	20,000	112,000	116,000	1,500	212,000	216,000	2,800	372,000	380,000	5,000	5,000
20,000	24,000	116,000	120,000	1,500	216,000	220,000	2,900	380,000	388,000	5,100	5,100
24,000	28,000	124,000	128,000	1,600	224,000	228,000	3,000	388,000	396,000	5,200	5,200
28,000	32,000	128,000	132,000	1,700	228,000	232,000	3,000	404,000	412,000	5,300	5,300
32,000	36,000	132,000	136,000	1,700	232,000	236,000	3,100	412,000	420,000	5,400	5,400
36,000	40,000	136,000	140,000	1,800	236,000	240,000	3,100	420,000	428,000	5,500	5,500
40,000	44,000	140,000	144,000	1,800	240,000	244,000	3,200	428,000	436,000	5,600	5,600
44,000	48,000	144,000	148,000	1,900	244,000	248,000	3,200	436,000	444,000	5,700	5,700
48,000	52,000	148,000	152,000	1,900	248,000	252,000	3,300	444,000	452,000	5,800	5,800
52,000	56,000	152,000	156,000	2,000	252,000	260,000	3,400	452,000	460,000	5,900	5,900
56,000	60,000	156,000	160,000	2,100	260,000	268,000	3,500	460,000	468,000	6,100	6,100
60,000	64,000	160,000	164,000	2,100	268,000	276,000	3,600	468,000	476,000	6,200	6,200
64,000	68,000	164,000	168,000	2,200	276,000	284,000	3,700	476,000	484,000	6,300	6,300
68,000	72,000	168,000	172,000	2,200	284,000	292,000	3,800	484,000	492,000	6,400	6,400
72,000	76,000	172,000	176,000	2,300	292,000	300,000	3,900	492,000	500,000	6,500	6,500
76,000	80,000	176,000	180,000	2,300	300,000	308,000	4,000	500,000	508,000	6,600	6,600
80,000	84,000	180,000	184,000	2,400	308,000	316,000	4,100	508,000	516,000	6,700	6,700
84,000	88,000	184,000	188,000	2,400	316,000	324,000	4,200	516,000	524,000	6,800	6,800
88,000	92,000	188,000	192,000	2,500	324,000	332,000	4,300	524,000	532,000	6,900	6,900
92,000	96,000	192,000	196,000	2,500	332,000	340,000	4,400	532,000	540,000	7,000	7,000
96,000	100,000	196,000	200,000	2,600	340,000	4,500	540,000	548,000	556,000	7,100	7,100

(外) 報 (中) 旨

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額 以上	税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額 の退職手当等の金額 以上			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額 の退職手当等の金額 以上			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額 の退職手当等の金額 以上			
		未	満	税 額	未	満	税 額	未	満	税 額	
548,000	556,000	7,940	7,48,000	756,000	10,000	1,032,000	1,044,000	13,900	1,332,000	1,344,000	17,900
556,000	564,000	7,500	756,000	10,200	1,044,000	1,056,000	14,000	1,344,000	1,356,000	18,100	
564,000	572,000	7,600	764,000	10,300	1,056,000	1,068,000	14,200	1,355,000	1,368,000	18,300	
572,000	580,000	7,700	772,000	10,400	1,058,000	1,080,000	14,400	1,368,000	1,380,000	18,400	
580,000	588,000	7,800	780,000	10,500	1,060,000	1,082,000	14,500	1,380,000	1,392,000	18,600	
588,000	596,000	7,900	782,000	10,600	1,062,000	1,104,000	14,700	1,392,000	1,404,000	18,700	
596,000	604,000	8,000	804,000	10,800	1,104,000	1,116,000	14,900	1,404,000	1,416,000	18,900	
604,000	612,000	8,100	816,000	11,000	1,116,000	1,128,000	15,000	1,416,000	1,428,000	19,100	
612,000	620,000	8,200	828,000	11,100	1,128,000	1,140,000	15,200	1,428,000	1,440,000	19,200	
620,000	628,000	8,300	840,000	11,300	1,140,000	1,152,000	15,300	1,440,000	1,452,000	19,400	
628,000	636,000	8,400	852,000	11,500	1,152,000	1,164,000	15,500	1,452,000	1,464,000	19,600	
636,000	644,000	8,500	864,000	11,600	1,164,000	1,176,000	15,700	1,464,000	1,476,000	19,700	
644,000	652,000	8,600	876,000	11,800	1,176,000	1,188,000	15,800	1,476,000	1,488,000	19,900	
652,000	660,000	8,800	888,000	11,900	1,188,000	1,200,000	16,000	1,488,000	1,500,000	20,000	
660,000	668,000	8,900	900,000	12,100	1,200,000	1,212,000	16,200	1,500,000	1,512,000	20,200	
668,000	676,000	9,000	912,000	12,300	1,224,000	16,300	15,12,000	1,512,000	1,524,000	20,400	
676,000	684,000	9,100	924,000	12,400	1,224,000	1,236,000	16,500	1,524,000	1,536,000	20,500	
684,000	692,000	9,200	936,000	12,600	1,236,000	1,248,000	16,600	1,536,000	1,548,000	20,700	
692,000	700,000	9,300	948,000	12,700	1,248,000	1,260,000	16,800	1,548,000	1,560,000	20,800	
700,000	708,000	9,400	960,000	12,900	1,260,000	1,272,000	17,000	1,560,000	1,576,000	21,000	
708,000	716,000	9,500	972,000	13,100	1,272,000	1,284,000	17,100	1,576,000	1,592,000	21,200	
716,000	724,000	9,600	984,000	13,200	1,284,000	1,296,000	17,300	1,592,000	1,608,000	21,400	
724,000	732,000	9,700	996,000	13,400	1,296,000	1,308,000	17,400	1,608,000	1,624,000	21,700	
732,000	740,000	9,800	1,008,000	13,600	1,308,000	1,320,000	17,600	1,624,000	1,640,000	21,900	
740,000	748,000	9,900	1,020,000	13,700	1,320,000	1,332,000	17,800	1,640,000	1,656,000	22,100	

官 報 (号外)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額									
1,656,000	1,672,000	22,300	2,056,000	2,072,000	27,700	2,456,000	2,472,000	38,100	2,820,000	2,940,000	39,400
1,672,000	1,688,000	22,500	2,072,000	2,088,000	27,900	2,472,000	2,488,000	38,300	2,840,000	2,960,000	39,600
1,688,000	1,704,000	22,700	2,088,000	2,104,000	28,100	2,488,000	2,504,000	38,500	2,860,000	2,980,000	39,900
1,704,000	1,720,000	23,000	2,104,000	2,120,000	28,400	2,504,000	2,520,000	38,800	2,880,000	3,000,000	40,200
1,720,000	1,736,000	23,200	2,120,000	2,136,000	28,600	2,520,000	2,536,000	34,000	3,000,000	3,020,000	40,500
1,736,000	1,752,000	23,400	2,136,000	2,152,000	28,800	2,536,000	2,552,000	34,200	3,020,000	3,040,000	40,700
1,752,000	1,768,000	23,600	2,152,000	2,168,000	29,000	2,552,000	2,568,000	34,400	3,040,000	3,060,000	41,000
1,768,000	1,784,000	23,800	2,168,000	2,184,000	29,200	2,568,000	2,584,000	34,600	3,060,000	3,080,000	41,300
1,784,000	1,800,000	24,000	2,184,000	2,200,000	29,400	2,584,000	2,600,000	34,800	3,080,000	3,100,000	41,500
1,800,000	1,816,000	24,300	2,200,000	2,216,000	29,700	2,600,000	2,620,000	35,100	3,100,000	3,120,000	41,800
1,816,000	1,832,000	24,500	2,216,000	2,232,000	29,900	2,620,000	2,640,000	35,300	3,120,000	3,140,000	42,100
1,832,000	1,848,000	24,700	2,232,000	2,248,000	30,100	2,640,000	2,660,000	35,600	3,140,000	3,160,000	42,300
1,848,000	1,864,000	24,900	2,248,000	2,264,000	30,300	2,660,000	2,680,000	35,900	3,160,000	3,180,000	42,600
1,864,000	1,880,000	25,100	2,264,000	2,280,000	30,500	2,680,000	2,700,000	36,100	3,180,000	3,200,000	42,900
1,880,000	1,896,000	25,300	2,280,000	2,296,000	30,700	2,700,000	2,720,000	36,400	3,200,000	3,220,000	43,200
1,896,000	1,912,000	25,500	2,296,000	2,312,000	30,900	2,720,000	2,740,000	36,700	3,220,000	3,240,000	43,500
1,912,000	1,928,000	25,800	2,312,000	2,328,000	31,200	2,740,000	2,760,000	36,900	3,240,000	3,260,000	44,800
1,928,000	1,944,000	26,000	2,328,000	2,344,000	31,400	2,760,000	2,780,000	37,200	3,260,000	3,280,000	45,300
1,944,000	1,960,000	26,200	2,344,000	2,360,000	31,600	2,780,000	2,800,000	37,500	3,280,000	3,300,000	46,800
1,960,000	1,976,000	26,400	2,360,000	2,376,000	31,800	2,800,000	2,820,000	37,800	3,300,000	3,320,000	48,300
1,976,000	1,992,000	26,600	2,376,000	2,392,000	32,000	2,820,000	2,840,000	38,000	3,320,000	3,340,000	47,500
1,992,000	2,008,000	26,800	2,392,000	2,408,000	32,200	2,840,000	2,860,000	38,300	3,340,000	3,360,000	48,200
2,008,000	2,024,000	27,100	2,408,000	2,424,000	32,400	2,860,000	2,880,000	38,600	3,360,000	3,380,000	48,900
2,024,000	2,040,000	27,300	2,424,000	2,440,000	32,700	2,880,000	2,900,000	38,800	3,380,000	3,400,000	49,600
2,040,000	2,056,000	27,500	2,440,000	2,456,000	32,900	2,900,000	2,920,000	39,100	3,400,000	3,420,000	50,400

外 告 報

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額				退職所得控除額控除後の退職手当等の金額				退職所得控除額控除後の退職手当等の金額				退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			
以 上	未 清	税 額	以 上	未 清	税 額	以 上	未 清	税 額	以 上	未 清	税 額	以 上	未 清	税 額	
3,420,000	3,440,000	51,100	3,920,000	3,940,000	69,100	4,420,000	4,440,000	87,100	4,920,000	4,940,000	105,100	5,420,000	5,440,000	105,800	
3,440,000	3,460,000	51,800	3,940,000	3,960,000	69,800	4,440,000	4,460,000	87,800	4,940,000	4,960,000	106,500	5,440,000	5,460,000	106,200	
3,460,000	3,480,000	52,500	3,960,000	3,980,000	70,500	4,460,000	4,480,000	88,500	4,960,000	4,980,000	107,200	5,460,000	5,480,000	107,900	
3,480,000	3,500,000	53,200	3,980,000	4,000,000	71,200	4,480,000	4,500,000	89,200	4,980,000	5,000,000	108,600	5,480,000	5,500,000	108,300	
3,500,000	3,520,000	54,000	4,000,000	4,020,000	72,000	4,500,000	4,520,000	90,000	5,000,000	5,020,000	108,700	5,500,000	5,520,000	108,400	
3,520,000	3,540,000	54,700	4,020,000	4,040,000	72,700	4,520,000	4,540,000	90,700	5,020,000	5,040,000	109,100	5,520,000	5,540,000	108,800	
3,540,000	3,560,000	55,400	4,040,000	4,060,000	73,400	4,540,000	4,560,000	91,400	5,040,000	5,060,000	109,400	5,540,000	5,560,000	109,500	
3,560,000	3,580,000	56,100	4,060,000	4,080,000	74,100	4,560,000	4,580,000	92,100	5,060,000	5,080,000	110,100	5,560,000	5,580,000	110,800	
3,580,000	3,600,000	56,800	4,080,000	4,100,000	74,800	4,580,000	4,600,000	92,800	5,080,000	5,100,000	111,500	5,580,000	5,600,000	111,600	
3,600,000	3,620,000	57,600	4,100,000	4,120,000	75,600	4,600,000	4,620,000	93,600	5,100,000	5,120,000	112,300	5,600,000	5,620,000	113,000	
3,620,000	3,640,000	58,300	4,120,000	4,140,000	76,300	4,620,000	4,640,000	94,300	5,120,000	5,140,000	113,700	5,620,000	5,640,000	114,400	
3,640,000	3,660,000	59,000	4,140,000	4,160,000	77,000	4,640,000	4,660,000	95,000	5,140,000	5,160,000	115,200	5,640,000	5,660,000	115,900	
3,660,000	3,680,000	59,700	4,160,000	4,180,000	77,700	4,660,000	4,680,000	95,700	5,160,000	5,180,000	116,600	5,660,000	5,680,000	116,300	
3,680,000	3,700,000	60,400	4,180,000	4,200,000	78,400	4,680,000	4,700,000	96,400	5,180,000	5,200,000	117,300	5,680,000	5,700,000	117,900	
3,700,000	3,720,000	61,200	4,200,000	4,220,000	79,200	4,700,000	4,720,000	97,200	5,200,000	5,220,000	118,000	5,700,000	5,720,000	118,600	
3,720,000	3,740,000	61,900	4,220,000	4,240,000	79,900	4,720,000	4,740,000	97,900	5,220,000	5,240,000	119,300	5,720,000	5,740,000	119,900	
3,740,000	3,760,000	62,600	4,240,000	4,260,000	80,600	4,740,000	4,760,000	98,600	5,240,000	5,260,000	120,600	5,740,000	5,760,000	120,900	
3,760,000	3,780,000	63,300	4,260,000	4,280,000	81,300	4,760,000	4,780,000	99,300	5,260,000	5,280,000	121,300	5,760,000	5,780,000	121,800	
3,780,000	3,800,000	64,000	4,280,000	4,300,000	82,000	4,780,000	4,800,000	100,000	5,280,000	5,300,000	122,800	5,780,000	5,800,000	123,500	
3,800,000	3,820,000	64,800	4,300,000	4,320,000	82,800	4,800,000	4,820,000	100,800	5,300,000	5,320,000	124,300	5,800,000	5,820,000	124,800	
3,820,000	3,840,000	65,500	4,320,000	4,340,000	83,500	4,820,000	4,840,000	101,500	5,320,000	5,340,000	125,500	5,820,000	5,840,000	126,200	
3,840,000	3,860,000	66,200	4,340,000	4,360,000	84,200	4,840,000	4,860,000	102,200	5,340,000	5,360,000	126,900	5,840,000	5,860,000	127,900	
3,860,000	3,880,000	66,900	4,360,000	4,380,000	84,900	4,860,000	4,880,000	103,800	5,360,000	5,380,000	128,600	5,860,000	5,880,000	129,900	
3,880,000	3,900,000	67,600	4,380,000	4,400,000	85,600	4,880,000	4,900,000	104,400	5,380,000	5,400,000	129,200	5,880,000	5,900,000	129,800	
3,900,000		68,400	4,400,000			4,900,000			5,400,000			5,900,000			

書 報 号 (外)

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額									
5,420,000	5,440,000	128,100	5,920,000	5,940,000	141,100	6,420,000	6,440,000	159,100	6,920,000	6,940,000	177,100
5,440,000	5,460,000	123,800	5,940,000	5,960,000	141,800	6,440,000	6,460,000	159,800	6,940,000	6,960,000	177,800
5,460,000	5,480,000	124,500	5,960,000	5,980,000	142,500	6,460,000	6,480,000	160,500	6,960,000	6,980,000	178,500
5,480,000	5,500,000	125,200	5,980,000	6,000,000	143,200	6,480,000	6,500,000	161,200	6,980,000	7,000,000	179,200
5,500,000	5,520,000	126,000	6,000,000	6,020,000	144,000	6,500,000	6,520,000	162,000	7,000,000	7,020,000	180,000
5,520,000	5,540,000	126,700	6,020,000	6,040,000	144,700	6,520,000	6,540,000	162,700	7,020,000	7,040,000	180,700
5,540,000	5,560,000	127,400	6,040,000	6,060,000	145,400	6,540,000	6,560,000	163,400	7,040,000	7,060,000	181,400
5,560,000	5,580,000	128,100	6,060,000	6,080,000	146,100	6,560,000	6,580,000	164,100	7,060,000	7,080,000	182,100
5,580,000	5,600,000	128,800	6,080,000	6,100,000	146,800	6,580,000	6,600,000	164,800	7,080,000	7,100,000	182,800
5,600,000	5,620,000	129,600	6,100,000	6,120,000	147,600	6,600,000	6,620,000	165,600	7,100,000	7,120,000	183,600
5,620,000	5,640,000	130,300	6,120,000	6,140,000	148,300	6,620,000	6,640,000	166,300	7,120,000	7,140,000	184,300
5,640,000	5,660,000	131,000	6,140,000	6,160,000	149,000	6,640,000	6,660,000	167,000	7,140,000	7,160,000	185,000
5,660,000	5,680,000	131,700	6,160,000	6,180,000	149,700	6,660,000	6,680,000	167,700	7,160,000	7,180,000	185,700
5,680,000	5,700,000	132,400	6,180,000	6,200,000	150,400	6,680,000	6,700,000	168,400	7,180,000	7,200,000	186,400
5,700,000	5,720,000	133,200	6,200,000	6,220,000	151,200	6,700,000	6,720,000	169,200	7,200,000	7,220,000	187,200
5,720,000	5,740,000	133,900	6,220,000	6,240,000	151,900	6,720,000	6,740,000	169,900	7,220,000	7,240,000	187,900
5,740,000	5,760,000	134,600	6,240,000	6,260,000	152,600	6,740,000	6,760,000	170,600	7,240,000	7,260,000	188,600
5,760,000	5,780,000	135,300	6,260,000	6,280,000	153,300	6,760,000	6,780,000	171,300	7,260,000	7,280,000	188,300
5,780,000	5,800,000	136,000	6,280,000	6,300,000	154,000	6,780,000	6,800,000	172,000	7,280,000	7,300,000	190,000
5,800,000	5,820,000	136,800	6,300,000	6,320,000	154,800	6,800,000	6,820,000	172,800	7,300,000	7,320,000	190,800
5,820,000	5,840,000	137,500	6,320,000	6,340,000	155,500	6,820,000	6,840,000	173,500	7,320,000	7,340,000	191,500
5,840,000	5,860,000	138,200	6,340,000	6,360,000	156,200	6,840,000	6,860,000	174,200	7,340,000	7,360,000	192,200
5,860,000	5,880,000	138,900	6,360,000	6,380,000	156,900	6,860,000	6,880,000	174,900	7,360,000	7,380,000	192,800
5,880,000	5,900,000	139,600	6,380,000	6,400,000	157,600	6,880,000	6,900,000	175,600	7,380,000	7,400,000	193,600
5,900,000	5,920,000	140,400	6,400,000	6,420,000	158,400	6,900,000	6,920,000	176,400	7,400,000	7,420,000	194,400

(外) 報 告 号

退職所得控除額控除後の の退職手当等の金額	退職所得控除額控除後の の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の の退職手当等の金額		
	以 上	未 満	税 额	以 上	未 満	税 额	以 上	未 満	税 额
7,420,000	7,440,000	106,100	7,620,000	7,640,000	202,300	7,820,000	7,840,000	209,500	8,000,000
7,440,000	7,460,000	106,800	7,640,000	7,660,000	203,000	7,840,000	7,860,000	210,800	11,000,000
7,460,000	7,480,000	106,500	7,660,000	7,680,000	203,700	7,860,000	7,880,000	211,600	
7,480,000	7,500,000	107,200	7,680,000	7,700,000	204,400	7,880,000	7,900,000	212,400	
7,500,000	7,520,000	108,000	7,700,000	7,720,000	205,200	7,900,000	7,920,000	213,100	
7,520,000	7,540,000	108,700	7,720,000	7,740,000	205,900	7,920,000	7,940,000	213,800	
7,540,000	7,560,000	109,400	7,740,000	7,760,000	206,600	7,940,000	7,960,000	214,500	
7,560,000	7,580,000	200,100	7,760,000	7,780,000	207,300	7,960,000	7,980,000	215,200	
7,580,000	7,600,000	200,800	7,780,000	7,800,000	208,000	7,980,000	8,000,000		
7,600,000	7,620,000	201,500	7,800,000	7,820,000	208,800				

(注)

この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した金額をいふ。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納稅義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。

附則第十一條の四第三項中「所有者又は」を「所有者若しくは」に、「を含む。」を「を含む。」以下本項において「特定市街化区域農地の所有者等」という。又は特定市街化区域農地の所有者等のみで設ける農住組合に、「昭和六十年四月一日から平成三年十二月三十一日までの間に行われた」を平成四年一月一日から平成六年三月三十日までの間に行われ、当該住宅の用に供する土地が良好な居住環境の整備が行われたものであることにつき道府県知事が政令で定めるところにより認めること」改める。

附則第十六條第三項中「所有者又は」を「所有者若しくは」に、「次項において「特定市街化区域農地の所有者等」という。」を「以下次項までにおいて「特定市街化区域農地の所有者等」という。」又は特定市街化区域農地の所有者等のみで設ける農住組合に、「昭和六十年四月一日から平成三年十二月三十一日まで」を平成四年一月一日から平成六年三月三十日までに改め、「固定資産税については」の下に「当該貸家の敷地の用に供する土地が良好な居住環境の整備のための公共施設の整備が行われたものであることにつき市町村長が政令で定めるとこにより認めたときは」を、「三分の二」の下に「(当該貸家住宅に対する新たな年度から五年度分の固定資産税については、四分の三)」を加え、同条第四項中「所有者等」の下に「又は特定市街化区域農地の所有者等のみで設ける農住組合(以下本項において「特定市街化区域農地の関係者」という。)」を加え、「昭和六十年四月一日から平成三年十二月三十一日まで」を「平成四年一月一日から平成十一年十二月三十一日まで」に、「その者を「特定市街化区域農地の関係者」に改め、「固定資産税については」の下に「当該貸家住宅の敷地の用に供する土地が良好な居住環境の整

備のための公共施設の整備が行われたものであることにつき市町村長が政令で定めるとこにより認めたときは」を、「三年度分」の下に「(平成六年十二月三十一日までに新築し、かつ、現行わされた)」を平成四年一月一日から平成六年三月三十日までの間に行われ、当該住宅の用に供する土地が良好な居住環境の整備のための公共施設の整備が行われたものであることにつき道府県知事が政令で定めるとこにより認めること」改める。

附則第十九條の三 市街化区域農地に係る平成四年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成三年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、附則第十九條の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額を課税標準となるべき額とした場合における賦課期日に所在する市街化区域農地のうち平成三年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の上欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。

年 度	率
平成四年度	○・二
平成五年度	○・四
平成六年度	○・六
平成七年度	○・八

規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該市街化区域農地となつた土地が平成三年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在し、かつ、同項の規定の適用があつたものとみなして、同項の規定を適用する。
附則第十九條の三を次のように改める。
第十九條の三 市街化区域農地に係る平成四年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成三年度に係る賦課期日に所在し、かつ、同項の規定の適用があつたものとみなして、同項の規定を適用する。
附則第十九條の三を次のように改める。

前二項の規定は、平成三年度に係る賦課期日に所在し、かつ、同項の規定の適用があつたものとみなして、同項の規定を適用する。
附則第十九條の三を次のように改める。

日後に都市計画法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が当該市町村の区域について定められたことその他

規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該市街化区域農地となつた土地(当該政令で定める事由の生じた日以後地目の変換その他の政令で定められたものとみなして、同項の規定を適用する。
附則第十九條の三を次のように改める。

前二項の規定は、平成三年度に係る賦課期日に所在し、かつ、同項の規定の適用があつたものとみなして、同項の規定を適用する。
附則第十九條の三を次のように改める。

前二項の規定は、平成三年度に係る賦課期日に所在し、かつ、同項の規定の適用があつたものとみなして、同項の規定を適用する。
附則第十九條の三を次のように改める。

第一項中表以外の部分		平成四年度	
第一項の表		市街化区域設定年度に	市街化区域設定年度の翌年度に
前項	平成三年度に	平成四年度	平成五年度
前項	平成二年度	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度の翌年度
次項において準用する前項	市街化区域設定年度	市街化区域設定年度の翌年度	市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度

第一項に規定する平成三年度適用市街化区域農地とは、地方税法及び国有資産等所在市街化区域農地に係る平成四年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成三年度に係る賦課期日後において地目の変換その他の政令で定める事情により新たに市街化区域農地となつた土地に対して課する各年度分の固定資産税については、当該市街化区域農地が前項において準用する場合を含む。の規定の適

用を受けたものをいう。

5 前項に規定する平成三年度適用市街化区域農地には、第二項の規定により平成三年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地のうち、当該みなされた土地に類似する市街化区域農地が当該市街化区域農地に係る平成三年度分の固定資産税について地方税法及び国有資産等所在市街化区域農地に係る平成三年度適用市街化区域農地で、当該市街化区域農地に対して課する平成三年度分の固定資産税について同法附則第十九條の三第一項(同条第二項及び第四

用を受けたものをいう。

5 前項に規定する平成三年度適用市街化区域農地には、第二項の規定により平成三年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地のうち、当該みなされた土地に類似する市街化区域農地が当該市街化区域農地に係る平成三年度分の固定資産税について地方税法及び国有資産等所在市街化区域農地に係る平成三年度適用市街化区域農地で、当該市街化区域農地に対して課する平成三年度分の固定資産税について同法附則第十九條の三第一項(同条第二項及び第四

用を受けたものをいう。

5 前項に規定する平成三年度適用市街化区域農地には、第二項の規定により平成三年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地のうち、当該みなされた土地に類似する市街化区域農地が当該市街化区域農地に係る平成三年度分の固定資産税について地方税法及び国有資産等所在市街化区域農地に係る平成三年度適用市街化区域農地で、当該市街化区域農地に対して課する平成三年度分の固定資産税について同法附則第十九條の三第一項(同条第二項及び第四

報 (号外)

地方税法附則第十九条の三第一項 (同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けたものである場合における当該みなされた土地を含むものとする。

附則第十九条の四第一項中「前条第五項」を「前条第四項」に、「既適用市街化区域農地に係る平成三年度分を平成三年度適用市街化区域農地に係る平成四年度分及び平成五年度分」に改め、同条第三項を削る。

附則第二十七条の二第一項中「附則第十九条の三第五項」を「附則第十九条の三第四項」に、「既適用市街化区域農地に係る平成三年度分」を「平成三年度適用市街化区域農地に係る平成四年度分及び平成五年度分」に改め、同条第三項を削る。

附則第二十八条第四項中「同条第五項」を「同条第四項」に、「既適用市街化区域農地」を「平成三年度適用市街化区域農地」に改める。

附則第二十九条の二中「以下「農地課税相当額」という。」を削る。

附則第二十九条の四第一項中「同条第二項及び第四項」を「同条第三項」に改める。

附則第二十九条の五を次のように改める。

(宅地化農地に對して課する固定資産税及び都市計画税の納稅義務の免除等)

第二十九条の五 市町村は、平成四年度分及び平成五年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、平成四年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地で当該市街化区域農地の所有者が平成三年四月一日から平成四年十二月三十一日までの間に当該市街化区域農地につき都

市計画法第二十九条に規定する開發行為の許可(以下本項及び第五項において「開發許可」という。)の申請その他の計画的な宅地化のための手続で政令で定めるものを開始し、かつ、当該手続が開始されたことにつき市町村長の認定を受けたもの(以下本項及び第五項において「宅地化農地」という。)に対してその者に課する固

定資産税及び都市計画税については、当該宅地化農地について平成三年四月一日から平成五年十一月三十一日までの間に開発許可その他の政令で定める宅地化のための計画策定等がなされたことにつき市町村長の確認を受けた場合には、平成四年度分及び平成五年度分(平成四年度に当該確認を受けたときにあつては、平成四年度分)の当該宅地化農地に係る固定資産税又は都市計画税額のそれそれを十分の九に相当する額に係る地方団体の徵収金に係る納稅義務を免除するものとする。

2 前項の認定を受けようとする者は、平成四年四月一日から平成五年一月三十一日までの間にその旨を市町村長に申告しなければならない。ただし、市町村長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

3 第一項の確認を受けようとする者は、平成四年四月一日から平成六年一月三十一日までの間にその旨を市町村長に申請しなければならない。ただし、市町村長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

4 市町村長は、第一項の確認をしたとき、又は当該確認をしない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。

5 市町村長は、第一項の認定をした場合に、平成六年三月三十一日までの期間、当該認定に係る宅地化農地に係る当該各年度分の固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ十分の九に相当する額に係る地方団体の徵収金を還付するものとする。

6 市町村長は、前項の規定による還付をした場合において、市町村長は、政令で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを

固定資産税又は都市計画税について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徵収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徵収金の全部又は一部についてその徵収の猶予を取り消さなければならぬ。この場合において、徵収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徵収の猶予の取消しに係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徵収金を納付しなければならない。

7 第十五条第四項、第十五条の二第一項及び第十五条の三第三項並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は第五項の規定による徵収の猶予について、第十二条、第十六条第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は第五項後段の規定による担保の提供及び処分について準用する。

8 市町村は、固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徵収金を徵収した場合において、当該固定資産税又は都市計画税の課された土地について第一項の規定の適用があることとなつたときは、当該固定資産税又は都市計画税の納稅義務者の申請に基づいて、当該土地に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ十分の九に相当する額に係る地方団体の徵収金を還付するものとする。

9 市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徵収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徵収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充當しなければならない。

10 前二項の規定により固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徵収金を還付し、又は充當する場合には、第八項の規定による還付の適用を受けることとなる場合は、この限りでない。

11 第二項の申告及び第三項の申請の手続その他の第一項から第六項までの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

12 市町村は、平成五年度までに第一項の確認を受けた土地に對して同項の納稅義務の免除を受けた者に課する固定資産税又は都市計画税について、平成六年度分(平成四年度に当該確認を受けた場合には、平成五年度分及び平成六年度分)の固定資産税額のそれぞれ十分の九に相当する額を当該確認に係る土地の固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

13 前項の規定の適用がある場合において、平成五年度又は平成六年度に附則第十六条第四項の規定の適用を受けることとなつたにおける同項の適用については、同項中「当該貸家住宅に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度」とあるのは、「平成七年度」とする。

14 第一項、第五項又は第十二項の規定の適用を受ける土地に係る固定資産税又は都市計画税については、附則第十九条の三第一項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。ただし、第五項の規定の適用を受けた土地につき第六項の規定の適用を受けることとなる場合は、この限りでない。

15 前各項の規定は、平成四年度に係る賦課期日後に都市計画法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に關する都市計画が当該市町村の区域について定められたことその他の政令で定める事由により新たに市街化区域農地となつた土地に係る固定資産税及び都市

計画について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄

に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	
市町村は、平成四年度分	市町村は、市街化区域設定年度(都市計画法第七条第一項が当該市町村の区域について定められたことその他の政令で定める事由の生じた日(以下本条において「市街化区域設定日」という。)の属する年の翌年の一月一日(当該市街化区域設定日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度をい。以下本条において同じ。)
平成五年度分	市街化区域設定年度分
平成四年度に	市街化区域設定年度に
平成五年度分	市街化区域設定年度の翌年度分
平成四年度に	市街化区域設定年度に
平成三年四月一日	市街化区域設定日
平成四年十一月三十日	市街化区域設定年度の初日の属する年の十一月三十日
平成五年十二月三十一日	市街化区域設定年度の翌年度の初日の属する年の十二月三十一日
平成四年四月一日	市街化区域設定年度分
平成四年度分	市街化区域設定年度分
平成四年四月一日	市街化区域設定年度の初日
平成五年一月三十一日	同年度の翌年度の初日の属する年の一月三十一日
平成四年四月一日	市街化区域設定年度の初日
平成六年一月三十一日	同年度の翌々年度の初日の属する年の一月三十一日
第五項	市街化区域設定年度の翌々年度の初日の属する年の一月三十一日
第十二項	市街化区域設定年度の翌々年度まで
平成五年度まで	市街化区域設定年度の翌々年度まで
平成六年度分	市街化区域設定年度の翌々年度分
平成四年度	市街化区域設定年度
平成五年度分	市街化区域設定年度の翌年度分
第十三項	市街化区域設定年度の翌年度
平成五年度	市街化区域設定年度の翌年度

市町村は、市街化区域設定年度(都市計画法第七条第一項が当該市町村の区域について定められたことその他の政令で定める事由の生じた日(以下本条において「市街化区域設定日」という。)の属する年の翌年の一月一日(当該市街化区域設定日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度をい。以下本条において同じ。)

附則第二十九条の六を削る。

附則第二十九条の七第一項中「昭和五十七年度」を「平成四年度」に改め、同条第二項中「昭和五十八年度」を「平成五年度」に、「及び第二十七条を附則第二十九条の六とする。

第三条 国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項の見出し中「昭和六十四年度から昭和六十六年度まで」を「平成四年度から平成六年度まで」に改め、「当該市街化区域農地のうち、同項に規定するその年度分の固定資産税額の算定について同法附則第十九条の三第一項ただし書(同条第二項及び第四項において適用する場合を含む。)の規定の適用を受ける市街化区域農地については、当該額をその年度に係る同条第一項の表の下欄に掲げる率で除して得た額」を削る。

(施行期日)
附則
第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中特別地方消費税に関する改正規定及び附則第六条の規定 平成三年七月一日
二 第一条中地方税法第五十三条第三項、第七条の八第三項、附則第八条の二、附則第九条第二項及び附則第十二条の改正規定並びに第

平成六年度	市街化区域設定年度の翌々年度
附則第二十九条の五に規定する市街化区域設定年度並びに次条第八項並びに附則第三条、第四条第二項、第五条及び第七条第八項の規定	から起算して三年度を経過した年度

二 条中同法附則第十四条第一項第五号の四及び第三百十四条の二第一項第五号の四の改正規定、同法附則第三十四条第一項の改正規定(以下次条まで)を附則第三十四条の四に改める部分に限る。)、同法附則第三十一条の二の改正規定、同法附則第三十四条の三を削る改正規定、同法附則第三十四条の四を削る改正規定、同法附則第三十四条の四第一項の改正規定(「第三十二条の四第一項」を「第三十二条の三第一項」に改める部分に限る。)並びに同条を同法附則第三十四条の三とする改正規定、第二条の規定(同法附則第十一条の四第三項の改正規定を除く。)並びに次条第六項並びに附則第七条第六項、第十一條、第十二条、第十八条、第二十一条第二項から第六項まで及び第二十三第三項の規定を削る改正規定、第二条の規定(同法附則第十一条の四第三項の改正規定を除く。)並びに次条第六項並びに附則第七条第六項、第十一條、第十二条、第十八条、第二十一条第二項から第六項まで及び第二十三第三項の規定を削る改正規定(「第三十二条の三第一項」に改める部分を除く。)同法附則第三十四条の四第一項の改正規定(「第三十二条の三第一項」に改める部分を除く。)及び同条第三項の改正規定並びに附則第三十二条第一項及び第七項の規定 平成五年四月一日 五 第一条中地方税法附则第十九条の二第一項の改正規定 生产绿地法の一部を改正する法律(平成三年法律第一号)の施行の日

官報(号外)

(道府県民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成三年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中分離課税に係る所得割(新法第三十一条第一項の規定によるものと同様)の適用については、平成三年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりて課する所得割をいふ。以下この項から第四項までにおいて同じ。)に関する部分は、平成三年一月一日以後に支払うべき退職手当等(同条に規定する退職手当等をいう。以下この項から第五項までにおいて同じ。)に関する部分は、平成三年一月一日以後に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われたものに係る新法第五十条の六第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新法第五十条の八の規定の適用については、これら

の規定中「徴収された又は徴収されるべき

分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得

割の額(地方税法及び国有資産等所在市町村交

付金法の一部を改正する法律(平成三年法律第

二号)の施行の日前に支払われた退職手当

等にあつては、同法附則第二条第四項に規定す

る改正後の道府県民税の退職所得割額)」とす

る。

4 前項の規定にかかわらず、新法の規定中分離

課税に係る所得割に関する部分(新法第四十一

条第一項の規定によってその例によることとさ

れる新法第三百二十八条の五第二項の規定によ

る特別徴収に係る部分に限る。)は、平成三年中

に支払うべき退職手当等で平成三年四月一日

(以下「施行日」という。)以後に支払われるもの

について適用し、同年中に支払うべき退職手当

等で施行日前に支払われたものについては、な

お従前の例による。

5 平成三年中に支払うべき退職手当等で施行日

前に支払われたものにつき徴収された分離課税

に係る所得割の額が、該当退職手当等の金額に

ついて新法の規定中分離課税による当該退

職所得割額が記載されたものとみなす。この場

合において、新法第十七条の規定による當該過

納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払

を受けた者に対してもととする。

6 新法第三十四条第一項第五号の四の規定(日

本赤十字社に係る部分に限る。)は、道府県民

税の所得割の納稅義務者が施行日以後に日本赤

十字社に対して支出する寄附金について適用す

る。

7 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中

に終了する事業年度分の法人の道府県民税につ

いて適用し、施行日前に終了した事業年度分の

法人の道府県民税については、なお従前の例によ

る。

8 新法第五十三条第三項(租税特別措置法(昭和

三十二年法律第二十六号)第六十二条の三第一

項の規定による部分に限る。)の規定は、法

人による納入申告書に、改正後の市町村民税の退

職所得割額が記載されたものとみなす。この場

合において、新法第十七条の規定による當該過

納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払

を受けた者に対してもととする。

9 前項前段に規定する場合には、平成三年中に

支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われ

るものに係る新法第三百二十八条の六第一項第

二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等

に係る新法第三百二十八条の十三第一項の規定

の適用については、これらの規定中「徴収された

おいて、新法第十七条の規定による当該過納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行うものとする。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税の不適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

第五条 别段の定めがあるものと同様に規定する部

分は、平成三年中に支払うべき退職手当等で施行日

前に支払われたものにつき徴収された分離課税

に係る所得割の額が、該当退職手当等の金額に

ついて新法の規定中分離課税による当該過

納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払

を受けた者に対して行うものとする。

第六条 新法の規定中特別地方消費税に関する部

分は、平成三年七月一日以後における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第一百三十三条第一項に規定するその他の利用行為をい

う。)に対して課すべき特別地方消費税について

課する特別地方消費税については、なお従前の

例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規

定中個人の市町村民税に関する部分は、平成三

年以後の年度分の個人の市町村民税について

適用し、平成二年度分までの個人の市町村民税

については、なお従前の例による。

2 新法の規定中分離課税に係る所得割(新法第

三百二十八条の規定によつて課する所得割をい

う。以下この項から第五項までにおいて同じ。)

に係る分離課税に係る所得割について適用

し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離

課税に係る所得割については、なお従前の例によ

号) 附則第九条の規定による附則第二十八条第一項の比準課税標準額の通知を受けた日又は同

額」とあるのは、「徵收された又は徵收されるべき分離課税に係る所得割の額」(地方税法及び国

き分離課税に係る所得割の額(地方税法及び國有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成三年法律第
七号)の施行の日前に支払われた退職手当等にあつては、同法附則第七条第四項に規定する改正後の市町村民税の退職所得割額)とする。

新法第三百十一条の二第一項第五号の四の規定(日本赤十字社に関する部分に限る)は、市

町村民税の所得割の納税義務者が施行日以後に日本赤十字社に対して支出する寄附金について適用する。

別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例によ

る。

4 昭和六十四年一月一日から平成三年一月一日までの間に建設され、又は設置された旧法附則第十五条第十項に規定する路外駐車場の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例によ

る。

5 昭和六十一年一月一日から平成二年一月一日までの間に敷設された旧法附則第十五条第十一項に規定する停車場設備等に対して課する固定資産税については、なお従前の例によ

る。

6 昭和六十年四月一日から平成二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例によ

る。

8 新法第三百十一条の八第三項(租税特別措置法第六十二条の三第一項の規定に関する部分に限る)の規定は、法人の平成四年一月一日以後に行う租税特別措置法第六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二年分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十八条第二項第十七号及び第十七号の二の規定は、平成二年一月一日以後に取得された同項に規定する固定資産に対して課する平成三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧法第三百四十八条第二項第十七号に規定する固定資産に対し課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 昭和五十九年一月一日から平成二年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十九項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例によ

る。

8 昭和五十九年一月一日から平成二年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十六項及び第十七項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例によ

る。

9 昭和五十七年一月一日から平成二年一月一日までの間に新築された旧法附則第十六条第五項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例によ

る。

3 市町村長は、第一項の規定により固定資産税

いては、なお従前の例による。

第九条 平成三年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八条第一項、第十九条第一項又は第十九条の四の規定の適用を受ける土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例によ

る。

第十条 平成三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村は、宅地等に対して課する固定資産税又は都市計画税について、新法第三百六十四条第二項の納税通知書の交付期限までに、新法附則第十八条第一項に規定する宅地等調整固定資産税額又は新法附則第二十五条第一項に規定する宅地等調整都市計画税額の算定ができない場合には、当該宅地等について旧法附則第十八条第一項又は第二十五条第一項の規定の適用があるものとして、これらの規定により仮に算定した当該宅地等に係る固定資産税額又は都市計画税額に相当する額(以下この条において「仮算定税額」という。)を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲において、当該宅地等に係る固定資産税又は都市計画税をそれぞれの納期において徴収することができる。

1 2 市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税の算定(以下この条において「本算定」という。)をした場合には、遅滞なく、その旨を納税者に通知しなければならない。この場合において、既に賦課した固定資産税額又は都市計画税の税額の算定(以下この条において「本算定」という。)をした場合には、遅滞なく、その

一部を改正する法律(平成三年法律第
三号)附則第九条の規定による附則第二

(号外) 報官

又は都市計画税を徴収する場合において当該固定資産税又は都市計画税の納税者に交付する納税通知書には、次の事項を内容とする記載をし、又は記載した文書を添付しなければならない。

一 納税通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額は、宅地等については旧法附則第十八条第一項又は第二十五条第一項の規定により仮に算定した額であり、又は当該板に算定した額を含むものであること。

二 既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合には本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合にはその過納額を還付し、又は當該納稅義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充當するものであること。

三 第一項の規定により徴収する固定資産税又は都市計画税について滞納処分をする場合には、当該宅地等について第二項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

四 第十一条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の地方税法の規定中固定資産税に関する部分は、平成四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

五 昭和六十年四月一日から平成三年十二月三十一日までの間に新築され、かつ、貸家の用に供された第二条の規定による改正前の地方税法附則第十六条第三項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

六 昭和六十年四月一日から平成三年十二月三十一日までの間に新築され、かつ、貸家の用に供された第二条の規定による改正前の地方税法附則第十六条第四項に規定する貸家住宅の敷地の

用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対する課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市街化区域農地に対する課する固定資産税又は都市計画税の特例に関する経過措置）

第十二条 平成三年度に係る賦課期日において所 在する第二条の規定による改正前の地方税法附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地で平成三年度分の固定資産税について同法附則第十九条の三第一項ただし書（同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたものに對して課する固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例によ る。

二 平成三年度に係る賦課期日後において第二条の規定による改正後の地方税法附則第十九条の三第二項に規定する地目の変換その他の政令で定める事情により新たに同法附則第十九条の二に規定する市街化区域農地となった土地のうち、当該土地に類似する市街化区域農地が前項に規定する市街化区域農地である場合における当該土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の額は、当該土地が同年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなして、第二条の規定による改正前の地方税法附則第十九条の三及び第十九条の四の規定又は同法附則第二十七条规定の規定による。

三 第二条の規定による改正後の地方税法附則第二十九条の五第一項、第五項又は第十二項の規定の適用を受ける土地に係る固定資産税又は都市計画税については、前二項の規定は、適用しない。ただし、同条第五項の規定の適用を受けた土地につき同条第六項の規定の適用を受けることとなる場合は、この限りでない。

四 第十三条 新法第五百八十六条第二項第一号ロの規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する経過措置）

第十四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税）については、以下のとおり。以下この項 第三項及び第六項において同じ。）の新築又は増築に対して課すべき新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第十五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税）を適用し、平成二年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例によ る。

（新法第五百八十六条第二項第一号ロの規定）

二 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中規定中事業に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税）の適用を受ける部分には、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成三年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に對して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前の土地の取得に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例によ る。

三 旧法第五百八十六条第二項第十三号の三に規定する土地に係る平成三年度分までの土地に對して課する特別土地保有税及び特定地域中小企業対策臨時措置法（昭和六十一年法律第九十七号）が効力を失う日の前日までにされる同号に規定する土地の取得に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

四 新法附則第三十一条の四第三項において読み替えて適用される新法第五百九十九条第一項第三号の規定により平成三年八月三十一日までに申告納付すべき土地の取得に對して課する特別土地保有税については、新法附則第三十一条の四第三項において読み替えて適用される新法第五百九十九条第一項第三号中「七月一日前一年以内」とあり、及び新法附則第三十一条の四第二項中「当該基準日前一年以内」とあるのは、「平成三年四月一日から同年六月三十日までの間」とする。

五 新法附則第三十一条の四第三項において読み替えて適用される新法第五百九十九条第一項第二号の規定により平成四年一月末日までに申告納付すべき土地の取得に對して課する特別土地保有税については、新法附則第三十一条の四第三項において読み替えて適用される新法第五百九十九条第一項第二号中「一月一日前一年以内」とある。

六 新法附則第三十二条の三第四項に規定する事業に對して課すべき事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

（新法附則第三十二条の三第四項に規定する事業に係る事業所税）

三 分までの旧法附則第三十二条の三第二項に規定する事業に對して課すべき事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

（新法附則第三十二条の三第二項に規定する事業に係る事業所税）

四 平成三年十一月十二日までに行われる旧法附則第三十二条の三第四項に規定する施設に係る事業に對して課すべき事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

（新法附則第三十二条の三第四項に規定する施設に係る事業に係る事業所税）

五 新法附則第三十二条の三第四項に規定する事業に對して課すべき事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

（新法附則第三十二条の三第四項に規定する事業に係る事業所税）

六 新法附則第三十二条の三第四項に規定する施設に係る事業に對して課すべき事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

（新法附則第三十二条の三第四項に規定する施設に係る事業に係る事業所税）

5 平成三年十二月四日までに行われる旧法附則

第三十二条の三第八項に規定する施設に係る事業所用家屋の新築又は増築に対し課すべき新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

6 旧法附則第三十二条の三の二第三項に規定する事業のうち平成三年十二月四日までに終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第十五条 新法第七百三十条の四第十七項の規定は、平成三年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第十六条 新法附則第十二条の三の規定は、平成三年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十七条 新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成三年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第十八条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の地方税法の規定中都市計画税に関する部分は、平成四年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成三年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第十九条 新法附則第三十条の二の規定は、平成三年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第二十条 新法附則第三十二条第五項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例等に関する経過措置)

第二十一条 新法附則第三十四条の規定は、所得割の納稅義務者が平成四年一月一日以後に行う租税特別措置法の一部を改正する法律(平成二年法律第二号)による改正後の租税特別措置法(第七項において「改正後の租税特別措置法」という。)第三十一項第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、所得割の納稅義務者が同日に行なった租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第二号)による改正前の租税特別措置法(以下この条において「改正前の租税特別措置法」という。)第三十一項第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、所得割の納稅義務者は、なお従前の例による。

3 平成三年一月一日から同年三月三十一日までの間にを行う新法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三十四条の二第一項の規定の適用により計算される特別控除額の控除に係る部分に限る。)の適用を受けるときは、これらの譲渡については、当該優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第二号)附則第七条第四項の規定によりなお

第一項中「前条の規定の適用については、同条第一項中「百分の三」とあるのは、「百分の一・六」とあるのは「譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する道府県民税の所得割の額は、前条第一項各号の規定にかかわらず、当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額の百分の一・六に相当する額」と、同条第二項中「譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する道府県民税の所得割に係る課税長期譲渡所得金額」とあるのは「譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する道府県民税の所得割」とある。

第一項中「同条第一項」とあるのは「同条第四項において準用する同条第一項」と「百分の三」とあるのは「百分の六」と、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」とある。

5 前項の場合において、所得割の納稅義務者が平成四年一月一日から平成五年三月三十一日までの間に行なう当該特定市街化区域農地等の譲渡に係る譲渡所得については、同項中「租税特別措置法第三十二条の三第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十二条の三第一項」と「附則第三十四条第一項から第三項まで」とあるのは「地方税法及び国有

資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成三年法律第二号)第一項の規定によ

る改正前の地方税法附則第三十四条第一項から第三項まで」とし、所得割の納稅義務者が平成四年一月一日から平成五年三月三十一日までの間に行なう当該特定市街化区域農地等の譲渡に係る譲渡所得については、同項中「租税特別措置法第三十二条の三第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十二条の三第一項」とある。

6 第一項から第三項までの規定を適用」とあるの

は「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成三年法律第一号)附則第七条第四項の規定によりなお

効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第三十二条の三第一項」と、「道

府県民税の所得割については、附則第三十四条第一項から第三項までの規定を適用」とあるの

は「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成三年法律第一号)第一項の規定による改正後の地方税法

第一項から第三項まで」とあるのは「附則第三十

四条第四項において準用する同条第一項第二

号」中「百分の五・五」とあるのは、「百分の五

として、同条第四項において準用する同条第一

項から第三項まで」とあるのは「同条第一項

平成三年三月二十一日 衆議院会議録第十八号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び同報告書

四六

(一) 引き上げること(平成二年分から実施)。
 (二) 基礎控除、配偶者控除、扶養控除及び配偶者特別控除の額をそれぞれ三十一万円(現行三十万円)に引き上げること(平成三年度分から実施)。

(三) 所得割の非課税限度額算定の加算額を十五万円(現行九万円)に引き上げること(平成三年度分から実施)。

(四) 土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、税率を九%(現行特別控除後譲渡益四千円以下の部分六%)、四千万円を超える部分七・五%)に引き上げること(平成五年度分から実施)。

(五) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例について、軽減税率を五%(現行六%)に引き下げ、その適用期間を平成九年度まで延長すること(平成四年度分から実施)。

2 事業税

新開業等七事業に係る非課税措置の廃止に伴う経過措置を一年度間延長すること。

3 特別地方消費税

免税点を飲食等に係るものについて七千五百円(現行五千円)に、宿泊等に係るものについて一万五千円(現行一万円)に引き上げるほか、外国の大便等に対し一定の要件の下に非課税とする措置を講じるとともに、道府県か

ら納稅地の市町村に対し、その収入額の五分の一に相当する額の範囲内における額を交付することとすること(平成三年七月一日から実施)。

4 自動車税、軽自動車税及び自動車取得税

(一) 自動車税、軽自動車税及び自動車取得税について、平成二年自動車排出ガス規制適合車に係る税率の軽減措置を廃止するとともに、電気自動車に係る税率の軽減措置の適用期間を二年延長すること。

(二) 自動車取得税について、平成三年十月一日又は平成四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安基準に適合しないトラクタ、バス等を廃車して新たに取得する当該保安基準に適合するトラクタ、バス等に係る税率の軽減措置(現行税率から〇・二〇%控除)を二年間に限り講ずること(平成三年度分から実施)。

5 固定資産税及び都市計画税

土地に係る平成二年分から平成五年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の額については、評価替えに伴う税負担の調整を図るため、新評価額の平成二年分の課税標準額に対する上昇率の区分に応じて定める次表に掲げる負担調整率を前年度の税額に乗じて得た額を限度とすること。

(1) 長期高農耕地制度を平成三年度限りで廃止すること。

(2) 「保全すべき農地」として、生産緑地法の改正により転用制限の強化等の措置が講ぜられた生産緑地地区内の農地については、一般農地としての課税を行うこと(平成四年度分から実施)。

6 特別土地保有税

(1) 三大都市圏の特定市において、昭和六十年一月一日以後に取得した土地の保有並びに平成三年四月一日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税については、十年間に限り、免税点を千平方メートル(現行特別区及び指定都市の区の区域にあっては二千平方メートル、その他の市の区域にあっては五千平方メートル)に引き下げるとともに、免除制度の対象から、青空駐車場等の用に供する土地を除外すること(平成三年度分から実施)。

(2) 遊休地に対する特別土地保有税の強化を、次のとおり実施すること(平成三年度分から実施)。

① 課税対象は、遊休土地転換利用促進地

住宅用地以外の所 宅地で法人の所 有に係るもの	一・三倍を超え、一・七倍以下のもの 一・七倍を超え、二・一倍以下のもの 一・一倍を超えるもの	一・二・〇五 一・三 一・四
その他の宅地等	一・一五倍以下のもの 一・一五倍を超えて、一・三倍以下のもの 一・三倍を超えて、一・五倍以下のもの 一・五倍を超えて、一・七倍以下のもの 一・七倍を超えて、一・九倍以下のもの 一・九倍を超えるもの	一・一 一・一五 一・二 一・二五 一・三 一・三
農 地	一・〇七五倍以下のもの 一・一五倍を超えて、一・三倍以下のもの 一・三倍を超えて、一・五倍以下のもの 一・五倍を超えるもの	一・〇二五 一・〇五 一・一 一・一五
農	一・〇七五倍を超えて、一・一五倍以下のもの 一・一五倍を超えて、一・三倍以下のもの 一・三倍を超えて、一・五倍以下のもの 一・五倍を超えるもの	一・〇二五 一・〇五 一・一 一・一五
地	一・〇七五倍以下のもの 一・一五倍を超えて、一・三倍以下のもの 一・三倍を超えて、一・五倍以下のもの 一・五倍を超えるもの	一・一 一・一五 一・一 一・一五

(平成四年度分から実施)。

(3) 土地に係る免税点を三十万円(現行十五万円)に、償却資産に係る免税点を二十万円(現行八万円)に、家屋に係る免税点を一百五十万円(現行百万円)にそれぞれ引き上げること(平成三年度分から実施)。

(4) 三大都市圏の特定市において、昭和六十年一月一日以後に取得した土地の保有並びに平成三年四月一日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税については、十年間に限り、免税点を千平方メートル(現行特別区及び指定都市の区の区域にあっては二千平方メートル、その他の市の区域にあっては五千平方メートル)に引き下げるとともに、免除制度の対象から、青空駐車場等の用に供する土地を除外すること(平成三年度分から実施)。

(5) 「宅地化すべき農地」と位置付けられた農地については、平成四年度以後宅地並み課税を行うこと。ただし、所有者が平成四年末までに計画的な宅地化のための計画策定に着手したと認められる農地については、平成五年末までに開発許可、地区計画の策定等が行われた場合に限り、平成四年度から平成六年度まで宅地並み税額の十分の九の額を軽減すること

区として都市計画決定された区域内の千
平方メートル以上の一団の土地とするこ
と。

(2) 課税標準は、時価又は取得価格のいず
れか高い金額とすること。

(3) 税率は一・四%とし、固定資産税額
(保有に係る特別土地保有税の課税対象
であるときは、その税額を含む。)を控除
すること。

7 国民健康保険税

国民健康保険税の課税限度額を四十四万円

(現行四十二万円)に引き上げること(平成三
年分から実施)。

8 非課税等特別措置の整理合理化等

農業振興地域整備法による交換分合により
取得する土地に係る不動産取得税の課税標準

の特例措置、鉱山に設置される騒音防止用の
一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準

の特例措置等を廃止するとともに、公害防止
設備に係る固定資産税の非課税措置等につい
て縮減合理化等を行うほか、不動産取得税、
固定資産税、特別土地保有税、事業所税等の
非課税措置等の適用期限を延長すること(平
成二年分から実施)。

9 国有資産等所在市町村交付金

平成四年度から平成六年度までの各年度分
の市町村交付金について、固定資産の価格の
修正通知又は修正の申出をする場合に比較す
べき類似の土地の価格に係る特例措置を講ず
ること。

10 その他所要の改正を行うこと。

なお、以上の地方税制の改正等により、平成
三年度においては、六千三百四十七億円(平年
度七千四十三億円)の減収が見込まれる。
議案の可決理由
最近における社会経済情勢等にかんがみ、住
民負担の軽減及び合理化等を図らうとする本案
は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決
した。

右報告する。

平成三年二月七日

地方行政委員長 森田 一
衆議院議長 櫻内 義雄殿

右
産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法
律案

国会に提出する。

平成三年二月八日

内閣総理大臣 海部 俊樹

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する
法律

産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第
二百十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

道原知事は、当該道原内の産炭地域につい
て、基本計画に定める地域の区分ごとに、基本計
画の実施を図るために必要な産炭地域振興実施計
画(以下「実施計画」という。)の案を作成し、こ
れを通商産業大臣に提出しなければならない。

第四条中第三項を次のように改める。

道原知事は、実施計画の案を作成しようとす
るときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を
聽かなければならぬ。

第四条中第四項を第五項とし、第三項の次に次
の一項を加える。

道原知事は、実施計画の案を作成しようとす
るときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を
聽かなければならぬ。

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十
六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第一号中ハを削り、ニ
をハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘと
し、チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、同
項第一号の七の次に次の一号を加える。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十
六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第一号中ハを削り、ニ
をハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘと
し、チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、同
項第一号の七の次に次の一号を加える。

第六条中「製造の事業」の下に「その他政令で定
める事業」を加え、「工場用の」を削り、「政令で定
められた」を「行われた」に改める。

第八条中「道府県知事」を「道原知事」に改める。

第十一条中「道府県」を「道県」に、「行ない」を「行
」に改める。

い」に、「行なう」を「行う」に、「こえる」を「超え
る」に改める。

第十五条第五項中「道府県知事」を「道県知事」に
改める。

第十五条第五項及び第十三条の二第一項中「道
府県」を「道県」に、「行なう」を「行う」に改める。

附則第一項中「三十年」を「四十年」に、「道府県」
を「道県に」「昭和七十五年度」を「平成二十一年
度」に改める。

附則第一項(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の
日から起算して九月を超えない範囲内において
政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第一条 この法律の施行前にこの法律による改正
前の産炭地域振興臨時措置法第四条第一項の規
定により定められた産炭地域振興実施計画は、
平成四年三月三十一日までは、この法律による
改正後の産炭地域振興臨時措置法第四条第四項
の規定により定められた産炭地域振興実施計画
とみなす。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十
六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第一号中ハを削り、ニ
をハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘと
し、チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、同
項第一号の七の次に次の一号を加える。

第六条中「製造の事業」の下に「その他政令で定
める事業」を加え、「工場用の」を削り、「政令で定
められた」を「行われた」に改める。

第八条中「道府県知事」を「道原知事」に改める。

第十一条中「道府県」を「道県」に、「行ない」を「行
」に改める。

又は増設したもので政令で定めるものが当
該設備に係る工場用の建物その他政令で定
める建物の敷地の用に供する土地(これと
一体的に使用される土地で政令で定めるも
のを含む。)

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正後の地方税法(以
下「新法」という。)第五百八十六条第二項第一号

の八の規定(土地に対して課する特別土地保有
税に関する部分に限る。)は、附則第一条の政令
で定める日(以下「施行日」という。)以後に新設
され、又は増設される同号に規定する設備を同
号に規定する事業の用に供した場合において、
当該設備の用に供する土地に対して課する特別
土地保有税について適用し、施行日前に新設さ
れ、又は増設された前条の規定による改正前の
地方税法第五百八十六条第二項第一号に規定す
る設備を同号への地区において製造の事業の用
に供した場合において、当該設備の用に供する
土地に対して課する特別土地保有税について
は、なお從前の例による。

2 新法第五百八十六条第二項第一号の八の規定
(土地の取得に対する課する特別土地保有税に
関する部分に限る。)は、施行日以後の土地の取
得に対し課すべき特別土地保有税について適
用し、施行日前の土地の取得に対して課する特
別土地保有税については、なお從前の例によ
る。

3 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十一
六年法律第二百十九号)第二条第一項に規
定する産炭地域のうち政令で定める地区に
おいて、同法第四条第四項の規定により定
められた産炭地域振興実施計画に従つて製
造の事業その他政令で定める事業を営む者
であつて、当該事業の用に供する設備で政
令で定める要件に該当するものを新設し、

4 通商産業大臣は、第一項の規定により提出さ
れた案に基づき、審議会の意見を聴いて、実施
計画を定めるものとする。

第六条中「製造の事業」の下に「その他政令で定
める事業」を加え、「工場用の」を削り、「政令で定
められた」を「行われた」に改める。

第八条中「道府県知事」を「道原知事」に改める。

第十一条中「道府県」を「道県」に、「行ない」を「行
」に改める。

産業地域振興臨時措置法の一部を改正する

法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、産業地域における鉱工業等の振興を促進する等の必要性がなお存続している実情にかんがみ、本法の有効期間を十年延長する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 産業地域振興実施計画の策定手続の変更

(一) 道県知事は、関係市町村長の意見を聴き、産業地域振興実施計画の案を作成し、これを通商産業大臣に提出しなければならない。

(二) 通商産業大臣は、(一)により提出された案に基づき、審議会の意見を聴いて、産業地域振興実施計画を定めるものとする。

2 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の変更

事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った地方公共団体への地方交付税による補てん措置の対象事業に政令で定める事業を追加する。

3 本法の有効期間の延長

この法律は、施行後三十年を経過した日(平成二年十一月十一日)に、その効力を失うこととされているが、施行後四十年を経過した日(平成十三年十一月十一日)に、その効力を失うことに改める。

4 その他、所要の規定を整備する。

二 議案の可決理由

本案は、産業地域の経済的、社会的疲弊が、いまだ解消されていない実情にかんがみ、産業地域振興対策を引き続き講ずるための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の要諾について承認を求める件

正の受諾について承認を求める件及び同報告書

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書

平成三年度石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計石炭勘定の産業地域振興対策費中、十九億六千五百五十二万円が計上され

右報告する。

平成三年三月七日

石炭対策特別委員長 麻生 太郎

衆議院議長 横内 義雄殿

〔別紙〕

産業地域振興臨時措置法の一部を改正する

法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、産業地域振興諸対策を強力かつ計画的に推進するため、産業地域振興基本計画及び実施計画を速やかに策定し、その実効性の確保を図るとともに、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 道県が産業地域振興実施計画の案を作成するに当たっては、関係市町村の意見を十分尊重するとともに、当該実施計画に教育・文化・福祉に関する事項、産業基盤の整備等に関する事項等についても定めるよう道県に要請すること。

二 第八次石炭政策影響地域等に対して、地方公共団体への財政支援の強化、雇用創出型企業の誘致のための施策の充実等について、可及的速やかに重点的かつ強力な支援策を講ずること。

三 地域指定の見直しに当たっては、経済生活圏及び市町村の実情を十分考慮するとともに、指定解除に際しては、合理的な基準に基づいて行なう措置を講ずること。

四 産業地域振興対策を着実に推進するため、必要な財源を確保し、当該地域における事業採択に関係各省が特段の配慮を加える等諸施策の充実に努めるとともに、中央・地方における関係各府間及び関係地方公共団体等との連絡協調体制を一層密密化すること。

放出を無くすことを最終の目標として、この物質の世界における総放出量を平衡に規制する予防措置をとることによりオゾン層を保護することを決意し、

た。必要な資金の規模が予測できること並びにこの資金が科学的に確認されたオゾン層の破壊及びその有害な影響の問題に取り組むため世界の能力を実質的に高めることが期待できることに留意し、

開発途上国に必要な技術の利用に関する措置を含む特別な措置が必要であることを確認し、また、開発途上国に必要な技術の利用に関する措置を含む特別な措置が必要であることを確認し、また、必要な資金の規模が予測できること並びにこの資金が科学的に確認されたオゾン層の破壊及びその有害な影響の問題に取り組むため世界の能力を実質的に高めることが期待できるこ

2 議定書前文の第七段落を次のよう改める。

3 議定書前文の第九段落を次のよう改める。

4 「規制物質」とは、附属書A又は附屬書Bに掲げる物質(他の物質と混合してあるかないかを問わない)をいい、関係附属書に別段の定めがない限り、当該物質の異性体を含む。

ただし、製品(輸送又は貯蔵に使用する容器を除く)の中にあるものを除く。

開発途上国に対する資金供与の制度を設けること等を目的とするものである。我が国がこの改正を受諾することは、環境保全の分野における国際協力を推進するとの見地から有意義であると認められる。よって、その改正を受諾することとしたいたい。これが、この案件を提出する理由である。

5 「生産量」とは、規制物質の生産された量から締約国により承認された技術によって破壊された量及び他の化学物質の製造のための原料として完全に使用された量を減じた量をいう。再利用された量は、「生産量」とはみなさない。

議定書第一条に9として次のように加える。

「過渡的物質」とは、附属書Cに掲げる物質(他の物質と混合してあるかないかを問わない)をいい、同附属書に別段の定めがない限

A 前文

1 議定書第一条4を次のように改める。

2 議定書第一条规定を次のように改める。

3 議定書前文の第六段落を次のように改める。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正

第一条 改正

議定書前文の第六段落を次のように改める。
技術的及び経済的考慮を払い、かつ、開発途上の開発の必要に留意しつつ、科学的知識の充実に努めるとともに、中央・地方における関係各府間及び関係地方公共団体等との連絡協調体制を一層密密化すること。

上國の開発の必要に留意しつつ、科学的知識の充実に努めるとともに、中央・地方における関係各府間及び関係地方公共団体等との連絡協調体制を一層密密化すること。

上國の開発の必要に留意しつつ、科学的知識の充実に努めるとともに、中央・地方における関係各府間及び関係地方公共団体等との連絡協調体制を一層密密化すること。

官報(号外)

り、当該物質の異性体を含む。ただし、製品（輸送又は貯蔵に使用する容器を除く。）の中にあるものを除く。

C 第二条5
議定書第二条5を次のように改める。

5 締約国は、一又は二以上の規制期間において、第二条のAから第二条のEまでに定める生産量の算定値の一部又は全部を他の締約国に移転することができる。ただし、規制物質のグループごとの関係締約国の生産量の算定値の合計がグループごとにこれらの条に定める生産量の算定値の限度を超えないことを条件とする。関係締約国は、この生産量の移転を、その移転の条件及び対象となる期間を示して、事務局に通報する。

D 第二条6

議定書第二条6中「施設のうち」の下に「附屬書A又は附屬書Bに掲げる」を加える。

E 第二条8(a)

議定書第二条8(a)中「この条から第二条のEまでに」、「この条の」を「これらの条に」に改める。

F 第二条9(a)(i)

議定書第二条9(a)(i)中「附屬書A」の下に「又は附屬書B」を加える。

G 第二条9(a)(ii)

議定書第二条9(a)(ii)中「千九百八十六年の水準に対しても」を削る。

H 第二条9(c)

議定書第二条9(c)中「締約国による規制物質の消費量の合計の少なくとも五十パーセントを代表するものを出席しかつ投票する第五条1の規定の適用を受ける締約国の過半数及び出席しかつ投票する同条1の規定の適用を受けない締約国過半数を代表するもの」に改める。

I 第二条10(b)
議定書第二条10(b)を削り、第二条10(a)を第二条10とする。

り、当該物質の異性体を含む。ただし、製品（輸送又は貯蔵に使用する容器を除く。）の中にあるものを除く。

C 第二条5
議定書第二条5を次のように改める。

5 締約国は、一又は二以上の規制期間において、第二条のEまでの規定」に、「この条の定める」を「これらの条に定める」に改める。

J 第二条11
議定書第二条11中「この条の規定」を「この条から第二条のEまでの規定」に、「この条の定める」を「これらの条に定める」に改める。

K 第二条のC 他の完全にハロゲン化されたクロロフルオロカーボン

議定書に第一条のCとして次の一条を加える。

L 第二条のC 他の完全にハロゲン化されたクロロフルオロカーボン

1 締約国は、千九百九十三年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附屬書BのグループIに属する規制物質の消費量の算定値が千九百八十九年ににおける当該物質の消費量の算定値の八十八パーセントを超えないことを確保する。当該物質の一又は二以上を生産する締約国は、これらの期間ごとの当該物質の生産量の算定値が千九百八十九年の生産量の算定値の八十八パーセントを超えないことを確保する。ただし、当該物質の適用を受ける締約国的基本的な国内需要を満たすため、千九百八十九年の生産量の算定値の十パーセントを限度として当該算定値の八十八パーセントを超えることができる。

M 第二条のD 四塩化炭素
議定書に第二条のDとして次の一条を加える。

1 締約国は、千九百九十五年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附屬書BのグループIIに属する規制物質の消費量の算定値が千九百八十九年ににおける当該物質の消費量の算定値を超えないことを確保する。当該物質を生産する締約国は、これらの期間ごとの当該物質の生産量の算定値が千九百八十九年の生産量の算定値を超えないことを確保する。ただし、当該算定値の十パーセントを超えて当該算定値を超過する当該物質の消費量の算定値を超えないことを確保する。当該物質を生産する締約国は、これらの期間ごとの当該物質の生産量の算定値が千九百八十九年の生産量の算定値を超えないことを確保する。ただし、当該算定値の十パーセントを超えて当該算定値を超過する当該物質の消費量の算定値を超えないことを確保する。

N 第二条のE 一・一・一・一トリクロロエタン（メチルクロロホルム）
クロロエタン（メチルクロロホルム）

議定書に第二条のEとして次の一条を加える。

O 第二条のF 二・一・一・一トリクロロエタン（メチルクロロホルム）
クロロエタン（メチルクロロホルム）

議定書に第二条のFとして次の一条を加える。

P 第二条のG 二・一・一・一トリクロロエタン（メチルクロロホルム）
クロロエタン（メチルクロロホルム）

議定書に第二条のGとして次の一条を加える。

満たすため、千九百八十九年の生産量の算定値の十パーセントを限度として当該算定値の十五パーセントを超えることができる。

3 締約国は、二千一年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの当該物質の生産量の算定値は、第五条1の規定の適用を受ける締約国的基本的な国内需要を満たすため、千九百八十九年の生産量の算定値の十五パーセントを限度として零を超えることができる。

期間ごとの当該物質の生産量の算定値が零を超えないことを確保する。ただし、当該締約国の生産量の算定値は、第五条1の規定の適用を受ける締約国的基本的な国内需要を満たすため、当該算定値の十五パーセントを限度として零を超えることができる。

4 締約国は、二千一年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの当該物質の生産量の算定値が千九百八十九年の生産量の算定値の七十八パーセントを超えないことを確保する。ただし、当該締約国

議定書第二条9(a)(i)中「附屬書A」の下に「又は附屬書B」を加える。

議定書第二条8(a)中「この条から第二条のEまでに」、「この条の」を「これらの条に」に改める。

議定書第二条9(a)(i)中「附屬書A」の下に「又は附屬書B」を加える。

議定書第二条9(a)(ii)中「千九百八十六年の水準に対しても」を削る。

議定書第二条9(c)中「締約国による規制物質の消費量の合計の少なくとも五十パーセントを代表するものを出席しかつ投票する第五条1の規定の適用を受ける締約国の過半数及び出席しかつ投票する同条1の規定の適用を受けない締約国過半数を代表するもの」に改める。

I 第二条10(b)
議定書第二条10(b)を削り、第二条10(a)を第二条10とする。

の算定値は、第五条の規定の適用を受ける締約国が基礎的な国内需要を満たすため、千九百八十九年の生産量の算定値の十パーセントを限度として当該算定値の七十パーセントを超えることができる。

3 締約国は、二千零一年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書BのグループIIIに属する規制物質の消費量の算定値が千九百八十九年における当該物質の消費量の算定値の三十パーセントを超えることを確保する。

4 締約国は、二千零一年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの当該物質の生産量の算定値が千九百八十九年の生産量の算定値の三十パーセントを超えないことを確保する。当該物質を生産する締約国は、これらの期間ごとの当該物質の生産量の算定値が千九百八十九年における当該物質の消費量の算定値の三十パーセントを超えないことを確保する。

5 締約国は、千九百九十二年に、この条に定める削減の計画よりも速やかな削減の計画の実行可能性を検討する。

1 議定書第三条中「前条」を「第二条から前条まで」と改める。

N 第三条 規制値の算定

議定書第三条中「前条」を「第二条から前条まで」と改める。

2 議定書第三条中「附属書A」の下に「又は附属書B」を加える。

O 第四条 非締約国との貿易の規制

1 議定書第四条から今までを次のように改め

る。

1 締約国は、千九百九十年一月一日以降この

議定書の締約国でない国から附属書Aに掲げる規制物質を輸入することを禁止するものと

する。

1 の二 締約国は、この議定書の締約国でない

国から附属書Bに掲げる規制物質を輸入する

ことをこの1の二の規定の効力発生の日から

一年以内に禁止するものとする。

2 締約国は、千九百九十三年一月一日以降こ

の議定書の締約国でない国に対し附属書Aに

掲げる規制物質を輸出することを禁止するも

のとする。

2 の二 締約国は、この2の二の規定の効力発生の日の後一年を経過した日以後この議定書の締約国でない国に対し附属書Bに掲げる規制物質を輸出することを禁止するものとす

る。

3 締約国は、千九百九十二年一月一日までに、

条約第十条に定める手続に従つて、附属書Aに掲げる規制物質を含んでる製品の表を附

属書として作成するものとする。当該附属書

に対し当該手続に従つて異議の申立てを行わなければならぬこととする。

4 の二 締約国は、この4の二の規定の効力発生の日から五年以内に、この議定書の締約国でない国から附属書Bに掲げる規制物質を用いて生産された製品（規制物質を含まないものに限る）を輸入することを禁止し又は制限するとの実行可能性について決定するものとする。締約国は、実行可能であると決定した場合には、条約第十条に定める手続に従つて、当該製品の表を附属書として作成する。

5 締約国は、規制物質を生産し及び利用するための技術をこの議定書の締約国でない国に對し輸出することをできる限り抑制することを約束する。

議定書第四条8を次のように改める。

8 この条の規定にかかるわらず、この議定書のものとする。当該附属書に対し当該手続に従つて異議の申立てを行わなかつた締約国は、

この議定書の締約国でない国から当該製品を輸入することを当該附属書の効力発生の日か

ら一年以内に禁止するものとする。

4 締約国は千九百九十四年一月一日までに、この議定書の締約国でない国から附属書Aに掲げる規制物質を用いて生産された製品（規制物質を含まないものに限る。）を輸入することを禁止し又は制限することの実行可能性について決定するものとする。締約国は、実行可能であると決定した場合には、条約第十条に定める手続に従つて、当該製品の表を附属書として作成する。当該附属書に対し当該手続に従つて異議の申立てを行わなかつた締約国は、この議定書の締約国でない国とは、国又は地域的な経済統合のための機関であつて、特定の規制物質に関する規制物質に適用される規制措置に拘束されることについて同意していないものを

いう。

5 議定書第五条を次のように改める。

P 第五条 開発途上国との特別な事情

1 開発途上国である締約国で、当該締約国

に掲げる規制物質の消費量の算定値

が当該締約国についてこの議定書が効力を生

ずる日において又はその後千九百九十九年一

月一日までのいずれかの時点において一人当

たり〇・三キログラム未満であるものは、基

礎的な国内需要を満たすため、第二条のAか

ら第二条のEまでに定める規制措置の実施時

期を十年遅らせることができる。

2 1の場合において、1の規定の適用を受け

る締約国は、附属書Aに掲げる規制物質の消

費量の算定値が一人当たり〇・三キログラム

を超えないようにして、かつ、附属書Bに掲げ

る規制物質の消費量の算定値が一人当たり

〇・二キログラムを超えないようにする。

3 1の規定の適用を受ける締約国は、第一條

のAから第二条のEまでに定める規制措置を

実施する場合には、当該規制措置を遵守する

ための基準として次の値を使用することがで

きる。

(2) 附属書Aに掲げる規制物質については、一千九百九十五年から千九百九十七年までの各年の消費量の算定値の平均値又は消費量

の算定値が一人当たり〇・三キログラムとなる値のいずれか低い値

(b) 附属書Bに掲げる規制物質については、一千九百九十八年から二千年までの各年の消費量の算定値の平均値又は消費量の算定値が一人当たり〇・二キログラムとなる値のいずれか低い値

4 1の規定の適用を受ける締約国は、第二条のAから第二条のEまでに定める規制措置が自國について適用されるまでの間のいずれかの時点において規制物質の供給を十分に得ることができないと認める場合には、その旨を事務局に通報することができる。事務局は、その通報の写しを直ちに締約国に送付するものとし、締約国は、その後の最初の会合においてこれについて検討し、るべき適切な措置を決定する。

5 1の規定の適用を受ける締約国が第二条のAから第二条のEまでに定める規制措置に従う義務を履行する能力を増大させ、当該規制措置を実施していくことは、第十条に定める資金協力及び第十条のAに定める技術移転の効果的な実施に依存する。

6 1の規定の適用を受ける締約国は、すべての実行可能な措置をとつたにもかかわらず、第十条及び第十条のAの規定の不十分な実施のため第二条のAから第二条のEまでに定められた規制措置をとつたにもかかわらず、その旨をいすれの時点において事務局に通報することができる。事務局は、その通報の写しを直ちに締約国に送付するものとし、締約国は、その後の最初の会合において、5の規定に十分留意しつつこれについて検討し、るべき適切な措置を決定する。

7 6の通報から適切な措置が決定される締約国の会合までの期間又は当該締約国の会合が一層長い期間を決定する場合にはその期間、

違反についての第八条の手続は、当該通報を行った締約国については、適用しない。

8 締約国の会合は、一千九百九十五年までに、

1の規定の適用を受ける締約国の状況(当該締約国に対する資金協力及び技術移転の効果的な実施を含む)を検討し、当該締約国に適用される規制措置の計画に関して必要な修正を採択する。

9 4、6及び7の規定に基づく締約国の決定は、第十条の規定に基づいて行う決定に適用される手続と同じ手続に従つて行う。

Q 第六条 規制措置の評価及び再検討

議定書第六条中「第二条に定める規制措置」を「第一条から第二条のEまでに定める規制措置並びに附属書CのグループIに属する過渡的物質の生産量、輸入量及び輸出量に関する状況」に改める。

R 第七条 資料の提出

議定書第七条を次のように改める。

1 締約国は、一千九百八十六年における附属書

Aに掲げる規制物質との自國の生産量、輸入量及び輸出量に関する統計資料又は、当該統計資料が得られない場合には、その最良の推定値を締約国となつた日から三箇月以内に事務局に提出する。

2 締約国は、一千九百八十九年における附属書Bに掲げる規制物質及び附属書CのグループIに属する過渡的物質との自國の生産量、輸入量及び輸出量に関する統計資料又は、当該統計資料が得られない場合には、その最良の推定値を締約国となつた日から三箇月以内に事務局に提出する。

3 締約国は、附属書Bに掲げる物質に関する規定が自國について効力を生じた日の後三箇月以内に事務局に提出する。

4 締約国は、附属書Bに掲げる物質に関する規定が自國について効力を生じた年及びその後の各年に、附属書A及び附属書Bに掲げる規制物質並びに附属書CのグループIに

属する過渡的物質ごとに自國の年間生産量(第一条5に定義されるもの)及び次の量に関する統計資料を事務局に提出する。

原料として使用された量

締約国により承認された技術によって破壊された量

締約国及び非締約国それぞれとの間の輸入量及び輸出量

統計資料は、当該統計資料に係る年の末から遅くとも九箇月以内に送付する。

4 第二条8(a)の規定の適用を受ける締約国については、関係する地域的な経済統合のための機関が当該機関と当該機関の構成国でない国との間の輸入量及び輸出量に関する統計資料を提出する場合には、輸入量及び輸出量に関する統計資料についての1から3までに定める義務は、履行されたものとする。

S 第九条 研究、開発、周知及び情報交換

議定書第九条1(a)を次のように改める。

(a) 規制物質及び過渡的物質の封じ込め、回収、再利用若しくは破壊の方法を改善し又は他の方法により規制物質及び過渡的物質の放出を削減するための最良の技術

T 第十条 資金供与の制度

議定書第十条を次のように改める。

第十条 資金供与の制度

議定書第十条を次のように改める。

1 締約国は、第五条1の規定の適用を受ける締約国による第二条のAから第二条のEまでに定める規制措置の実施を可能とするために、当該締約国に対し資金協力及び技術協力(技術移転を含む)を行うことを目的とする制度を設ける。当該制度に対する提出は、当該締約国に対する他の資金の移転とは別に追加的に行われるものとし、当該制度は、当該締約国によるこの議定書に定める規制措置の実施を可能とするためにすべての合意された増加費用を賄うものとする。増加費用の種類を示す表は、締約国がその会合において決定する。

2 1の規定に基づき設けられる制度は、多数国間基金を含むものとする。また、当該制度は、多数国間協力、地域的協力及び二国間協力による他の手段を含むことができる。

3 多数国間基金は、次のことを行う。

(a) 贈与又は緩和された条件により、かつ、締約国が決定する基準に従い、合意された増加費用を賄うこと。

(b) 次に掲げる情報交換及び情報提供に関する活動に對して資金供与を行うこと。

(i) 國別調査その他の技術協力の実施を通じて第五条1の規定の適用を受ける締約国が協力を必要とする事項を特定することを支援すること。

(ii) (i)の規定により特定された事項のための技術協力を促進すること。

(iii) 開発途上国である締約国たため、前条の規定に従い情報及び関連資料を配布し、研究集会及び研修会を開催し並びにその他の関連する活動を行うこと。

4 1の規定により特定された事項のための技術協力を促進すること。

- 5 締約国は、多数国間基金の目的を達成するため、資金の支出に関するものを含め、具体的な運営方針、運営指針及び事務上の取決めを策定し並びにそれらの実施状況を監視するための執行委員会を設置する。執行委員会は、国際復興開発銀行、国際連合環境計画、

国際連合開発計画又は専門知識に応じたその他の適当な機関の協力及び援助を得て、締約国が合意した付託事項に定める役務及び責任を遂行する。執行委員会の構成国は、第五条1の規定の適用を受ける締約国及び同条1の規定の適用を受けない締約国が衡平に代表されるよう選出され、締約国がこれを承認する。

6 多数国間基金は、国際連合の分担率を基礎として、交換可能な通貨又は特定の場合には現物若しくは自国通貨により、第五条1の規定の適用を受けない締約国の拠出によつて賄われる。他の締約国からの拠出も、勧奨される。二国間協力及び、締約国が決定によつて合意される特別な場合には、地域的協力のための支出は、締約国が決定によつて定められる基準に従つて、かつ、当該協力が少なくとも次の要件を満たすことを条件として、多数国間基金への拠出とみなすことができる。

(a) 厳密な意味で議定書の規定の遵守に関連すること。
(b) 追加的な資金を供与する」。
(c) 合意された増加費用を賄つること。

7 締約国は、財政期間ごとに多数国間基金の予算及び当該予算に対する各締約国の拠出の比率を決定する。

8 多数国間基金の資金は、受益国となる締約国との同意の下に支出する。この条の規定に基づく締約国が決定は、可能な限りコンセンサス方式によつて行う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、当該決定は出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数であつて出席しかつ投票する第五条1の規定の適用を受ける締約国の過半数及び出席し

かつ投票する同条1の規定の適用を受けない締約国の過半数を代表するものによる議決で採択する。

10 「」の条に定める資金供与の制度は、他の環境問題に關して策定される将来の取極に影響を及ぼすものではない。

U 第十条の A 技術移転

議定書に第十条の A として次の一条を加える。

第十条の A 技術移転

締約国は、次のことを確保するため、資金供与の制度によつて支援される計画に合致したすべての実行可能な措置をとるものとする。

(a) 最も有効で環境上安全な代替品及び関連技術を第五条1の規定の適用を受ける締約国に対し速やかに移転すること。

(b) (a)の移転が公正で最も有利な条件の下に行われること。

V 第十一条 締約国の会合

議定書第十二条の(4)を次のように改める。

(g) 規制措置及び過渡的物質に関する状況を第六条の規定に従つて評価すること。

W 第十七条 効力発生の後に参加する締約国

議定書第十九条を次のように改める。

締約国は、第二条の A 1 に定める義務を四年のEまでを加える。

X 第十九条 脱退

議定書第十九条中「第二条」の下に「から第二条のEまで」を加える。

グループ	物質	質	オゾン破壊係数
グループI	CHFCI ₂ (HCFC-21)	-	-
	CHFCI(HCFC-22)	-	-
	CH ₂ FCI(HCFO-31)	-	-
	C ₂ HFCI ₂ (HCFC-121)	-	-
	C ₂ HFCI ₃ (HCFC-122)	-	-
	C ₂ HFCI ₃ (HCFC-123)	-	-
	C ₂ HFCI(HCFC-124)	-	-
	C ₂ H ₂ FCI ₃ (HCFC-131)	-	-
	C ₂ H ₂ FCI ₂ (HCFC-132)	-	-
	C ₂ H ₂ FCI(HCFC-133)	-	-
	C ₂ H ₃ FCI ₂ (HCFC-141)	-	-
	C ₂ H ₃ FCI(HCFC-142)	-	-
	C ₂ H ₄ FCI(HCFC-151)	-	-
	C ₃ HFCI ₂ (HCFC-221)	-	-
	C ₃ HFCI ₂ (HCFC-222)	-	-

注 「」の化学式は、-1-1-1-トロクロロエタンを指さない。

附屬書C 過渡的物質

議定書に次の附屬書を加える。

Y 附屬書

1 Jの改正は、議定書の締約国である二十以上の国又は地域的な経済統合のための機関によりこの改正の批准書、受諾書又は承認書が寄託されじる」とを条件として一千九百九十二年一月一日に効力を生ずる。同日までに当該条件が満たされなかつた場合には、「この改正は、当該条件が満たされた日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2 地域的な経済統合のための機関によつて寄託される文書は、1の規定の適用上、当該機関の構成国によつて寄託されたものに追加して数えではない。

3 1の規定に基づき「この改正が効力を生じた後は、この改正は、1の締約国以外の議定書の締約国については、その批准書、受諾書又は承認書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

C3H2F2Cl4(HCFC-223)
C3H2Cl3(HCFC-224)
C3H2Cl2(HCFC-225)
C3H2Cl(HCFC-226)
C3H2FCl5(HCFC-231)
C3H2FCl4(HCFC-232)
C3H2F3Cl3(HCFC-233)
C3H2F4Cl2(HCFC-234)
C3H2FCl(HCFC-235)
C3H3FCl4(HCFC-241)
C3H3FCl3(HCFC-242)
C3H3F2Cl2(HCFC-243)
C3H3FCl(HCFC-244)
C3H4FCl3(HCFC-251)
C3H2F2Cl2(HCFC-252)
C3H3FCl(HCFC-253)
C3H4FCl2(HCFC-261)
C3H2F2Cl(HCFC-262)
C3H6FCl(HCFC-271)

第一條 効力発生

1 Jの改正は、議定書の締約国である二十以上の国又は地域的な経済統合のための機関によりこの改正の批准書、受諾書又は承認書が寄託されじる」とを条件として一千九百九十二年一月一日に効力を生ずる。同日までに当該条件が満たされなかつた場合には、「この改正は、当該条件が満たされた日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2 地域的な経済統合のための機関によつて寄託される文書は、1の規定の適用上、当該機関の構成国によつて寄託されたものに追加して数えではない。

3 1の規定に基づき「この改正が効力を生じた後は、この改正は、1の締約国以外の議定書の締約国については、その批准書、受諾書又は承認書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

地球を取り巻くオゾン層は、太陽光線のうち生物に有害な紫外線の大部分を吸収しているが、このオゾン層は、冷蔵庫等の冷媒、電子部品の洗浄剤、スプレーの噴射剤等として広く使用されているフロン、消火剤として利用されているハロン等の物質により破壊されることが調べられ、この問題に対する対応として、昭和六十年三月に「オゾン層の保護を目的とする国際協力のための基本的枠組み」を設立し、技術移転を促進すること。

2 非締約国に対して、現行の規制物質の輸出を禁止し、新規規制物質についても現行の規制物質と同様の貿易上等の制限を行うこと。

3 オゾン層破壊物質のおそれはあるがフロン代替物質として当面使用を続けるを得ない物質を「過渡的物質」として特定し、締約国は、その生産量及び輸出入量に関する統計資料等を事務局に提出すること。

4 開発途上国である締約国が規制措置を実施するに当たり生じる困難に対処するための措置を整備するとともに、資金供与の制度を設定し、技術移転を促進すること。

1 本件の議決理由

本改正を受諾することは、環境保全の分野における国際協力に、より一層資するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきであると議決した次第である。

右報告する。

平成三年三月八日

衆議院議長 櫻内 義雄殿

右

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律

都市公園等整備緊急措置法（昭和四十七年法律第六十七号）の一部を次のよう改定する。

第三条第一項中「昭和六十一年度」を「平成二年度」に改める。

第四条第一項中「昭和六十一年度以降四箇年間」を「平成三年度以降五箇年間」に改める。

附則

この法律は、平成二年四月一日から施行する。

理由

都市公園等整備緊急措置法（昭和四十七年法律第六十七号）の一部を次のよう改定する。

第三条第一項中「昭和六十一年度」を「平成二年度」に改める。

第四条第一項中「昭和六十一年度以降四箇年間」を「平成三年度以降五箇年間」に改める。

附則

この法律は、平成二年四月一日から施行する。

た日の後九十日目の日に効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

後調査・研究の結果、議定書の定める規制措置のみでは、オゾン層の破壊の進行を阻止するには困難であり、オゾン層保護のためには一層強化された措置を早急に実施することが必要である」とが国際的に認識されるに至つた。かかる認識の下に、平成元年五月、ヘルシンキで開催された議定書の締約国的第一回会合においてオゾン層の保護のための措置の強化、開発途上国に対する援助の必要性を語ったヘルシンキ宣言が採択され、同宣言を受けて議定書の改正の検討を行うことが基本的に合意された。その後検討された結果、平成二年六月二十九日、ロンドンで開催された議定書の締約国第二回会合において、Jの改正が全会一致で採択された。

本改正の主な内容は、次のとおりである。

1 規制対象となつていた十種類のフロン、四塩化炭素及びメチクロロホルムを新たに規制物質として追加し、その生産及び消費を段階的に削減して今世紀中又は一千五年までに全廃する。

2 非締約国に対して、現行の規制物質の輸出を禁止し、新規規制物質についても現行の規制物質と同様の貿易上等の制限を行うこと。

3 オゾン層破壊物質のおそれはあるがフロン代替物質として当面使用を続けるを得ない物質を「過渡的物質」として特定し、締約国は、その生産量及び輸出入量に関する統計資料等を事務局に提出すること。

4 開発途上国である締約国が規制措置を実施するに当たり生じる困難に対処するための措置を整備するとともに、資金供与の制度を設定し、技術移転を促進すること。

なお、本改正は、締約国である二十以上の国又は地域的な経済統合のための機関が批准、受

諾又は承認することを条件として平成四年一月一日に効力を生ずる。同日までに当該条件が満たされなかつた場合には、当該条件が満たされ

たことにより都市環境の改善を図るために、新たに平成三年度を初年度とする都市公園等整備五箇年計

画を策定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、都市公園等の緊急かつ計画的な整備を促進することにより都市環境の改善を図るために、所要の改正を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

- 建設大臣は平成三年度を初年度とする都市公園等整備五箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めるべきものとする。
- 国は、平成三年度以降五箇年間は、一定の公園又は緑地の設置に要する費用に充てる資金の一部を、無利子で貸し付けることができるものとする。
- この法律は、平成三年四月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、未だ立ち遅れている都市公園等の整備を促進し、都市環境の改善を図るための措置として妥当なるものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

本案施行に要する経費は、平成三年度産業投資特別会計予算社会資本整備勘定公園事業資金貸付金二百八十億五千二百万円の中に計上されている。

右報告する。

平成三年三月八日

建設委員長 桜井 新

[別紙]

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に

留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 公園・緑地の整備が立ち遅れている現状から

人がみ、第五次五箇年計画の完全達成を期すとともに、地方公共団体の財政負担の軽減に

いたそう配慮すること。

また、地方公共団体の公園用地の先行的取得に対する援助措置を強化すること。

二 国民の安全の確保、健康の保持増進、自然とのふれあい、レクリエーション需要、身体障害者への配慮等多様な要請に対応した公園等の整備に努めること。

三 公園・緑地の整備を推進するため、国・公有地、工場跡地、市街化区域内農地等の積極的な活用に努めるとともに、財政投融資資金の積極的な導入を図ること。

第九十六条ノ二中「千円」を「五十万円」に改める。

第九十六条ノ二第一項中「五千円」を「一百五十万円」に改める。

第一百四条及び第一百五条ノ二中「二百五十万円」を「二十万円」に改める。

第一百六条第三号及び第一百七条中「五十円」を「十万円」に改める。

第一百六条第二項中「百円」を「十万円」に改める。

第一百六条第一項中「千円」を「五十万円」に改める。

第一百七十七条ノ一中「三千円」を「百五十万円」に改める。

第一百二十二条中「三百円」を「二十万円」に改める。

第一百一十八条第一項中「百円」を「十万円」に改める。

第一百一十七条ノ二中「五百円」を「三十万円」に改める。

第一百一十九条第一項中「五百円」を「三十万円」に改め、同条第一項中「千円」を「五十万円」に改める。

第一百二十三条及び第一百二十四条第一項中「二百円」を「二十万円」に改める。

第一百二十九条第一項中「五百円」を「三十万円」に改め、同条第一項中「千円」を「五十万円」に改める。

第一百二十三条中「五十円」を「十万円」に改める。

第一百二十九条中「五百円」を「三十万円」に改め、同条第一項中「千円」を「五十万円」に改める。

第一百三十四条第一項中「百円」を「十万円」に改める。

第一百三十三条中「五百円」を「三十万円」に改め、同条第一項中「五百円」を「三十万円」に改める。

第一百三十四条第一項中「百円」を「十万円」に改める。

第一百三十五条中「十錢」を「千円」に、「二十円」を「一万円」に改める。

第一百三十五条中「十錢」を「千円」に、「二十円」に改める。

第一百三十五条第一項中「五千円」を「五十万円」に改める。

第一百三十五条第一項中「五百円」を「三十万円」に改める。

第一百三十五条第一項中「五百円」を「三十万円」に改める。

第一百六十条中「五百円」を「三十万円」に改める。

第一百六十一条ノ二第一項中「五百円」を「三十万円」に改める。

第一百六十二条中「五百円」を「三十万円」に改める。

第一百三十四条ノ一中「一千円」を「百万円」に改める。
 第一百四十七条中「千円」を「五十万円」に改める。
 第二百五十四条中「百円」を「十万円」に改める。
 第一百五十六条第二項中「千円」を「五十万円」に改める。
 第二百六十二条中「五百円」を「三十万円」に改める。
 第二百六十二条中「五百円」を「五十万円」に改める。
 第二百六十二条中「五百円」を「三十万円」に改める。
 第二百六十二条中「五百円」を「五十万円」に改める。
 第二百六十三条中「五十円」を「十万円」に改める。
 第二百六十三条中「五十円」を「十万円」に改める。

(刑法施行法の一部改正)
 第二条 刑法施行法(明治四十一年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。
 第二十条中「又ハ金額」を削る。
 (暴力行為等処罰に関する法律の一部改正)
 第三条 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。
 第一条中「刑法」の下に「(明治四十年法律第四十五条)」を加え、「五百円」を「三十万円」に改める。
 第二条第一項中「百円」を「十万円」に改める。
 第二条第一項中「五千円」を「十万円」に改める。
 第二条第一項中「五百円」を「三十万円」に改める。
 第二条第一項中「五百円」を「十万円」に改める。
 第二条第一項中「五百円」を「十万円」に改める。

(経済関係罰則の整備に関する法律の一部改正)
 第四条 経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。
 第五条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項中「五百円」を「二百五十万円」に改める。
 第二条第一項中「五千円」を「二百五十万円」に改める。
 第二条第一項中「五百円」を「二万円」に改める。
 第二条第一項中「五百円」を「二万円」に改める。
 第二条第一項中「五百円」を「二万円」に改める。
 第二条第一項中「五百円」を「二万円」に改める。
 第二条第一項中「五百円」を「二万円」に改める。
 第二条第一項中「五百円」を「二万円」に改める。

(経済関係罰則の整備に関する法律の一部改正)
 第四条 経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。
 第五条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項中「五百円」を「二万円」に改める。
 第二条第一項中「五百円」を「二万円」に改める。
 第二条第一項中「五百円」を「二万円」に改める。
 第二条第一項中「五百円」を「二万円」に改める。
 第二条第一項中「五百円」を「二万円」に改める。
 第二条第一項中「五百円」を「二万円」に改める。
 第二条第一項中「五百円」を「二万円」に改める。
 第二条第一項中「五百円」を「二万円」に改める。
 第二条第一項中「五百円」を「二万円」に改める。

(交通事件即決裁判手続法の一部改正)
 第七条 交通事件即決裁判手続法(昭和二十九年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。
 第三条第一項中「五万円」を「五十万円」に改める。
 第四条第一項中「前条第一項各号に掲げる罪」を「刑法(明治四十年法律第四十五号)、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)及び経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)」に改め、同条第二項中「但書」を「ただし書」に改め、同条第三項中「定め」を「定めた」、「但し」を「ただし」に改め、同条を第二条とする。
 第五条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。
 第二十八条中「刑法」の下に「(明治四十年法律第四十五号)」を加え、「乃至第四十一条」を「から第四十一条まで」に、「あたる」を「当たる」に改める。
 第二条第一項中「五千円」を「二百五十万円」に改める。
 第二条第一項中「五百円」を「三十万円(刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、二万円)」に、「あたる」を「当たる」に改める。
 第二条第一項中「五百円」を「三十万円(刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、二万円)」に、「あたる」を「当たる」に改める。

行後に制定された法令（この法律の施行の際にまだ施行されていないものを含む。）により新設され、又は改正された罰則についても、適用する。

理由

経済事情の変動等に伴い、刑法その他の刑罰法規の罰金及び科料の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年の経済事情の著しい変動等の下で、刑法その他の刑罰法規に定める罰金及び科料の額等を現行のままにとどめておくことが財産刑の刑罰としての機能を低下させるばかりでなく、刑事司法の適正な運営を阻害するおそれも少なくない状況に立ち至っていることにからみ、罰金及び科料の額等を現在の経済事情に適合したものに改定しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 刑法を改正し、罰金の額を一万円に、科料の額を千円以上一万円未満に引き上げた上、刑法の罪について定める罰金の多額を原則的に現行の一・五倍に改定することとする。なお、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律についても同様の手当てをすることとする。
- 2 刑事訴訟法を改正し、同法に定める罰金及び過料の多額を十万円に引き上げることとし、併せて勾留及び逮捕が制限される罪の基準となる罰金の額、公判期日における被告人の出頭義務及びその免除の基準となる罰金の額並びに略式命令が許される罰金の限度額等をそれぞれ一・五倍に改定するほか、未決勾留日数に関する一日の法定通算の基準となる

罰金額を四千円に引き上げることとする。

3 罰金等臨時措置法を改正し、刑法ほか二法の罪以外の罪で罰金多額が二万円に満たないものについては一律にこれを二万円に、罰金

寡額が一万円に満たないものについては一律にこれを一万円に引き上げるほか、命令への罰金の委任の限度額についても二万円に引き上げることとする。

4 地方自治法を改正し、条例に罰則を設ける際には定め得る罰金の最高限度を百万円に引き上げることとする。

二 議案の可決理由

本案は、経済事情の変動等に伴い、刑法その他の刑罰法規の罰金及び科料の額を改定するとともに、これに関連する手続的な整備を行おうとするものであり、その措置は妥当なものと認められる。よって、これを可決すべきものと認めた次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に伴う予算措置
本案施行に伴う増収見込額は、平成三年度において、約百一億円である。

右報告する。

平成三年二月十一日

衆議院議長 櫻内 義雄殿 法務委員長 伊藤 公介

〔別紙〕

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 逮捕・勾留等の限界罰金額における刑法等三法の罪とその他の罪との間の区別を早期に解消し、一元化を図ること。

一 罰金が選択刑として定められていない財産犯及び公務執行妨害罪に罰金刑を導入することを検討すること。

一 罰金刑に限らず他の刑罰を含め、現行刑罰の適正化を図るとともに、尊属殺重罰規定の見直し、刑罰法令の現代用語化等について検討すること。

一 行政罰則の適正化を図るとともに、その見直しを検討すること。